

を圖つたので、組合組織の計畫勃興するに至つた。
今昭和四年末現在に於ける水利組合の状況を見れば次の通りである。

組合数	既定工事を完了せる組合	工事中又は起工準備中に屬する組合
蒙 利 面 積	一三五、一五四町歩	七〇、八七〇町歩
事 業 費	七六、三六〇、一五二圓	三九、二三四、七九八圓
反 當 り 事 業 費	五六圓五〇錢	五五圓三六錢

五 朝鮮産米増殖計畫

朝鮮に於ける米穀の生産の増加は、民衆の經濟に大なる影響を及ぼすのみならず又内地の人口食糧問題の解決に資する所大なるものがあるので、施政以來品種及耕種法の改善等に依りて産米の増加を圖つた結果、その生産は増加し又輸移出量も非常に増加したが、今後尙一層産米の増加を圖るには積極的に耕地の擴張を行ふ必要認められ、總督府に於ては大正九年以降十五ヶ年を期する産米増殖計畫を確立し總經費一億六千八百萬圓を以て約四十二萬町歩に亘る既成畝の灌溉改善、田を畚とする地目變換及び開墾干拓に依る開墾等の事業を助長し併せて農耕法の改良を勵行し以て九百萬石の産米の増加を得んとして工事に着手した。然るに此の計畫は其後財界の變動等に伴ひ豫期の成績を擧ぐるを得なかつたので、大正十五年に至り計畫を更新し同年度以降十四ヶ年を期し三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟ちて約八百二十萬石の産米増加を圖らんとし、事業資金總額三億二千五百萬圓の内土地改良資金二億八千五百萬圓、農事改良資金四千萬圓とし、土地改良事業補助金六千五百萬圓及び企業

者自身に於て調達すべき金額二千二百萬圓を控除した殘額二億三千八百萬圓の半額は政府の豫金部より低利資金を供給し他の半額は朝鮮殖産銀行及東洋拓殖會社をして調達せしめることとし且つ又土地改良事業の代行機關として朝鮮土地改良株式會社を設立せしめて本計畫遂行上支障なきを期した。爾來本計畫は着々として進行中である。而して本計畫完成の曉に於ては約八百二十萬石の産米増加を得て將來に於ける需要の増加を控除するも尙約五百萬石を輸移出に振向けることが出来、現時の輸移出高と合して約一千萬石の輸移出増加となる見込である。

六 穀物検査及肥料取締

大正四年二月米穀検査規則を制定し輸移出玄米の検査を嚴重にして朝鮮米改良の實を擧げ、産米の聲價を向上し取引の圓滑を期せんとし、又同年六月には大豆検査規則を制定し検査を嚴重にしてゐる。更に産米其他各種農産物の増殖計畫に伴ひ、販賣肥料の需要増加するに至つたので昭和二年九月朝鮮肥料取締令を公布し、肥料の取締を嚴重にし品位の向上改善に努めてゐる。

第四 主要農産物概況

一 米

總督府に於ては夙に米穀生産の増加を圖ると共に、補食物たる雜穀類の栽培を獎勵して米の輸移出量を多からしむる方針を採り、又各種試験の成績に鑑み各地の風土に適する優良種の栽培を獎勵し、有利なる肥料の使用を指導し且つ耕作上の改良及收穫物の乾燥調整に對しても周到なる注意を加へ、他方米穀検査を嚴重にした結果優良種米の收穫増加し全收穫の約七割八分を占めて朝鮮産米の聲價を擧げた。今併合當時と最近に於ける生産狀況及輸移出高を比較すれば次の如く異常な進歩を示してゐる。

年 度	付 作 反 別	收 穫 高	輸 移 出 高
明 治 四 十 三 年	一、三五二、七九六町	一〇、四〇五、六一六石	七九八、九七六石
昭 和 三 年	一、五一七、七五五	一三、五一一、七二五	六、七〇四、二三三
昭 和 四 年	一、六三二、〇六四	一三、七〇一、七四六	五、五四〇、九五五

而して輸移出高の殆ど全部は内地への移出である。

斯の如く産米の増殖と共に内地への移出も亦増加するに至つたのであるが、元來朝鮮の農民は其の經濟力薄弱なるが爲に、秋收期に於て米價の如何を考慮することなく一時に之を放棄し、之が内地市場に殺到し内地米價に重大なる影響を及ぼすのみならず朝鮮米の價格を下落せしめ爲に蒙る朝鮮の不利益甚大なるものがあつたので、經濟的施設によりて移出數量の平均を企圖するの必要痛感せられ總督府に於ては曩に農業倉庫の普及計畫を樹て、生産者に平均賣を奨励し漸次移出の調節を行ふこととし昭和四年度に於て主要産米地方に二萬五千三百余石を收容し得る農業倉庫を創設した。然るに同年以來開催せられたる米穀調査會に於ても朝鮮米の問題がその中心を爲したのに鑑み、總督府に於ては該委員會の答申案に基き現在に於ける季節的過剩移出量百萬石の調節を爲す目的を以て主要産米地方並に主要移出地に米穀倉庫を設置するの計畫を樹て、第一期計畫は昭和五年より五ヶ年を期し合計百萬石を收容し、第二期計畫は其後十ヶ年を期し更に百五十萬石を收容せんとするものであり、第一期及第二期計畫を通じ政府より六千萬圓の豫金部資金の融通を受くる計畫で、昭和五年度には先づ五百八十五萬圓の融通を受けた。

二 麥

麥(大、小)は主として農家の食糧用として其の生産の増加を圖り、一般田作の外南鮮地方に於ては灌漑水の豊富な畚の裏作として其の作付を奨励し施肥其の他耕作上の改良を督勵した結果裏作も亦漸次盛になつた。昭和四年に於ける麥の收穫高は合計一千十九萬石である。

三 大豆

品質數量共に良好にして各道到る處に栽培せられ、殊に西北部には優良品も産し内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富み豆腐、味噌等の原料として貴ばる。昭和四年の收穫高三百九十九萬石にして輸移出額百三十七萬石其の價格二千二百十萬圓に上り米と共に重要輸移出品である。

四 棉花

朝鮮の在來棉は纖維長くして弾力に富み各種の用途に適するも、品質優良ならざるを以て、その改良増殖を圖る爲明治三十九年以降木浦に棉作支場を設け紡績原料に最も適した米國陸地棉栽培試験を行ひたるにその成績良好であつたので、總督府に於ては大正元年以降陸地棉獎勵計畫を樹立し南鮮地方に陸地棉の栽培を奨励した結果其の産額漸次増加したが、之と共に西鮮地方に於ける在來棉の獎勵増殖をも行つた。同計畫に依れば作付總反別を二十五萬町歩と爲し、生産額を約二億五千萬斤たらしめんとしたのであるが、昭和四年に於て、既往の實績に鑑み作付反別の積極的擴張を中止し専ら集約栽培を奨励し反當收量の増加を圖ることとし目下着々進行中である。昭和四年に於ける棉作實收高は次の通りである。

區別	作付反別(町)	收穫高(圓)
陸地	一二三、八九五	一一三、五二二、四八一
在來	六二、三二五	四四、七一六、〇九九
計	一八六、二二〇	一五八、二三八、五八〇

五 養蠶及び製糸

朝鮮の養蠶は氣候風土好適にして且つ土地勞力低廉なるため農家の副業として最も適當なるものである。然るに従來その飼育方法極めて幼稚粗雑であり、桑樹の肥料管理も殆ど行はれず繭質不良不齊にして産額も至つて尠なかつた。故に總督府に於ては各道と協力して之が試験取締を爲すと共に獎勵に全力を盡し斯業の發達を圖つて來たが更に大正十四年度より向ふ十五ヶ年を期し産繭を百萬石に増殖するの計畫を樹て、之に要する桑田増殖の爲その植栽桑苗に對し年々補助金を交付すると共に植栽技術者を配置し之が振興を期することとした。其の結果始政當時に於て飼育戸數七萬六千余戸、産繭額二萬石に過ぎなかつたものが、昭和四年には飼育戸數六十三萬八千戸、産繭額四十八萬四千石に達した。然るに従來製糸技術頗る幼稚にして優良繭も却つて粗悪なる生糸を製するに過ぎなかつたので寧ろ製糸を爲さず成る可く繭のまま賣却するが得策なるを認めて地方道府郡又は道郡農會幹施の下に之が共同販賣を獎勵し、此の共同販賣繭は大部分主として鮮内製糸業者と隨意契約に依りて取引されてゐる。而して昭和四年に於ては共同販賣數量約二十五萬石に達した。

尙近時蠶業の發達に伴ひ器械製糸業の勃興を來し又座繰製糸も増加した。昭和四年に於ける製糸戸數は器械に依るもの四十五戸、座繰に依るもの二萬八千三百十八戸計二萬八千三百六十三戸にして、生糸産額は器械に依るもの十九萬五千五百余貫にして主として外國輸出向として殆ど全部内地に移出せられ、座繰に依るものは三萬二百余貫である。斯の如く製糸業の發達によりて工場組織が各地に出現するに至つたが、然乍ら鮮内に於ける産繭は専ら鮮内にて消化せしめ、合理的に製糸業の發達を期する必要より、製糸工場の亂設を制限してゐる。

六 畜産

由來朝鮮人は愛畜心に富み殊に畜牛の飼育管理に長じ、朝鮮牛は體質強健性質温順で、而かも粗雑な飼養に耐へ得るので農耕運搬上缺くべからざるものであり、又その肉は頗る美味である。故に總督府に於ては農業の發達に資する爲、且つ又内地移出の爲に極力畜牛の繁殖改良を圖ると共に、防疫等の施設を充實したので其の頭數著しく増加し、明治四十三年末には飼育數七十萬頭、輸出數二萬頭に過ぎなかつたものが、昭和四年末には飼畜數百五十八萬五千頭に上り、輸出四萬八千八百頭、價格三百五十四萬六千圓に達した。

又其他の畜産物の改良増殖をも獎勵したる結果昭和四年末に於ける飼育數馬五萬五千頭、緬羊一萬六百頭、山羊二萬一千頭、豚百三十二萬頭、鶏六百十八萬羽に達した。

第二目 臺灣

第一概説

臺灣の地勢は高峻なる中央山脈が南北に縦貫し其の西方は緩斜で廣潤な沃野開け、東方は傾斜急で海岸山脈との間に狭小なる平野を見るのみである。従つて本島の農業は主として西部平野地方に於て行はれる。

而して本島は熱帯及び亞熱帯に位し、高温と強烈な日光に恵まれ、多雨と相俟つて各種の農産が頗る豊富で近時諸穀の

施設經營の發達に伴ひ明治三十三年に於て三十萬圓に過ぎなかつた農業生産額は昭和四年に於ては二億六千餘萬圓に上つてゐる。

農産は米を主とし甘蔗、豚、甘藷、バナナ、茶、鶏、落花生、牛、鳳梨、柑橘類等が順次これに次ぐものである。これらの中米は澎湖列島を除き全島普く栽培せられ、氣候の關係上一年二回の收穫が出来る。

甘藷は全島に普く又バナナ、甘蔗は主に中南部に多く、栽培せられ、茶、柑橘類は北部に、落花生は中南部及び澎湖列島よりの産が多い。

養豚、養雞は農家の副業として全島に亘つて行はれる。

第二 耕地

昭和四年末の耕地面積は田四十萬六千三十一甲（一甲は九段七畝二十四步）畑四十二萬三千九百七十九甲計八十三萬十甲で本島總面積の二十二％蕃地除外面積の四十二％に當る。

農家一戸當り耕地面積は二・〇三甲、農業者一人當り〇・三三甲であつて本島の農耕は殆ど本島人の手に依つて行はれてゐる。

昭和三年に於ける作付面積は總計百八十五萬甲に及びこれを作物別に分割すれば先づ水陸稻一期及二期作、合計で全作付面積の六三・一八％を占め其の他の普通作物（甘藷、大麥、小麥、粟、黍、玉蜀、蕎麥、大豆其の他豆類）は一四・五七％綠肥作物は八・五四％特用作物（甘蔗、煙草、落花生、胡麻、茶種、苧麻、黃麻、大甲蘭等）は七・八二％果實は一・六七％蔬菜は一・六二％である。

第三 經營

農業は本島の主要産業で之に従事するものは全人口の五五％を占め、昭和四年の調査に依れば農業戸數四十萬七千七百餘、人口二百四十八萬九千二百餘人である。この中小作農の戸數は四〇％自作兼小作農は三〇％を占め、尙殘部三〇％は自作農であるが臺灣農業に關し從來相當重要な問題として注目すべきものは小作問題である。その發生の素因は主として小作慣行の不良に依るものであらう。

近時業佃會、興農倡和會等の小作慣行改善紛争調停等を目的とする機關の發達を見ると共に地主、小作人各々の自覚も促され、當初著しかつた個人的争議は漸くその影を沒したが、一方農民思想の變化に従つて集團的争議が最近増加の趨勢にある。

小作問題の對策に就ては總督府に於ては或ひは專任職員を設置して小作改善、團體の指導、對策の研究等をなさしめ、或ひは補助金を交附してこの種團體の設置を奨励した。

その結果地方に於けるこの種團體の設置は大いに促進されて現在八十餘を數ふるに至り、着々その効果を收めてゐる。

第四 勸農機關及其の他の施設

一 試験所其の他の機關

中央研究所農業部を初め殖産局附屬の諸機關、各州農事試験場、廳農會、農場等がある。中央研究所農業部には種藝、農藝化學、糖業、植物病理、應用動物及び畜産の各科がある。この内糖業科は臺南州新化街に他は臺北市にある。中央研究所支所の内農業關係のものは七ヶ所である。

殖産局附屬機關の中農業に關係あるものは四十六ヶ所である。

州農事試験場は六ヶ所である。

猶臺東、花蓮港二廳には夫々農會農場を有する。

二 農業團體

農會

臺灣に於ける農會の濫觴は明治三十三年で爾來各地に設置されたが、明治四十一年十二月臺灣農會規則及同施行規則の發布に依つて農會の設立を見、爾來地方制度の改正に伴ふて屢々變遷があつたが、現在各州廳農會の基礎益々強固となつて、總督府の施設經營と相俟つて地方農政上最も有力な助長機關として斯業指導獎勵の任に當つてゐる。

農事組合、農業組合

各州廳及び州廳農會の指導獎勵方針に従ひ一般農業の改善を主目的とする。

業佃會、興農信和會

小作關係の改善を主目的とするものであつて、不良小作慣行の改善、小作紛争の調停等に活動して好成绩を収めてゐる。

實行小組合

嘉南大圳通水區域に於て一輪作區を單位として水利の配給圓滿を期すると共に米蔗作の改善を目的とするものである。

三 農業施設

産米改良獎勵

在來の品種を改善し又單位面積收量の増加を計る爲、總督府では地方農會の米種改良事業育種場、綠肥獎勵、第二期作獎勵等に對し夫々補助金を交附して獎勵してゐたが、地方制度改正以來は此等施設を地方州廳に移管し、現在は蓬萊種改良に對する補助金の交付と搬出米の検査事業とを行つてゐる。

蠶業獎勵

明治四十三年以來蠶業獎勵の爲各方面につき施設する所があつたが、既に一般の養蠶業に對する理解も普及したので現在は蠶種の製造販賣のみを行つてゐる。

茶業獎勵、鳳梨獎勵

茶業改良獎勵は各方面に亘つて施設され、就中生産方面の改良獎勵は大正七年度より十ヶ年計畫を樹て、組織的方策の下に實行されてゐる。製茶機械の貸付、優良茶苗の配付、茶園の施肥其他集約的經營法の指導獎勵法を目的とする模範茶園等が主なる施設である。

鳳梨獎勵としては高雄州鳳山郡大樹庄小坪頂に鳳梨種苗養成所を設置して優良外國種苗の繁殖配付を行つてゐる。

蔗作獎勵

地力維持増進を計る基本手段である灌漑排水工事費補助と全島蔗園に對する蔗苗の更新及び優良甘蔗品種普及計畫の下に糖業者の設置せる甘蔗中間苗圃に對し殖産局附屬蔗苗養生所に於て育成せる蔗苗の無償配付を行つてゐる。

畜牛及養畜の改良獎勵

優良種の貸下げ又は拂下げを實行し又獎勵金を支出して畜産の改良獎勵に努め実績の見るべきものがある。

第五 農産物

一 米

本島の氣候は米の栽培に適し、一年二回の收穫が出来る。澎湖島を除き全島遍く栽培され西部諸州がその主産地である。

領臺以來品種の改良と栽培の奨励に努めた結果面目大いに改まり其の作付面積、收量、品質等の諸點に於て著しい進歩を見た。

即ち今年産額は六百五十萬石其の價格一億二千萬圓を超え、本島三大農産物(米、甘蔗、甘藷)中でも最も主要なものである。尙近年蓬萊米の栽培が盛んに行はれて其の昭和四年度の作付面積は二期二期合計十萬二千三百九甲收穫高は百二十九萬五千三百四十四石に達した。

昭和四年度に於ける第一期作付面積は水陸稻合計二十四萬百七甲此の收量二百八十五萬二千五百四十七石、第二期作付面積は三十四萬五千四百五十九甲此の收量三百六十二萬八千二百五十五石に上る。内地移出は明治三十年來のことで爾來年々其の額を増し、昭和四年度の移出高は玄米白米を合せて二百三十三萬三千五百三十三石價格は約五千萬圓に上つてゐる。

二 甘藷

米に次ぐ食用作物で良く本島の氣候に適するので四時到来所に栽培されるが就中臺南臺中高雄の三州は其の主産地である。昭和四年に於ける産額は十九億六千八百萬斤餘である。

直接食料とする以外に豚の飼料として重要である。其の切干薯(蕃薯)は酒精原料として移出せられ、又澱粉原料にも供せられる。昭和三年の切干薯移出高は四千四百萬斤を超え、此の價格約百六十萬圓に及んだが同四年には千

七百萬斤に減じた。

三 甘蔗

甘蔗作付面積は昭和四年末現在十二萬四千五百甲であつて、これが生産高は一億二千三百九十一萬九千四百四十二擔に達し、一甲當平均收穫高は十萬七千四百四十三斤である。

甘蔗耕作上最も緊要なのは灌溉排水の設備であつて昭和四年度迄に埤圳工事を施行した面積は一千二十六甲に及ぶこれを約三十年前の施設皆無であつた時に比較すれば老なる擴張であつて、これは總督府に於ける民設埤圳の改良擴張に對する工費補助、開掘擴張、補助奨励、官設埤は開墾等に依りこれが普及發達に力を致せる結果に外ならぬ。植付品種は現在爪哇實生種中大莖種が全盛を極め、昭和四、五年期は全作付面積の九割以上を占めてゐる。今日の品種改良を見るに至るまでにはあらゆる改良が行はれ、在來品種である竹莖、紅莖、蚶蔗より布哇產ローズパンツ、ラハイナ種の輸入栽培となり、その間には蔗苗養成所の設置、中間苗圃の設置補助、蔗苗三年更新の計畫となり遂に今日の盛況を見るに至つたのである。

甘蔗耕作發達の趨勢を示せば左の通りである。

	植付面積	甘蔗生産高	一甲當收穫量
明治三十六年	一六、五二六甲	六八三、一五七、九〇二斤	四一、三三八斤
大正八年	一一〇、四一〇	五、六三一、三三九、〇七二	四六、七六八
昭和四年	一一〇、〇四五	一一、二九一、九四四、二〇五	一〇七、一四三

四 茶

茶は臺灣の主要輸出品で烏龍茶と包種茶とがその大部分を占めてゐる。而して栽培地は臺中以北に限られ臺北、

新竹二州が主産地で年十數回摘葉をする。其の種類は青心烏龍、黃柑時茶葉烏龍、青心大有等であるが、就中青心烏龍、青心大有、大葉烏龍の三種は最も優良種で茶園全面積の六割以上を占めてゐる。

昭和四年度生産額は粗製茶として一千八百三十四萬八千六百八十六斤、價格六百萬五千九百圓である。而して輸出總額は一千一百萬圓餘である。

五 落花生

食料又は製油原料等に供し、全島到る所に栽培されるが其の主産地は臺南、高雄の兩州及び澎湖廳である。

昭和四年の作付面積は二萬六千四百七十一甲收量三十八萬三千九百五十五石價格二百二十六萬六千八百八十圓である。

六 豆 類

本島で栽培される豆類の種類は多いが就中最も主なるものは大豆である。

普通輪作として年二、三回の收穫が出来、臺南、高雄、臺中の各州がその生産地である。

昭和四年に於ける收量は六萬五千六百八十八石價格百二十五萬八千三百六十六圓である。

七 麥 類

臺中、臺南二州の海岸地方に栽培されるが、其の方法極めて粗放な爲め大正七年から品種改良に着手したが作付面積は遺憾ながら減少しつゝある。昭和四年には收量五千五百六十八石その價格七萬九百五十四圓である。

八 その他の農産物

胡 麻

主として製油原料に供せられ臺南、高雄の二州はその主産地である。昭和四年には收量六千七百四十五石その價格十六萬九千二百十四圓であつて、これも亦減少の傾向が見られる。

黃 麻

従來は網素、七島表の製造又は結束用に供するに過ぎなかつたが臺中州豊原に製麻會社が設立されて以來、米袋、黃麻布等の原料として需要は大いに増加し、臺南、臺中、高雄各州が主産地であるが猶年々不足を告げてゐる。昭和四年收量は六百二十二萬九千九百九十九斤でその價格七十四萬一千五百四十二圓である。

苧 麻

平地のみならず山間の傾斜地にも適するので宜蘭、新竹の蕃地に廣く栽培され蕃人も亦多少の栽培をしてゐる。

昭和四年收量は百九十一萬五千六百一十一斤である。

煙 草

主産地は臺南臺中の二州と花蓮縣廳であるが未だ本島の需要を充たすに足らぬ。

昭和四年には收量二百五十一萬四千六百六十二斤に上つてゐる。

九 果 樹

柑 橘

柑橘類は必ずしも本島特有のものではない。然し槽柑と文旦は特に甘味豊醇な爲内地市場に於て歡迎されてゐる。其の外雪柑、桶柑、斗柚等があつて臺中州員林、南投、新竹州、新埔は有名な産地である。文旦と斗柚とは島内至る所に産するが前者は臺南州麻豆、後者は同州西螺が最も名高い。

昭和四年に於ける收量は三千四百二十六萬六千八百三十三斤で内地移出も累年増加し同年には二百三十六萬三千三百七斤其の價格二十六萬四千九百四十圓に上つた。又其の年の輸出高は二百四十一萬七千七百七十九斤價格十七萬八千圓である。

バナナ

バナナは臺灣の代表的果實で全島到る所に栽培されるが其の主産地は臺中州で全島生産高の七割強を占め之に次ぐ高雄州下は最近に至り水田又は畑地に集約的栽培を行ふの結果單位面積よりの收量最も多く作付面積も益々増加の趨勢にある。輸出品中米砂糖に次ぐ重要品で昭和四年の輸移出高一億二千九百五十三萬二千五百五十五斤價格八百九十八萬八千五百三十九圓に上り、同年の全島産額は一億九千七百六十六萬三千斤の巨額に達してゐる。

パイナップル

パイナップル(鳳梨)はよく本島の風土に適し又他作物の栽培困難な傾斜地を利用し得る事及び罐詰用として海外市場に輸出し得る等の特徴を有する爲に最近に至り木島新興の一大産業として其の將來を囑望せられ栽培事業が著しく勃興するに至つた。

適地面積は七萬五千甲以上に達し、昭和四年の栽培面積は三千八百八十八甲收量四千六百六十二萬六千顆、生果としての輸移出高三十萬七千七百七十二顆、價格一萬九千圓、罐詰の輸移出價格四百四十五萬六千六百五十一圓に達した。

龍眼

暹く島内に栽培されるが就中臺南、臺中の兩州は主産地である。果實は直輪食用にも供されるが乾龍眼又は肉龍眼として主に支那に輸出される。昭和三年樹数は五十一萬九千六百十本收總量は七百八十三萬六千四十斤である。

十 蔬 菜

本島在來の蔬菜は其の種類三、四十種に達するが多くは内地人の嗜好に適しないので内外から良種を入れ栽培を奨励した結果近年大いに見るべきものがあつて昭和四年には一千二百六萬三千八百五十一圓の生産があつた。

就中大根(約百五十萬圓)大芥菜(約百二十八萬圓)胡(約八十七萬圓)甘藍(約八十萬圓)等はその主要なものである。

夏季は少く冬季の産出が多い故内地に送つて甚だ歓迎される。

十一 畜 産

畜 牛

本島の畜牛は水牛と黄牛との二種で、専ら農耕と運搬用に使役される。

他に乳用、肉用として洋牛と雜種牛がある。

水牛は最多數を占め耕作に必要な家畜である。黄牛は水牛よりも一般に小さい。又動作が敏捷なので農耕以外運搬用にも使役される。

印度牛は黄牛改良の目的で輸入されたものである。昭昭四年現在で全頭數三十八萬九千八百三十九頭で水牛は約二十九萬頭、黄牛は八萬頭、洋牛、印度牛雜種牛合せて約七千頭である。

養 豚

豚肉は本島人の最も重要な食物の一つであつて農家の副業として毎戸に必ず數頭を飼育してゐる。

昭和四年には飼養數百七十五萬三千八百三頭、屠殺數百六萬二千四百四十四頭に及んでゐる。

家 禽

臺灣に於て飼養される家禽は鶏、鶩、鴨、七面鳥等であつて、昭和四年飼養數は鶏四百七十五萬五千三百四十二羽

鷺百一十一萬五千八百六十八羽、鶯二十三萬七千三百七羽、七面鳥四千羽餘を算する。

十二 蠶業

本島に蠶業を奨励してから二十年に垂んとするが近年著しくその發達を見、昭和四年には桑繭高二千四百四十六石を出した。

本島は年中桑葉が繁茂してゐるので農閑冬期に於ても蠶を飼育する事が出来、非常に有利な立場にあるので、養蠶業の將來は大いに矚目に値するものがある。

第三目 樺太

第一 概説

樺太は我國唯一の亞寒帯に位する島でポトゾル地帯を形成し、この特有の氣温と土性に立脚する農業は自ら獨特の趣きがある。特に天候は一年を通じて驟雨性天氣が多い爲、従つて降水日数は夥多の方に屬するけれども、日照時數も亦多い爲めに植物の成育は非常に良好である。

樺太に於て科學的並に經濟的に合理的と認められるのは含水炭素物、即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産で此等の原料作物である甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵麩用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の多量なる將來を認められて居る。經營方法に就てはこの地獨特の事情に不馴れの狀態にある農民の指導が最も緊要な問題であつて樺太の農業の將來は指導方法の如何に係る事が大であつて、現在に於ては有畜農業を主眼に置くを有利とされて居る。

本島の氣候は又家畜の飼育に適し、飼料作物の生育も亦良好なので其の經營の宜しきを得れば將來大いに斯業發展の

望がある。

第二 耕地

本島の耕地面積は年を逐ふて躍進的な増加を見たものであるが、昭和四年現在に於ける耕地面積は二萬八千七百四十町歩でこれを農耕適地四十七萬三千町歩に比すれば未だ其の六分にすぎない。故にこれを耕作すべき農民は猶數萬を收容する事を得べく耕地の現在狀態から見ても、樺太は今後の開拓をまつて發展すべき餘地が大である。

第三 經營及勸農機關

一 農業者並經營

近時本島内地間交通の便が著しく増進せられ世人の樺太に關する知識が向上し、一般渡來者が増加すると共に農業移民も亦著しく増加して、昭和四年末現在一萬三千七十九戸、四萬七千三十九人で全戸口の約二割である。

二 勸農機關

中央試験所を小沼に置き農業部、畜産部、林業部及水産部の四部門に分掌されて居る。

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ、其の中第一科は主として種藝及農業物理に關する研究部門であつて、特に本島の如き特種の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定及びその耕作法に關する研究に力を注いでゐる。

第二科は農作物の病害、害虫及雜草に關する研究部門で第三科は樺太農業に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帯ポドゾル系土壤に關する調査試験及びその農耕利用に就ての研究を行つてゐる。

尙第四科は醸造に関する研究部門である。

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ、第一科は牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理に関する事項、その飼料作物に関する研究を行ひ、第二科は豚、綿羊、家兎、養狐その他の毛皮動物並に家禽に関する研究及び夫等の種卵の配付、種畜の貸付及種付に関する事項を掌り、第三科は、樺太畜産業に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帯ポドソル地帯と畜産の關係及び酪農に関する研究を行つて居る。

尙中央試験所の外、西海岸宇遠泊に分場が設置されて居る。

第四 農産物概況

麥 類

麥類は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麥、裸燕麥で昭和三年に於ける作付面積の總計は七千五百一十町歩、收穫高十五萬三千二百五十八石、其の價格百五十萬四千九百九十二圓に上る。この中最高を占むるものは燕麥で、家畜飼料の外一般需要も少くない。作付反別は作物中第一位で五千八百六十三町歩、收穫高は十三萬八千四百石である。燕麥に亞ぐものは裸麥で作付面積七百十五町歩、收穫高八千六百九十一石である。

大、小麥はよく本島の風土に適し生育良好であるが販路の關係によつて年々減少の傾向がある。故にこれが栽培を獎勵すると共に製粉精麥事業の發達を獎勵しつゝある。昭和三年現在に於て大麥の作付反別は百五十二町歩、收穫高二千四十五石で小麥は作付面積二百二十八町歩收穫高二千八百四十七石である。

豆 菽 類

豆菽類中最も廣く栽培せられるのは豌豆で昭和三年作付面積三百五十八町歩、産額三千九百九十二石に達し品質も

亦優良である。

豌豆の他に菜豆、大小豆、蠶豆等を産する。昭和四年豆類生産額は六萬九千五百五十五石價格十四萬一千四百三十八圓である。

馬 鈴 薯

これは燕麥と共に本島に於ける重要作物で、作付面積二千二百七十四町歩産額七百十八萬七千八百七貫である。主として自家消費に供され、又澱粉原料とし、その他市場に搬出せられるものも相當の量に達して居る。

蔬 菜

蔬菜としては甘藍、蘿蔔、漬菜、胡蘿蔔、牛蒡、蕪菁、葱、胡瓜等で作付面積總計千八百餘町歩、産額百六十三萬貫、その價格百二十三萬圓である。この中甘藍は樺太の氣候に好適し作付反別は逐年増加の傾向にある。昭和三年現在三百九十五町歩、産額百五十二萬八百七貫である。蘿蔔も亦全島に亘り廣く栽培せられ優良品を産する。

甜 菜

昭和二年度から農家に試作せしめたのであるが、その成績は極めて優良で品質は遙に北海道産品を凌駕し、昭和三年度の平均反當收量は四千二百五十二斤に達し樺太に於ける、將來最も有望な作物の一と謂ふ事が出来る。

以上の外樺太に於て將來有望視される作物はチモンイ、オチャード、瑞典蕪菁、家畜ビート、デントコーン等である。水稻は樺太農業の自然的條件の現状より見れば、相當研究を要する點も小くないので目下夫々成績調査中である。

果 樹

一般的に栽培して居るものは少いが將來有望なものは苹果及葡萄である。

二 畜 産

牛

樺太の畜牛の基礎となれるものは在來種(露人の遺棄せるもの)及び領有後北海道より移入せるものゝ二種に大別される。

在來種は體格一般に矮小であるが、能く寒氣に堪える性質がある。

北海道より移入せるものは殆んど絶滅したのも少くないが、現在エアシャー種のみ繁殖盛んで、全畜牛の六割以上を占めてゐる。尙近時ホルンスタイン種の移入が行はれ、繁殖増加の傾向にある。

昭和四年現在民有畜牛は四千六百二十二頭である。

馬 匹

馬匹の基礎となるものは在來種及領有後内地より移入したものの二つである。

在來種は體格矮小、寒氣に堪えるが役馬としての能力が劣つて居る。領有後優良種の移入に依り改良増殖を圖つた爲、現在ではトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種、サラブレット、ベルシユロン、クライデス、テールアングロアラブ等の系統に屬する優良駒を産して居る。昭和四年未現在の馬匹頭數は一萬三千四百七十二頭を算する。

豚 在來種は殆んど其の跡を經ち、パークシャー及ヨークシャー種の二種に限られてゐる。

普通産體重は二十貫乃至四十貫で五十貫に達するものは殆んど稀で改良の餘地が尠くない。

昭和四年現在飼養數は五千百三十六頭である。

鶏

占領當時は在來種が各地に普及してゐたが、改良種の普及に伴ひ漸次減少の傾向にある。

移入種はレグホーンが最も多く、其の後單冠白色レグホン及横斑プリマスコックが獎勵品種に決定されてから盛んに増殖して現在は總數の約九割を占めてゐる。昭和四年現在飼養總數は五萬六千二百五十羽である。

緬 羊

シユロツプシャー種の移入によつて繁殖を圖り、これを一般農家に集團的に配付して普及に努めてゐる。飼養數は一百一頭である。

毛皮用畜

現在毛皮用畜として飼育されてゐるものは狐であつて、大正四年頃養狐事業の企業が初まり、其の後一旦該事業の衰退を見たが、大正十四年再び養狐熱盛んとなり、昭和四年未現在の養狐頭數は赤狐、十字狐、黒狐、銀黒狐を通じて九百九十頭を數へられてゐる。其の中銀黒狐(就中カナダ種は最近最も有望視されてゐる)はその大部分を占め飼育容易で毛皮の價格も高價であり、將來益々其の飼育は盛んになると認められる。

猶樺太には狐の外、野生毛皮動物としてミンク、海狸、獺、栗鼠、貂等も棲息し優良な毛皮を供給する。特に黒貂は世界に於ける分布地域が甚だしく少ないので最も將來を囑目されて居る。

此等の野生毛皮動物の飼育化に就ては相當考慮され、最近其の飼育試験も目論まれて居る。

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一概 說

關東州は滿洲の一角遼東半島の東南部山嶽丘陵地帯に屬し、耕地面積狹隘であるが南滿洲鐵道附屬地は遠く滿洲中部平野を貫通しその背後地として萬里の沃野を有してゐる。

而して關東州の中部以南と中部より北に及ぶ地方とは自ら耕作法も異り、南方は概して農法は集約的であるが、北方に及ぶに従つて耕作法は粗笨になつてゐる。一般に輪作を普通とするが土地狭少で之を行ふ事の出來ぬ場合或ひは窪地にして常に濕潤なるか又は鹽分強い土地で特別の作物以外に栽培し得ぬ場合には連作を行ふ事がある。

作物は南方と北方と大體二分する事が出来る。即ち南方には玉蜀黍を主として栽培され高粱及粟或は糜子(黍)が之に次ぎ、大豆は比較的少い。然るに北方は第一が高粱、第二が大豆であり粟、糜子は之に次ぐ。大豆は又所によつて第一位にある場合もある。

園藝作物は概して南方に盛んである。

農民は能く最低度の生活に甘んじて而かも休軀強健多力勤勉で加ふるに役畜の使用が極めて巧妙である。従つて滿洲の家畜は其の農業と密接な關係を有するものであつて南方の集約農法には多く牛を用ひ又工程の大なる馬をも使役してゐる。

第二 耕地

都督府設置當時即ち明治卅九年に於ける州内耕地反別は、田畑合計約六萬七千町歩に過ぎなかつたが、農耕獎勵に力

めた結果未墾地は漸次開拓されて、昭和四年には水田六百一十一町歩、畑二十萬五千八百九十九町歩合計二十萬一千二百町歩となつた。鐵道附屬地のみ耕地面積は水田一千三十九町歩、畑三千九百六十二町歩合計五千二百町歩である。

土壤に至る所「アルカリ」及「アルカリ」土鹽類を含有し特にその甚だしい所は、如何なる作物も全然成育しない。故に鹽分の含量少なければ少い丈け地味優良となるわけで特に窪地は旱地に比して鹽分少くして肥沃度が大である。併し濕潤なる年には作物の收穫量は反つて旱地に於て多くなると云ふ現象が見られる。

第三 經營及勸農機關

一 經營

昭和四年末調査に依れば農業戸数は日本人一千七百七十一戸(この中内地人は六百八十一戸、朝鮮人は四百九十二戸)で民國人五萬九千八百三十七戸、合計六萬一千餘である。

農業經營の方法を分つて大約五種とすることが出来る。即ち自作農、小作農、分益農、協同農及受負農である。

自作農

自作農は一族苗黨寄り合つて農事に従事し其の數は一戸數十名乃至百名を超ゆるものがある。

小作農

小作農の多くは小經營であつて剩餘の勞力を以て他人の土地を耕作するものである。小作料は金納と穀納との二種あるが金納は寧ろ稀で大部分を占むる穀納の場合は普通收穫量の一半乃至三分の一を收むる事になつてゐる。

分益農

分益農は豫め規定せられた率に従つて地主と小作人とが收穫物を分配するもので稍小作農類に似してゐる。

分益農に二種あつて家屋のみを支給されて居るものと家屋を支給され其の他一切の農耕用品、生活必需品を貸與されて小作するものとある。收穫物分配の率は前者に於ては地主四五分、小作人五六分、後者に於ては地主六七分、小作人三四分位ひが普通である。

協同農

協同農とは民國人の所謂挿具ツツイと稱するもので二三の農家が協同して各自所有の土地、牛馬或は農具等を讓出して其の土地の耕作に従事する方法である。この制は關東州に多く奉天以北には殆んど認められない。

受負農

受負農は牛具(ニユーチュウ)と呼ばれるもので、役畜を有しない小農及過小農の階級者又は人の勞力に不足のもの或は農業者以外のもので耕地を所有するもの等の土地を受負耕作する方法である。受負賃は一町歩につき二十元内外である。

二 勸農機關

農事試驗場

明治三十九年十一月發布の關東都府農事試驗場規程に依るもので、本場は初め大連にあつたが、大連市の發展と一方農事改良の必要上農事試驗場の移轉を促進し大正十三年十二月現位置である金州城東門外に移轉すると共にその敷地を擴張した。現在行ひつゝある業務は大要左記の如くである。

- (一) 農産畜産に関する試験及調査
- (二) 農産畜産に関する分析及鑑定

(三) 種子、種苗、種禽及種草の配布並に種畜、種禽の貸付

(四) 農事及畜産に関する講習及講話

蠶業試驗場

蠶業試驗場は大正七年農事試驗場より分離獨立して旅順市に設立せられたもので本場は蠶絲業に関する試験及調査、蠶種及桑苗の製造配付並に蠶絲業に関する講習、講話及指導等を目的とするもので事業機關として蠶種係、講習係、野蠶係、桑樹係、製絲係等がある。

第四 農産物概況

一 穀 菽

高粱 高粱は連作に堪ゆる性質強く、又水濕、鹽分に對する抵抗力も大であるので前述の様な特別の性質を有する滿洲の土性には最も適當な作物と云ふ事が出来る。高粱は北支那地方の常食物であつて、その昭和四年度栽培面積は甚だ廣く關東州二萬一千六百二十九町歩鐵道附屬地一千七百七十八町歩計二萬二千七百四十六町歩、收穫高は兩者合計二十三萬七千六百二十一石で、その價格は二百四十萬五百餘圓である。

大豆 大豆は滿洲に於ける農作物中、作付面積收穫高共に第一位を占むるものであつて特に奉天、鐵嶺邊りより以北に最も多く栽培される。昭和四年前作付面積は關東州に於いては四萬六千二百三十七町歩鐵道附屬地は九百七十二町歩合計四萬七千二百九十九町歩であつてその收穫高は合計十六萬九千八百六十四石である。又昭和三年に於ける輸出價格は四千六百十二萬六千餘圓である。大豆は連作を忌むので必ず他の二、三作物と輪作される。その最も普通なるは高粱及粟と共に三年輪作を行ふものである。

一般に大豆を分類して金元豆、青豆、黒豆、磨石豆の四種とし、この各々に属する品種は五十種を超ゆるその中所謂満洲大豆として有名なものは金元豆で、その主なる用途は大豆油の搾取原料である。大豆油は食物の調理用とし又車輪機械等の潤滑用としてその用途が非常に広い。粕は家畜の飼料又は肥料として用ひられる。昭和三年に於ける豆油の輸移出價額は二百四十九萬百餘圓で、豆粕は一千六百四萬八千五百餘圓に上つた。青豆は金元豆と同様の用途があるが品質が劣るので栽培が多くない。

黒豆及磨石豆は主として家畜の飼料に用ひられる。

其の他の豆類 大豆以外の豆類は小豆、綠豆、落花生であつて、此等の中最も産額の多いのは落花生である。何れも主として關東州に栽培されるもので、昭和三年作付面積合計は五萬三千二百五十八町歩、産額は百八萬八千二百一十五石である。

粟 粟は連作を忌む作物で普通輪作を行ふ。又水澁を嫌忌するので多く高畦に栽培される。作付面積は關東州一萬六千四百四十六町歩、鐵道附屬地五百八十六町歩合計一萬六千六百三十二町歩で、收穫高合計は十三萬四千六百七十石で、百七十二萬六千八百餘圓である。

以上の外、小麦(作付面積一千四百五十三町歩、收穫高六千七百十四石)、稻(作付面積水陸稻合計二千五十六町歩米收穫高五萬二千五百八十六石)

その他雜穀として糜子、稗、大麥、蕎麥其の他(作付面積合計六千三百町歩)がある。

特用作物 満洲に於ける特用作物として大麻、苧麻、蓖麻、煙草、荏、瓜子兒、胡麻等がある。昭和四年に於ける收穫高合計は百五十九萬三千五百三十六斤でこの價格二十一萬七千五百九十九圓である。

二 蔬菜、果樹

蔬菜 州内の蔬菜は都市附近に於て營業的に栽培せらるゝものゝ外は總て自家用に供せられる。而して營業的に栽培せられるものは蘿蔔、白菜を主として概ね山東地方よりの出稼人の耕作である。其の他茄子、葱、馬鈴薯、蒜、蕃椒、南瓜、胡瓜、甜瓜、菜豆、野蜀葵、萵蒿、苜蓿、蕪菁、山群などがある。收穫高は七千四百十六萬一千九百五十六斤でその價格百三十四萬八千二百餘圓である。

果樹 果樹園の經營は帝國の租借以來のことと關東廳農事試驗場に於ては明治三十九年果樹園を設置して内地より取り寄せた梨、苹果、葡萄、桃及櫻桃等の苗木を栽植して整枝、肥培、接木を行ひ其の成績良好なるものを選出し、苗木の配付を行ひ栽培を奨励した。種類は梨が最も多く、苹果、葡萄、桃、櫻桃等がある。由來本州の風土は以上の落葉果樹の栽培に適し生産品も品質優良で益々有望の域に進んでゐる。

昭和四年度收穫高は九百八萬二千七百九十九斤で、その價格八十三萬四千三十六圓である。

三 蠶業

關東州の蠶業は我租借前には極めて微々たるものであつたが、租借後農事試驗場及び後にこれより獨立した蠶業試驗場等が、蠶業に關して多大の努力を拂ひ研究奨励に努めた結果大いに斯業の普及を見、將來はこの地方の重要産業の一となるであらう。現在奨励されてゐるのは春蠶と秋蠶であつて夏蠶は所謂満洲の雨期で飼育困難である爲に奨励されてゐない。昭和四年に於ける桑園段別は五百九十六町歩で春秋家蠶の收購合計は一千四百十八石である。

四 畜産

畜産は満洲に於ける一大産業であつて、他の總ての産業は畜産を骨子として成立せる如き感がある。特に前述の如

く農業経営には密接の關係を有するものであつて、一方運輸交通に或ひは食用品として夫々必要缺くべからざるものであるが、其の品種は所謂滿洲在來種で性能品質共に概ね良好でない。従つて經濟的價値に乏しい故にその資質の改良は極めて肝要なものである。特に關東州は地域狭少で飼料に制限があるので家畜の經濟的價値の増進は品種の改良に俟たねばならぬ。當局に於ては特に意を致しに注ぎ逐年之が改良獎勵施設をなして目的の達成に努め漸くその効果を認め得るに至つた。

家畜の種類は牛、馬、騾、驢を主としこの他豚及鶏は農場廢棄物を利用して此等を副業的に生産する。綿羊及山羊は甚だ稀である。

畜牛 關東州内に飼養されるものは蒙古系統に屬する品種で役牛として用ひらる。乳牛としてホルスタインフリーシヤン種が飼養され滿洲の氣候風土及飼料に應じて漸次改良を試みられその數も増加しつゝある。

昭和四年現在に於て二萬八千八百二十三頭が飼育される。昭和三年中に於ける牛の屠殺數は二萬三千三百餘頭である。

馬匹 牛と共に滿洲の農家に缺くべからざるもので品種は蒙古馬がその主なるものである。體軀は小であるが性質は極めて温順で力量持久力共に優れてゐる。

元來滿洲は馬の使役地で生産地ではなかつたが近年關東廳に於ては州外に種馬所を設けアングロアラブ、ハクニー等の良種を購入して改良繁殖を圖り漸次その實を擧げてゐる。昭和四年末現在八千四百四十頭の馬が飼養されて昭和三年中の屠殺數は一千四百八十頭である。

驢 滿洲に産する驢は體軀矮少で體高僅かに三尺乃至三尺七八寸、體重三十貫平均にすぎぬ。性温順で強健忍耐力

あり極めて粗食に堪えて、管理が容易である。品種改良は山東及直隸地方産大型驢によつてこれを行つてゐる。昭和四年現在飼養頭數は二萬八千六百五十八頭である。

騾 騾は牝驢に交配して生産せる一代交配雜種である。體高平均四尺五寸内外で耳は驢に似て長大である。粗飼管理に堪え、力量は却て馬に優る。改良は大型驢を移入して行つてゐる。昭和四年度飼養數は二萬一千八百頭である。

豚 大型、中型及小型の三種がある。北滿地方は大型、中型で南滿地方は中型及小型である。關東州に於ては小型の飼養が多く體重十貫乃至二十貫である。

關東州内に於ては小型、豚の小軀、晩熟等の缺點を改良する爲パークシヤ種を移入してその交配雜種を作り好成績を納めてゐる。昭和四年末現在飼養數は十一萬六千二百五十五頭で昭和三年中の屠殺數は八萬一千四百二十五頭である。

綿羊及山羊 綿羊及山羊の飼養數は少く僅に回々教徒に屬する民國人等の稀に飼育せるのみである。

關東州内のみにしても、集約的に農業を営み居る爲、自然採草地に乏しく又放牧を主とする牧畜には不適當である爲、飼養頭數は極めて少い。

關東州及び鐵道附屬地を合して綿羊は一千八百九十頭、山羊は七千二十頭が飼養されてゐる。

家禽 滿洲に於ける家禽は鶏、鶩、鸚、七面鳥等がある。此の中鶏が最も多く、その品種の大多數は所謂支那雜種飼養は極めて普及してゐるが産卵、肉用の目的に向つて何等淘汰選擇を経たものでなく、従つて經濟的價値に乏し

いものである。

昭和三年現在、家禽の飼養数は三十二萬九千五百三十羽でこの中鶏は三十萬九千三百六十羽である。

第五目 南洋群島

第一概説

本群島は熱帯圏内に在り生活上天恵に浴する事が多いので衣食住に對して大なる努力を要せず従つて現在島民の農業は頗る原始的で一定の耕種組織を有せず寧ろ放任的である。併し日光の熾烈と降雨の潤澤とを合理的に利用すれば内地の農業に比して遙かに優良な收穫を期待し得るものであつて、この爲には適當な農具の使用地力の維持の爲の施肥飼畜組織の採用、種苗の改良等を行ふ必要がある。

第二 耕地及經營

本群島總面積は約二十二萬町歩、内農耕適地又は椰子林適地として約七萬町歩を推定される。既に開墾された農耕地としては昭和三年末に於て一萬九百町歩、椰子林としては二萬七千二百町歩計三萬八千八百町歩で尙三萬二千町歩の土地は將來に向つて經濟的利用の時機を待つてゐる。島民の大多數は生活原始的で簡易なる農耕に従事し全島民人口の約七割六分即ち三萬七千人は農業者と看做すべく邦人農業者は約五千四百人である。

第三 勸農機關並に施設

一 産業試驗場

パラオに本場を置きホナベ島に分場を置く。

本場は農林業及畜産に關する各種の調査、試験並に分析鑑定及講習講話等を行ひ、分場は主として水稻及藥草の試験調査を爲して居る。

又地方産業の開發に資する爲各支廳に産業試驗費の一部を配布し附屬農場を設置して各種の試験を施行すると同時に指導獎勵の任に當らしめて居る。

二 獎勵金

群島農産物中蔬菜、珈琲及畜産等に關し獎勵金を交附して之が改良増殖を助長して居る。

三 糖業獎勵施設

帝國が本群島を占領以來「サイパン」島の風土が糖業に適應するを認めたので糖業の開發を計畫し甘蔗栽培並に製糖工場の建設を獎勵し甘蔗栽培の爲には官有地を貸與し以て斯業の發展を圖つた。

大正十一年南洋廳の設置と同時に積極的に糖業改良獎勵の爲糖業規則、糖業獎勵規則を制定した。

第四 農産物概況

一 農作物

甘蔗 帝國領有當時に於て甘蔗の栽培は殆んど生食用であつて、栽培面積僅少であるのみならず其の栽培法も幼稚で品種も劣悪であつたが領有後群島中特に「サイパン」支廳では氣候土壤等自然的要素が甘蔗栽培に好適する事を認めて糖業企業が起りこれに従つて甘蔗栽培が漸次勃興するに至つた。當時は主として在來種及ロースパンブルー種を栽培して居たが箠象蟲の被害激甚であるのと收量減退の爲瓜哇小莖種をこれに更へた。併しこれも亦黒穗病の發生が多い爲現在に於ては瓜哇大莖種に依つて更新を圖つて居る。昭和四、五年期の作付面積は四千八百八十五町

歩、收穫高は二百二十三萬三擔で町當收穫高は四百二十八擔である。産糖高は二十一萬五千八百七十三擔である。

タビオカ及甘蔗 タビオカの昭和三年に於ける産額は三百二十八萬六千八百七十五疋、その價格十六萬九千八百八十圓甘藷は同年産額百三十五萬四千二百二十五疋、その價格六萬四千圓で共に性強健で廣く栽培に適し、島民邦人の食糧として重要であると同時に其の澱粉製造は頗る有望であるので共に將來を嚆目するに足る作物である。

果 樹

イ 鳳梨

鳳梨は現今栽培少く漸く島内消費に過ぎないが本作物は元來性頗る強健で瘦地にも生育し且風害を蒙ることも少いので他作物に比して其の栽培區域廣汎に亘ることを得るものでこの栽培は將來大いに有望な事業と認められて居る。

昭和三年に於ける産額五十九萬二千五百疋、價格三萬七千二百八十圓である。

ロ 其の他の果樹

密柑、バナナ、マンゴー等は熱帯果樹中群島の栽培に適するものであつて夫等の品種の適否、栽培技術の向上等に對して産業試験場は特に研究の歩を進めて居る。

昭和三年に於ける果實産額は約五百三十萬貫、價格約八十萬圓である。

蔬菜 群島の氣候及土質は蔬菜栽培上敢て好適とは言へぬが氣候の關係上南瓜、西瓜其の他瓜類及トマト等が常時生産せられて成績相當良好である。

昭和四年に於ける蔬菜産額約三百三十八萬貫、價格約七十三萬圓である。

内地との交通機關が完備すれば春冬の候に蔬菜の移出を圖るは特に有望であるので目下品種改良、栽培法の改善と共に移入解禁の途を講じて居る。

珈琲 珈琲樹栽培はサイパン島に於て大正十五年以來南洋珈琲株式會社の經營に係るものを主とし其の他從來全島に於ける島民及ボナベ島に於ける邦人の栽培せるものを合し面積百餘町歩に達する。

栽培後日猶淺く未だ結實期に達するものが少いが成績は概ね良好である。昭和三年に於ける産額一萬二千七十五疋價格三千八百六十四圓である。

水稻陸稻栽培 未だ一般に栽培されて居ないが産業試験場の研究に依つて其の栽培可能は認められて居るのでやがて水稻陸稻栽培の實現を見るであらう。

二 畜産

本群島に於ける畜産は島民の生活と關聯し、極めて原始的で何れも其の増殖率は低い。將來邦人農業者の移住、農耕地の増加に伴ひ役畜及肉用畜の需要は當然増加するので在來種の改良増殖は目下の急務である。

牛 主としてサイパン島に於て飼養せられ、運搬農耕の用に供せられ又人口の増加と共に肉乳共にその需要を増加しつつあるが、品質劣悪なると飼料作物不足等に依つて生産頭数は減退の傾向にある。昭和四年末現在三千百六十五頭である。

豚 島民が好んで飼養を爲し管内畜産の最たるものである。

昭和四年末現在八千八百四十六頭を算する。

山羊 主として肉用種であつて椰子樹林間の放牧に適し近年漸次その増殖を見て居る。
昭和三年末現在千九百九十九頭である。
鶏 優良種に乏しく在來種は産卵率低く肉量も亦少いが豚に次ぐ重要なものである。

第二節 林業

第一目 朝鮮

第一 林野概況

一 概説

朝鮮に於ける林野の總面積は一千六百四十四萬餘町歩にして、全土の約七割四分に當る。然るに朝鮮は古來林政不備にして封山、禁山の如き特殊の保護林を除くの外は、所謂公山と稱し人民の自由入山を許したので、濫伐、盜採盛に行はれ或は又火田耕作のため、山林の荒廢其の極に達し、國土の保安を害し延いて産業の發達を妨ぐる事甚かつた。茲に於て朝鮮總督府は、明治四十四年六月森林令を公布し、植林の普及獎勵並に森林の保護、營林監督を主とし、併せて國有林野の整理及經營を完うせんと努め、又各地方に技術員を配置して林政の刷新と林業の指導開發に當らしめた。

而して昭和四年末現在に於ける林野面積は次の通りである。(單位町)

區分	國有		計	民有		計
	要存	豫定		不	要存	
立木地	三、三九五、四七七	一、六一三、一一〇	五、〇〇八、五八七	五、二二八、四〇二	一〇、二三六、九八九	
散生地	九七二、六二二	七三五、五三八	一、七〇七、一五〇	一、四五八、八二五	三、一六五、九七五	
未立木地	(七九三、六九二)	(三五五、三七八)	(一、一四九、〇七〇)	(七八一、七〇七)	(一、九三〇、七七七)	
除地其他	(四〇〇、〇〇七)	(五四八、八四八)	(九四九、八五五)	(八二五、二一八)	(一、七七五、〇七三)	
合計	三〇八、三二七	(六四、三四〇)	六四五、五一三	六二九、四三二	一、二七四、九四五	
合計	五、〇七六、四二三	三、二三四、六八二	八、三一一、一〇五	八、一三一、八七七	一六、四四二、九八二	

備考 ()内は天然造林に依り成林せしめ得べき面積を示す

即ち、立木地は一千二十二萬餘町歩にして、林野總面積の約六割二分に過ぎず殘餘は散生地又は未立木地にして、林況甚だ不良である又成林地中林相の稍々見るに足るものは、主として鴨綠江及豆滿江の兩流域地方又は脊梁山脈附近に偏在し、交通運搬不便にして大部分は未利用林の状態である。

二 林野整理

大正十四年度末現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には、農耕地として民間に開放するを得策とするもの又は飛地境界複雑地等にして管理保護上民間の絶營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込であつたので、此等は昭和元年度より夫々調査整理を行ひ將來の要存國有林野を四百萬町歩と爲し、其の内大學演習林其他約十二萬町歩を除き殘餘の三百八十八萬町歩に對し周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に着々整理を進めて居る。

而して朝鮮に於ける國有林野中には約三百五十萬町歩に達する緣故森林^(註)があるが從來其の歸屬確定せざる爲め緣故者は之が愛護の念薄く、爲めに林業振興上支障少くなかつた。依つて此等の林野は速に夫々各緣故者に讓與するを得策と認めて大正十五年四月朝鮮特別緣故森林令を公布し、昭和二年二月より之を施行し、右緣故林野は舉げて當該緣故者に無償讓與する事として民心の安定と林野の改善促進を圖つた。而して之が出願總數は百十七萬四千件にして、昭和四年末迄に讓與區分を爲したるもの四十三萬四千件、其の面積百十二萬三千町歩である。

【註】緣故森林とは

- (一) 舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し、禁養し來りたるも其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲に林野調査に際し國有と査定せられたるもの
- (二) 舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたる爲め土地調査に當り國有と査定せられたもの
- (三) 古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有に査定せられたもの

三 樹木の分布と種類

由來朝鮮の氣候は南北に於て、差異あるを以て北寒帯より南暖帯に到る迄各種の樹木を生じ其の分布も亦地方に依つて同じくない。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方其の他の高山に於てはタウヒ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ等を主とし鬱蒼たる樹林を形成し中部より南部に亘り到的處アカマツ多く又クロマツ、ナラ、クヌギ、ケヤキ、ハンノキ、クリ等を生じ最南部に到れば、カシ、シヒ等の常綠樹及竹林を見る。全鮮を通じ概して森林樹木の種類に富み七百種の多きに達し其の中喬木に屬するものは針葉樹十九種、潤葉樹百三十六種外に竹類三種がある。

第二 林業の獎勵及施設

一 林業指導

造林の指導獎勵上、實地にその模範を示す必要を認め、明治四十四年以來道地方費、面及學校に夫々適當なる實習林を讓與する途を開き以て林業經營に關する各般の模範を示さしめることとした。又林業に關する調査試験を行ふために、大正二年京城近郊に二箇所の林業試験地を設置し、主として造林及苗圃事業に關する研究に従事し、同十年事業を擴張して造林保護利用及施設に關する調査試験に着手し、更に同十一年度には京城郊外清涼里に林業試験場を設けて之等の事務を移屬し林業に關する組織的調査研究に着手した。

二 森林保護

大正十五年林政の改革を斷行し、從來の山林課出張所、營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を置き、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して、經營保護等營林の實行に當らしめて居る。而して現在の營林署管轄の國有林野五百七萬町歩に對しては、森林保護區百四十餘箇所を設け、之に營林署森林主事二百七十餘名を配置して直接保護取締の任に當らしむるの外地元住民の活動を促し、官民一致協力して保護せしむるため森林令に依り地元住民に保護命令を發し保護の十全を期して居る。又別に民有林野の保護取締の徹底を期するため二百三十二府郡中二百十郡島に對し漸次一人宛の森林主事を配置することとし、其他火災、病虫害盜伐其他に依る森林被害の徹底的取締を圖り、森林保護の完全を期してゐる。

三 植林の獎勵

植林事業は荒廢山野復舊の根本義なるを以て、極力之が獎勵を爲し明治四十四年以降毎年四月三日の神武天皇祭日を期し全鮮に亘り記念植樹を行ひ、現在に於ては當初よりの累計三億本に達し、又同年以降道地方費及府郡島

恩賜金の經營事業として造林及樹苗の養成、下付を行ひ、而、學校其の他の團體又は私人經營の造林を奨励し、一面同年公布の森林令に依りて、未立木地の造林を促進する目的を以て、國有林野造林の貸付の制を定め事業成功後は之を無償譲與するの特典を設け其の貸付を奨励し銳意殖林の促進を企圖した。然れども尙民有林及將來民有たらしむべき國有林野のみにも、要造林見込面積約四百七十一萬町歩に達する状況であつたので、大正十年九月産業調査委員會の決定に基き、三十箇年内に之が造林を完了する方針を以て山林の荒廢を復舊することにした。又一般民有林野の造林に對しては、從來道地方費に於て、補助金下付の方法を講じて來たが、充分の進展を期し難いので、大正十四年度以來、毎年國庫より造林補助費を三十萬圓乃至五十萬圓道地方費に交付し、道地方費をして更に其の五割を支出せしめ、道地方費の事業として之が補助をなさしめてゐる。

四 砂防事業

全鮮に亘る大面積の禿裸山野より年々流出する土砂は夥しき量に上り、被害激甚にして、此等荒廢林野の復舊は眉焦の急務であつたので總督府に於ては、大正七年度以降先づ忠清南北道、全羅北道及慶尙北道の四道地方費に對し國庫補助金を交付し、砂防工事を施行せしむると共に、荒廢林野復舊の根本計畫樹立の爲大正八年以降三箇年間に全鮮に亘つて之が實地調査を行つた結果、荒廢甚だしく相當なる施設を爲すに非ざれば復舊困難と認めらるる林野四十七萬町歩、就中十一萬町歩は全然一木一草をも止めない禿裸地であつたので、速に充分なる砂防工事を施すの要を認め、先づ其の約半數五萬七千町歩に對し、大正十一年以降三十箇年間に經費五千百餘萬圓を以て工事を施行することとし、其の當初十ヶ年の施行面積を一萬五千町歩とし、所要經費一千三百餘萬圓は繼續費として支出することとして事業を開始したが、其後關東震災の影響を蒙り、公債支辨事業打切のため、既定計畫の繰延べ又

は削減を餘儀なくせられ、豫定の進行を見ることが出来ぬので、大正十四年に至り計畫を變更し、要砂防工事地中荒廢特に激甚なる八萬二千町歩を選び同年以降三十ヶ年間に、經費七千三百餘萬圓を以て施行することに改め、當初九ヶ年間の經費八百六十萬圓は議會の協賛を経て工事に着手し、更に昭和四年度に至りて同年以降二十ヶ年に同工事を完了することとし、既定繼續費の年限を昭和七年迄とし、昭和八年度以降の事業は更に改めて計畫を樹立することにした。

斯の如く砂防事業は、公債支辨事業より一般財源によることとせられ、屢々既定計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくせらるる等財政上の理由より、工事の實績不良にして、一ヶ年の施行面積は既定計畫の三割にも達せぬ状態にして昭和四年末に於ける實績は砂防工完了面積六千九百三十三町歩に過ぎない。然るに一面荒廢地は年を逐ふて益々荒廢の度を昂め又區域を増大し、被害激増なるために、砂防事業の擴張を圖ると共に、一定不動の根本計畫を樹立するは、蓋し眉焦の急務である。

第三 營林の概況

鴨綠江及豆滿江流域の營林署管内に於ける伐木作業は營林署に於て直營し、秋冬の兩期間に行はれ、その運材は一部は輕鐵に依り、大部は冬季の積雪、結氷を利用して普通運材に依つて江岸に搬出する。流筏は通例五月より開始するが六月より九月に至る四ヶ月の間が最も盛であつて十月下旬に終了する。而して之等の流筏は鴨綠江流域に在りては北下洞（新義州の上流約一里中の島に在り）及新義州營林署構内、豆滿江流域に在りては會寧營林署構内に在る貯木所に貯木する。

製材作業は新義州營林署の製材所に於て行はれ、主として建築用材、枕木及函板を製材し、規格の統一、供給の確實

等一般需要者に満足を與へて居る。

尙朝鮮に於ける國有林産物の運搬は、從來山地に於て小規模の森林軌道に依るの外は一時的川造工事を施し主として河川を利用したのであるが、豫期の成績を擧ぐることが出来ぬので、昭和三年に國有林産物利用増進計畫を決定し昭和四年度以降十ヶ年間に主要流域に森林鐵道を其の支線に森林軌道を敷設し、他方固定の川造工事を施行し、統一ある運搬設備によりて運搬の安全増進を期することとし、尙山地製材工場を設けて、極力森林産物利用の集約を企て併せて歳入の増加を品ることに計畫し、先づ最急施の要ある平安北道厚昌郡東興面南社流域に昭和四年度以降三ヶ併間に經費百八十七萬餘圓を以て、森林鐵道四〇、四哩、森林軌道三〇哩を敷設し又製材工場を設置することとした。此の計畫は財政上の理由により一部を變更し、四年度は四十九萬餘圓の經費を以て、森林鐵道十八哩の工事に着手した。

第二目 臺灣

第一總説

臺灣は亞熱帯より熱帯に横がつて居る郷土である。地形錯綜山岳重疊峻嶺起伏一萬尺を越ゆるもの四十八座七千尺より九千尺に達するもの六十七座其の以下のものに至つては殆んど數ふるに遑なしと云ふ状態である。従つて此等峻嶺高峰に源を發する河川も最長僅かに四十二里水流急激舟筏の便なく大雨一たび到らば濁水滔々として河堤を決し其の慘禍の大なる殆んど想像もつかない有様である。又地質氣象なども頗る錯雜して南北雨期を異にし、東西質質を異にする此の状態は植物帶上にも頗る變化を齎らし甚だ妙味あるものがある。従つて其の間に育まれたる材木も多種多様誠に植物學上の寶庫の感がある。

第二 林野概況

臺灣は由來一箇の植民地であつた。我が帝國が本島を領有せし以前に於て覇を此地に争へるものに和蘭あり、西班牙あり、明あり、清あり、而して王朝を建設せしものに鄭成功がある。併し乍ら此等累代を通して政治と森林との史實を見るに此等は主として商業的植民にして林野の開拓は一小局部に過ぎなかつた。然るに鄭氏の建業時代に至るや明朝の恢復、獨立國家建設の壯圖に伴ふ林野の一大開拓は南は恒春より北は臺北に至るまで平地林帯は元より低地林帯に至るまで積水を決する勢を以て伐採燒燼せられ、降而清朝に至るに及んでは支那移民の増加と蕃地討伐との關係上森林の燒燼濫伐相次ぎ高地林帯に至るまで其の影響を蒙らざるなき状態となつた。嘗つて葡萄牙の航海者をして「イライフォルモーサー」と絶叫せしめた綠翠の本島も遂に赭赤、裸山を現出するに至つたのである。

斯くの如く林政の荒蕪其の極に達した森林を如何に處理するかは領有當時我が當局の頗る苦心した處であつて、非常なる困苦調査の結果漸く林地の管理區分の調査を終了したのである。

今最近の細別を示せば次の表の通りである。(單位甲)

	山林地		計	原野地		計	合計
	平地	蕃地		平地	蕃地		
國有	四六六、二五	一、五五八、四三	一、九二四、六八	二四三、三三	一四三、二五	三八六、五八	二、三一一、二六
公有	二、五七	—	二、五七	二、六七	—	五、二四	五、二四
私有	一〇、一三〇	一、一五三	一一、二八三	四、一九七	五〇	一五、四八〇	二、四九八、七四
計	五七、九一	一、五七、七六	二、一五、六七	二九、一四六	一四三、二七五	四三、四二一	二、五九九、〇九

今此等森林を概観するに西部は帶狀の海岸林を第一線とし、次に本島六億圓餘の生産の四六%を占むる農作物の耕地

があり、其の間荊竹林及想思樹林の叢林が介在し斯くして傾斜漸く急を告ぐるに至つて暖帯の潤葉樹があり、更に進んで温帯林に入り本島特有の肖楠木、紅檜、香杉、亞杉現れ、次に扁柏梅等の橋林を現出し、最後にびやくしん、新高はひまつ等の寒帯林に達するのである。東部地方は領有當時西部地方の如く支那民族の移住甚しからずして平地と雖も所謂平地蕃族の選食的農耕を營めるに過ぎざりし爲め山脚に接し尙廣大なる天然の森林鬱蒼として存したものであつた。然るに此の地方も拓殖計畫の進捗につれ伐木、製腦、製糖、等各種産業の勃興したる爲め急激なる森林の減退を來し正に西部臺灣の轍を辿らんとしつゝあるのである。

斯くの如く本島の森林は過去三百年の長きに亘り潮の如く渡來せる支那移住民の開拓と高山蕃族の魔手と領臺後に於ける各種産業の發達に伴ふ土地利用の促進林産物需要の激増とにより著しく濫伐せられたので今日殘存する森林は世人の想像するが如く豊富ではない。併し乍ら全島の森林を通觀するに尙相當纏れる森林が存在するも此れが利用には中々苦心を要するものがある。今之れを林相別に區別して見ると左表の通りである。

林相別	面積	樹種	蓄積
針葉樹林	二〇二、九〇〇町	針葉樹	二二六、七七八、〇〇石
針潤混森林	一五一、三〇〇	潤葉樹	四三五、四五六、〇〇〇
潤葉樹林	七四一、九〇〇		
竹林	二、一〇〇		未詳
草地其他	七三三、六〇〇		

計	一、八三〇、八〇〇	六七二、二四三、〇〇〇
未調査區見込	一八五、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
總計	二、〇一五、八〇〇	七二二、二三四、〇〇〇

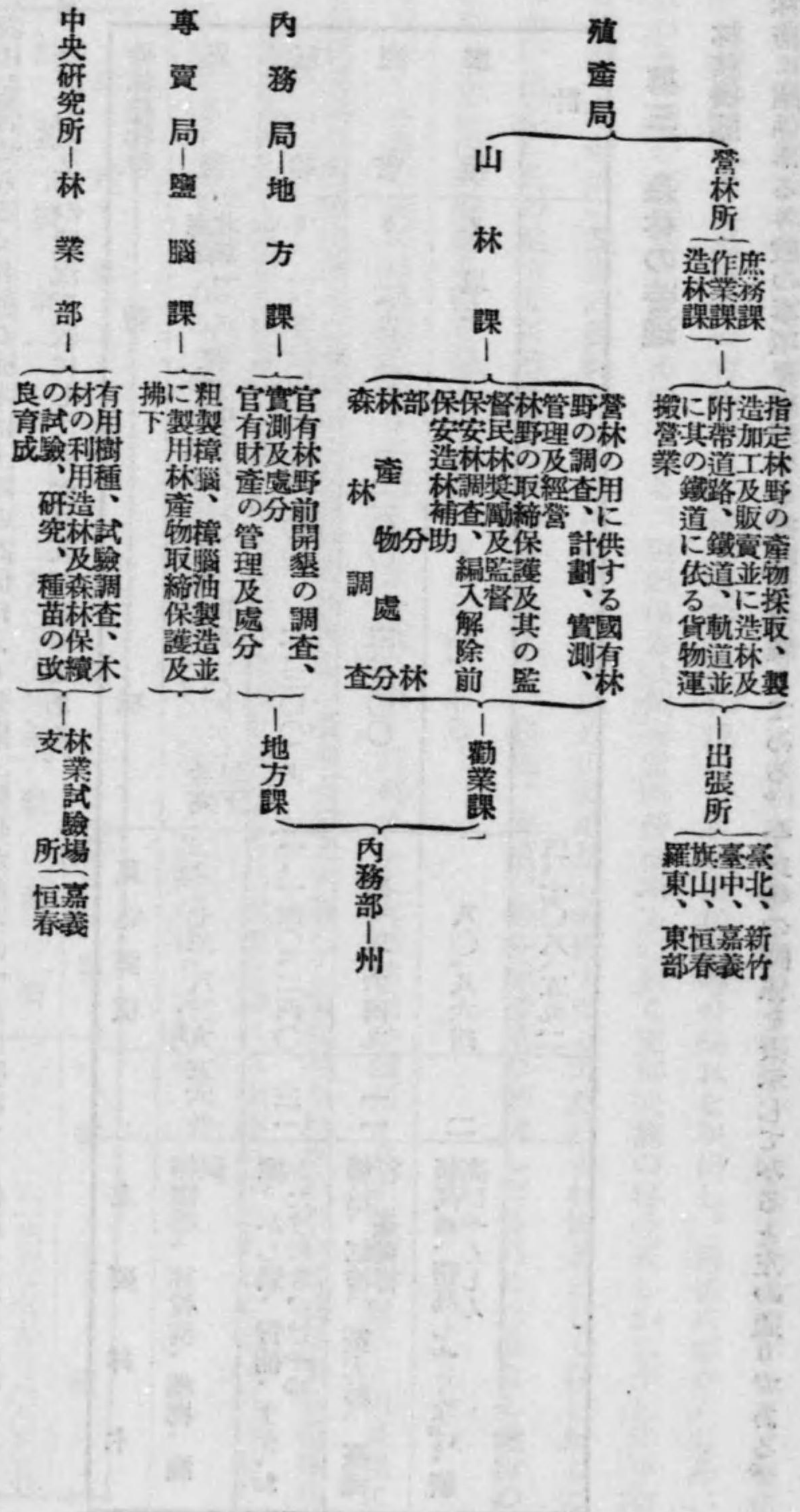
右の表に包含せらるゝ各種の樹木は土地の高低により氣象上變化があるので其の存在する個所も自ら局限されるのである。最近の分布の狀況を表にして示せば左の通りである。

森林植物帯	帯	域	見込面積	主要林木
熱帯	海抜一〇〇米突 北部一〇〇米突 中央八〇〇米突 南部一〇〇〇米突 以下		二〇七三、八三九五六% 甲	樟樹帶、林投樹、檳榔、龍眼
暖帯	一、五〇〇		一、一四〇、二四〇	樟、かし類、肖楠、まき、おがたまのき、けやゆ
温帯	二、九〇〇		四一三、六四九	扁柏、紅檜、蝦大杉、臺灣杉、臺灣梅
寒帯	以上		八〇、八六四	新高檜、新高しやくなげ、新高びやくしん
計			三、七〇八、五九二	

第三 森林の管理

一 林務機關

林務に關係ある各般の事項を處理する機關は複雑してゐる。今此等の關係を表示してみると左の通りである。



二 森林計畫事業

本計畫事業は臺灣森林をして合理的且つ系統的ならしむる本島林業史上特筆すべきものであつて治水、國土保安上は勿論本島林野の開拓上多大の希望を繋がつゝある事業で其の主なる項目は左の三である。

一 森林治水調査

- 二 施業案編成
- 三 森林調査

由來本島の森林は領臺前支那移民の爲めに濫伐せられたため當時残存せし森林は主として蕃人の蟠踞跳梁する高山地帯にあつた。その爲め領臺後約二十年間凡ゆる危険を冒して森林の踏査に努めたるものなきにあらざりしも其の真相を闡明する事は中々容易の事ではなかつた。然るに佐久間總督の威壓緩撫の理蕃政策漸く其の効を奏し昔日の兇暴なく蕃山の平日は大部確保せられ茲に從來究明する事が出来なかつた森林の正體も漸次判別するに至り森林資源の開発に一道の光明を發見するに至つた。

第四 植伐事業の概況

一 伐採事業

臺灣森林の伐採事業中大規模に行はれてをるものは主として官行である。此等は森林の利用上頗る参考となるものがあるから順を追ふて記述する事とする。

イ 阿里山の伐木事業

阿里山は嘉義の東方四十四哩にあり、新高連峯の西方に起伏せる大森林にして其の總面積一萬八千甲、昭和四年迄の伐採材積は五百五十餘萬石を算し尙約三百六十萬石の針葉樹と三百三十八萬石との潤葉樹を包蔵する原生林が残存してゐる。併し乍ら此等も今後十四五年も経過せば殆んど原生林はなくなる計算となる。阿里山の材木は他に類を見ない長幹巨材に富むが故に此等の伐採運搬は主として機械力を應用してゐる。即ち集材にはスキツターを、運搬には獨特の機關車を使用し八千幾餘尺の高峰より蜿蜒四十四哩の鐵路を經過して嘉義に運搬せらるゝのであ

る。嘉義には又此等巨材の製材に適する工場の設備がある。其の工場能力は一日六百石あるけれども現在に於ては資材の関係上年八萬石を製材するに止めてゐる。

□ 八仙山の伐木事業

八仙山は西部本線豊原驛より大甲溪に浴ふて廻ること二十哩、中部合歡山より白姑大山の西方に連る一帶の森林にして其の面積一萬六千甲、其の蓄積針葉樹三百五十萬石、闊葉樹五百七十六萬石、地勢急峻搬出容易ならざる状態であつたが苦心の結果索道、インクライン等各般の設備を施し大正十一年漸く官行斫伐を實施するの運びとなり業態全然安定し今年年々約五萬石の丸太を生産しつゝある状態になつた。併し乍ら本林地の樹種は松、梅の様な市價低廉のものが可成多量に生立してゐる關係上山地に製材加工するを有利なりと認め昭和四年度より差當り年六千石を製材することゝなり業績漸次良好に向ひつゝある。

ハ 大平山の伐木事業

宜蘭濁水溪の上流の一大森林にして其の面積六萬三千甲、蓄積針葉樹二千五百萬石、闊葉樹二千六百萬石林相の整一蓄積の豊富なる事蓋し本島隨一にして最も將來ある森林である。併し乍ら本事業地は大正三年討蕃の大業成就するまで蕃族中最も兇暴なる溪頭蕃族の根據地であつたので其の實相は不明であつた。大正四年に至り蕃情急に平靜になつたので事業を開始せし爲其の規模も極めて小規模に止めたものであつた。然るに森林の真相闡明せられ事業の將來益有望となるに及んで事業は逐年發展の一途を辿り林内四十哩の軌道と平地二十四哩の鐵道を敷設せる外集材機械、ガンリン機關車の運轉其の他各所の索道及インクラインを新設する等機械力應用の諸設備着々擴充せられ作業能力著しく増進し今年年十二三萬石からの丸太を造材し一路官線羅東驛近くの貯木場に搬出し島内外の需要に

應じつゝある。

二 官行斫伐材の販賣狀況

官行材は主として扁柏と紅檜である。其の他亞杉、梅、香杉等がある。何れも建築材として可ならざるはなく内地方面への移出年々増加し昭和三年には六萬七千餘石、價格九十二萬餘圓に及び漸次其の聲價を高めつゝある。海外輸出は主として支那を上得意とするも輸出額は僅々一千餘石に過ぎぬ。島内消費は並材以下のもの多く其の消費約二十四萬石、價格二百四十五萬餘圓にして官行斫伐材消費量の主位を占めて居る。

三 造林事業

臺灣の地たるや溫暖多濕林木の生育頗る旺盛であつて既往の林地は多く不良材であつたので之れに替ふるの優良林木を以てする傾向頗る顯著となり造林事業は比年隆盛に赴き熱帯林木の増植、竹林の造林等頗る見るべきものがある。殊に大學演習林の造林事業の如きは其の計畫、造成狀況等他の模範とするに足るべきもの少くない。現在本島に於ける官民造林地の面積は十四萬餘町歩に及び其の成績優良なるもの又少くない。

第五 林業試験

臺灣は前述の如く林木の育成に適する所なるも價値少なき林木が主林木をなして居た關係上林相改善は焦眉の急であつたので先づ林木の殖育試験に重きを置き其の試験の成績を検し本島に於ける造林の指針としたのである。由來本島は固有の造林樹種に富むと雖も此等の樹種は多く高地帯に産し、熱帯の有用樹種は外國産に待たねばならぬ結果此等の移殖試験も一定の方針の下に順次其の試験を進め相當の成績をあげてゐる。元來造林の試験は他の農作物に比較し一般に著しく長年月を要するので多くは直ちに之が成績を見る事が出来ない今日尙試験繼續中の事項が相當

多数を占めてをるが何れも良好の成績をあげてをる。

第六 大學演習林

臺灣に帝國大學の演習林が設定されたのは明治三十七年臺中州下の東京帝國大學演習林が其の濫觴である。次で明治四十三年には京都帝國大學基本林が高雄州山旗郡蕃地に設けられ更に大正二年に九州帝國大學演習林が臺北州下文山郡に又大正五年には北海道帝國大學演習林が臺中州能高郡蕃地に設けられ其の合計約十三萬甲、年々各種の試験研究を發表してゐるので本島林業諸般の調査研究に裨益する處少くない。従つて大學演習林の存在は島内林業家の期待と敬意とを繋ぐ重要な研究機關の一つである。

第三目 樺 太

第一總 說

本島は本邦唯一の亞寒帯にして林木の種類比較的少なく有用樹種としては僅かにエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ、タモの數種であつて其の中最も多いのはエゾマツ、トドマツで全森林蓄積の約八割を占めてゐる。

本島の森林面積は拓殖及伐木等によつて年々移動があるので的確の數字を示し難いが林地區分調査(昭和三年完了)の結果によれば國有林野面積は二百五十九萬九千町で之に大學演習林の面積八萬一千町歩を加ふれば二百六十八萬町歩邦領樺太全面積の約八割となる。

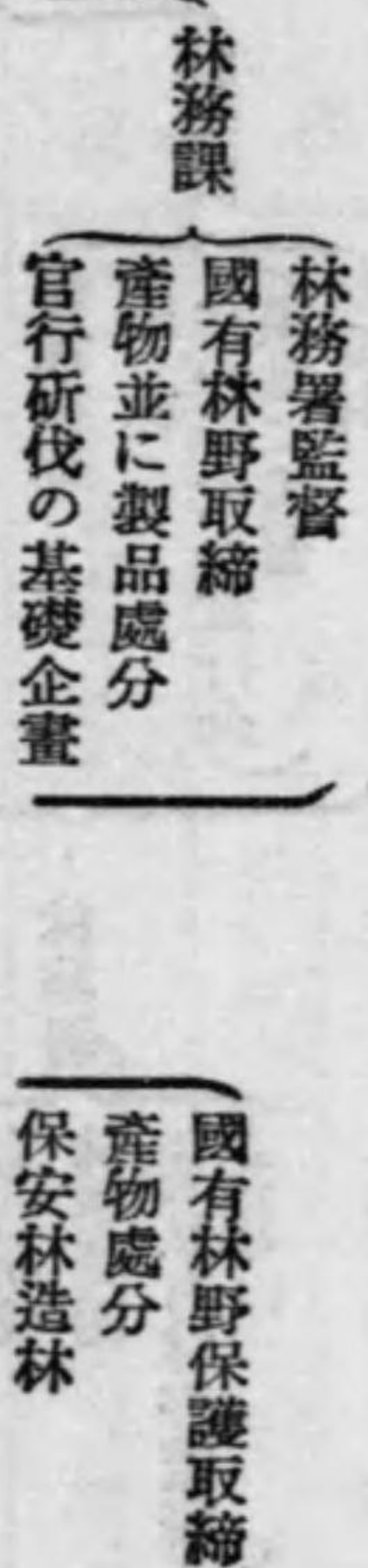
昭和三年度に於ける本島總生産物價額は九千五百六十八萬餘圓で内林産物價額は一千二百十萬餘圓で其の約一割三分

弱に當り、木材を原料とする工産物たるパルプ及洋紙の價額は四千五百萬圓で此の二者を合すれば本島總生産額の三分の二となる。

又樺太昭和三年度總歳入三千一百六十四萬六千餘圓の内森林収入は一千一百七十一萬九千餘圓で其の三割六分餘を占め本島財源中最も重要なものである。

第二 森林の管理

前記の如く本島の森林は其の面積、蓄積等より考察して相當完備せる管理機關を必要とする所であるが領有當初にあつては何等見るべきものがなかつた。明治四十一年一月樺太廳が設置せられ小規模の機關によつて森林業務を取扱はしめてゐたが昭和二年農林部新設と共に本廳に林務、林業の兩課を設け、昭和五年一月支廳林務係を廢し各支廳全管内を區域とする林務署の新設を見るに至つた。森林主事は大正五年初めて十六名を地方に配屬して以來年々増加し昭和二年には七十七名となり、昭和三年十二月定員を二百六十三名とし其の駐在所を百三十五個所設け従前の面目を一新した感がある。併し尙一駐在所の所管面積は約二萬町に當り未だ森林の保護管理上萬全を期し難き憾少しとしない又樺太廳に於ては從來虫害木を斫伐する關係上森林作業所を設けてあつたが昭和五年一月の官制改革の結果、作業所を廢止し其の事業を關係林務署に引續ぎ林務、林業兩課に於て其の企畫及び監督をすることとなつた。今此等の關係を表示すれば次の如くである。



十四年	七	一、九七六、四四五	一〇一、六二五	四七、七五、〇三五	一七、六五、二六五	七、五、四、三〇三	二五、六、六、九二七
昭和元年	七	二、七四、一、六四四	一四、〇、九三	六、七、七〇、二二五	二、〇、〇、〇、〇	一、一、〇、〇、九〇三	三、一、七、五、四、四四
二年	八	三、五三、一、〇四	一五、〇、八一	二、八、八、七、二一〇	二、〇、〇、四、三、三	一、五、一、二、四、四六	三、七、〇、八、八、五
三年	八	三、六、二、六、三三	一五、〇、四、六〇	一、九、七、七、〇、九四	二、七、五、五、三、三	二、三、三、六、四、八六	四、五、〇、七、九、八三

又建築用材及包装用材として島外に移出せらるゝ量は最近四五ヶ年には少くとも一千万石を超え、内地到る處に樺太材を見ざる所なき迄に販路を擴張するに至つた。

尙官行斫伐に就きて一言せんに大正八年樺太南部を襲つた松姑嶺の被害は其の面積二十二萬町に及び何時底止するかも不明であつたので之が應急策として大正十一年より官行斫伐を行ひ差し當り四ヶ年間に立木四千石を伐採し丸太二千石を造材して五年目に全部搬出する計畫を樹てたけれども努力の不足に伴ふ賃金の暴騰により當初の計畫通り施行する事が出来ず昭和元年度に至つて大體豫期の仕事を完了する事が出来た。そして臨時作業所は廢止になつたけれども官行斫伐は其の後生立木の伐採に迄擴張せられて今日迄繼續されつゝある。

第五 造林事業

明治四十五年豊原に苗圃を設け僅かに播種及天然生トドマツ、エゾマツの苗木の移植を試験的に行つて來たが其の成績に鑑み漸次擴張を重ね昭和三年度に於ては苗圃所在箇所數十二、面積二十二町餘、養生山出苗木數三百三十四萬餘を産出する迄になつた。而して山地植栽は大正九年初めて落合附近の山火跡地にトドマツ、カラマツ及白樺の播種造

林を試験的に行ひたるに發芽が良好で植樹造林に比し經費を要する事少く大面積の施業に適してゐるので主として播種造林を實行して來たけれども、本島の播種造林は幾多考慮の餘地があるのみならず伐採跡地は天然下種により充分更新し得るので其の後人工造林は特殊の立地關係以外には施行せざる事とし専ら植樹造林の方針を以て進みつゝあるのである。今最近五ヶ年の人工造林の狀況を表示すれば次の通りである。

年 度	播 種		植 樹	
	面 積	經 費	面 積	經 費
大正十三年	四、七九五町	五、一、七、九七圓	五、九町	一〇、四〇一圓
同 十四年	七、三二〇	六、九、三、〇五	五、七	九、〇、四、三
昭和元年	一、一、五三八	一、七、四、一、八七	二、四三	二〇、八〇四
同 二年	一〇、五四八	一、五〇、九七三	五、八一	五、二、六、八四
同 三年	七、六三四	一〇、四、〇、九九	九、二七	八、四、一、七三

第六 森林保護

森林被害の最大なるものは火災である。元來本島の森林は大部分エゾマツ、トドマツの密林で此等森林の伐採跡地は末木枝條が山積してゐるので春期早燥期に到れば非常に可燃性のものとなつてゐる。故に一度火を失する事あれば殆んど防止する事が出来ない状態である。殊に林地は腐蝕土の層が相當深いので火は忽ち此等に燃へ移り地中深く浸入するので火防には到底他人の知る事が出来ない位の苦心を要する。此等火災の原因は開墾火入後の不始末、行人の火

氣使用、汽車の煤煙等が主なるものである。此の山火の爲めに年々亡失する樺太の資源は實に大なるものであつて昭和三年に於ては火災件數百七十四件、被害面積十八萬町歩、直接の損害額六百萬圓、消防費七十萬圓に達し此の外多數の家屋人畜の被害等があつて未曾有の慘狀を呈するに至つた。

右の様な事情にあるので本島の山火の警防は林政上頗る重大なる問題であるので廳當局はあらゆる方法を以て之が防

止に努めてをる。山火に付て吾々が最も考慮せなければならぬのは直接の損害は勿論であるけれども後繼稚樹を焼失せしめ天然更新を非常に困難ならしむる事で山火を常に繰返すとせば勢ひ林地は遂に荒廢せざるを得ないのである。

森林盜伐も相當多いけれども山火の被害に比ぶれば殆んど云ふに足らない。此等の被害は森林主事の増員により漸次減少の傾向を辿りつゝある。

第七 大學演習林

大正三年六月相川、小田寒流域に約二萬町歩を割りて東京帝國大學演習林が設置せられ、之と相前後して北海道、九州、京都各大學の各演習林が設置せられたのである。其の概要は次の通りである。

演習林	所在地	設定年月	面積	材積
東京大學演習林	榮濱郡榮濱村相川流域 小田寒川流域の一部	大正三年四月	二〇、六三〇町	針葉樹 一、一五七千石 闊葉樹 一、三三〇千石
京都大學古丹岸演習林	古丹郡新間川流域	同 四年二月	一一、七一五	一一、三五〇
合計			八一、〇三三	六四、五二八
				三、六〇五

演習林	所在地	設定年月	面積	材積
同 阿屯演習林	敷香郡敷香村幌内川 支流亞屯川流域の一部	同	八、二八三	三、七〇〇
北海道大學演習林	久春内郡三濱村 珍内川流域	同	一九、九〇〇	一九、九〇〇
九州大學演習林	敷香郡敷香村幌内川 支流保惠川流域	同	二〇、五〇五	一八、三〇〇
合計			八一、〇三三	六四、五二八
				三、六〇五

此等各大學の演習林は學生各種の演習に供するは勿論であるが傍ら本島森林の植生調査、氣象と森林の關係、森林植物、施業方法の調査等凡そ本島林業に關する重要な研究は一として此等演習林に俟たざるはなく本島森林開發、利用更新上誠に必要なるものである。

第八 林業試験

凡そ各般の産業開發には其の基礎を嚴密なる試験研究に俟たざる可からざる事は今更申す迄もない事であるが本島に於ても林業關係の試験は明治四十三年に初まつた。併し乍ら當初は利用を主とした試験研究であつたが其の後豊原在の大澤に二千數百町の地を卜し各種更新法の試験を初めとし測樹の試験等をなしたが此の試験林は山火のため燒盡したので大正十四年に保呂に試験地を設け造林利用、更新保護の試験をなした。然るに昭和四年中央試験所が設置せられたので従來林業課の主管であつた此の試験事項は試験所内の林業部の主宰する所となり、試験研究は全く面目を一新するに至つたので本島林業經營上一段の進展を見る事が出来るであらう。

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 關東州

一 林野概況

關東州内の林野面積は九萬四千九百餘町歩で全面積の三分の一強に當り、既成林面積は六萬六千二百六十餘町歩である。

當州の山地は重粘質壤土であるので周到な管理の下に施行せらるれば將來良好な樹林地として更新をなす可能性があるが實際に於ては既往數百年來濫伐の弊に陥り加之野火、放牧及採草の慣習等の爲州内に到る所禿山と化し、地力減退せる箇所頗る多く、且地表は落葉雜草等の地被物が少いので降雨毎に表土流失し殊に丘陵地の基部部は水蝕作用を受け崩壊し地隙を生じ尙河岸地は飛砂の爲附近耕地を埋没せる箇所を生ずるに至り樹林地は唯僅かに河岸地、墳墓地、村落及寺廟等に見るのみである。

之を森林植物帯より論ずれば所謂落葉地帯に屬し、森林として完全に鬱閉を保つて居るものなく只落葉潤葉樹中の陽樹を存するのみである。山地に自生する主要樹種は赤松、柳類、白楊類、樺、楡類、柞類、樺槐、楓類、赤楊類、柞類、胡桃類、皂莢、棗、公孫樹、せんのき等である。

二 林業に對する施設

關東廳内務局殖産課直屬として官設苗圃を旅順、大連、金州の三ヶ所に置き其の下に三十三ヶ所の地方苗圃を設置し、地方苗圃の作業は各民政署に配屬せる林業技術官適宜巡回して其の指導監督に任じ且最寄警官派出所の巡查を

して事業の監督を助けしむる爲數次林野講習會を開き此等巡查をして林學の大意を會得せしむるに努めて居る。地方造林の奨励すると共に一般林野取締の爲め大正二年林野保護取締規則を發布し大正七年より山林監視所を十ヶ所設置してゐる。

尙林野の保護に就ては軍政時代より嚴密な注意を加へ明治三十八年告示第三十五號を以て山野の林木、路傍の並木、寺廟、公園、墓地等の立木は官民有の區別なく許可なくして伐採する事を禁じ其の他マツケムシの驅除、山火事、盜伐等に對し鋭意保護監視せしめてゐる。

官公造林の目的とする所は主として風致林、水源涵養林、魚附林の造成を計ることにして且又造林の模範を公衆に示す事であつて、日露戰役當時以來現在に到る迄この計畫を繼承して造林を實行してゐる。

植栽樹種はあかまつを主とし、くろまつ、あかしや之に次ぎからまつ、ぬるて、くり、にれ、はぎ等である。

尙官行造林の外に公有造林は州内會屯の事業として造林を實行し、又明治四十一年造林奨励規則發布により造林のための官有地無償貸下を許可し造林用種苗の無償下付を許可して居る。即ち昭和三年末現在に於ける其の新植造林面積は左の通りである。

	新植面積	植栽本數
官行造林	五九六町歩	二、八二七、六一〇本
公有造林	八一〇	二、八九〇、七〇〇
私有造林其他	一、一六六	五、一五一、八四七

第二 南滿洲鐵道附屬地

一 概況

附屬地には何等特筆すべき森林地はないが、滿洲には吉林黑龍兩省長白、興安の二大山脈の蜿蜒する所蔚然として千古斧鉞を入れない大森林地帯を成して居つて清朝の中世までは所謂乾隆帝の「樹海」を成して居るものである。既に調査を終つたのみで林域一千三百四十一萬餘町歩に亘り針、闊兩葉樹の立木蓄積量は實に四十二億五千萬石に及び（日本木材蓄積量一億萬石）年々の伐採量は僅かに其の一千分の一にも足りない四百二十萬石に過ぎない。而して南滿三港（大連、安東、營口）からの輸出量は、大正十三年に於て激増し一千三百餘萬圓に及んだが爾後毎年三、四百萬圓の輸出を見る。

二 林業關係合辦事業

滿洲に於ける木材の取扱は主として本邦人と支那人との合辦事業によつて行はれる。而してその数は十六、これを所在地別に分ければ吉林省城三、長春二、哈爾濱七、安東縣二、海拉爾二であつて各會社に於て掌る事業は伐採（一般用材、鐵道枕木、薪材、製紙原料）製材、製函、製樽、木材等の賣買及び之れに附帶する事業、其の他委託經營及び金融等である。

第五目 南洋群島

第一 林野概況

南洋群島は到る所鬱蒼たる森林を以て覆はれ一見千古の美林をなすの觀があるが其の内容を實地踏査すれば雜木の混淆林であつて有用樹の蓄積は比較的少いことを知る。其の主なる原因は各島孰れも面積小なる海洋島であつて大森林を構成する要素を缺くのみでなく從來住民に愛林の念薄く、隨時隨所より材木を伐採して毫も補植造林をなさなかつ

た事に由るものである。唯椰子は海岸附近に植栽され、住民はこれを唯一の財産として保護を加へてゐる。現在の森林状態は右の如くで、其の蓄積は甚だ少いが在來有用樹種の數は多く又外國樹種の造林に適するもの多し見込であり一方温度、湿度の潤澤と造林見込面積の豊富等の諸條件を背景として適當な植林を行へば現在の雜木林は一變して有用樹種の蓄積豊かな森林を形成する事が出来るであらう。

第二 椰子の栽培及獎勵

古々椰子は一般に古くより植栽せられたもので、その發育も良好で各離島に至るまで之が植栽を見ない所はない。又その製品であるコブラは群島産業中砂糖に次ぐ重要物産であるのみならず椰子は島民の飲食物其の他の資料として日常生活に缺くべからざるものである。然るに從來椰子林の經營法は極めて粗放で合理的に經營せられたものは殆んどなく大半は老齡樹で林相も不均一であり疎密均整を缺き樹勢良好でない。故に南洋廳設置以來椰子栽培獎勵規則を制定し椰子適地面積群島總計二萬一千三百三十五町歩を測定計上し十ヶ年を以て一期とし一定の計畫の下に新植を獎勵すると共に既成椰子林の整理を行ひ漸次良成績を擧げてゐる。

第三 コブラ及び其の他の林産物

コブラは椰子果核中の仁肉を乾燥したものであつて、本群島の移出品として重要なものである。昭和三年に於けるコブラ製造高は九千六百五十噸、この價格百二十九萬八千六百九十二圓である。猶内地に移出する年額は二百萬圓に上る。

林産物としてはこの外象牙椰子、マンダローブ、鐵木、紫檀、ウカール、タコナ、ブラキヨリス、アンモイ、シヤタイク等があつて其の材質、光澤共に優良なものがあるが古くより濫伐された結果その蓄積は極めて少い。

昭和四年中の林野物産額は左表の如くである。

計	數量(石)		價格(圓)	
	材	炭	材	炭
用	一五、七三五		二〇、七八八	
薪	二一、〇六五		五九、二二二	
木		五三九、五一三		一〇九、六八八
其				二、九二六
計				一九二、六一四

第三節 鑛業

第一目 朝鮮

第一 鑛業の概況

朝鮮は諸種の鑛物に富み鑛業の起原も亦頗る古いのであるが往古は百般の施政亂雜を極め民智開けず資力亦乏しく百工萎微し爲に鑛業亦不振不況の状態を免れなかつたが李朝の末葉に至り列國は韓國政府の威力振はざるを好機として各地の鑛業權獲得に努めた。即ち明治二十七八年戦役後外國人にして半島の利權に注目する者頗に増加し米國人ゼームス、アール、モールスは同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられたのを嚆矢とし次で度源鑛城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山鑛山を米國人に各特許するに至つた。而して當時は二三外國人の稼行に係るものを除くの外は殆んど見るべきものがなかつたが我國の保護政治を行ふに至るや韓國政府は明治三十九年鑛業

法及砂鑛採取法を發布して鑛業制度は漸く其の緒に就いた。併合後總督府は大正四年舊法を廢して朝鮮鑛業令を制定し次で同五年朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。同令は外國人にして鑛業に關し現に既得權を享有するものを認むるの外は新に鑛業權の取得を禁止し新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ且つ鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し鑛業上必要なる土地の使用、收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保護制度を確保した。此の時偶々歐洲大戰の勃發に會し朝鮮の鑛業は一時空前の活躍を呈したが戦後鑛物の需要減退し一般經濟界の變調とに依り内地大鑛業家が相次で事業を休止して引擧げて以來相當資本を有する鑛業家なく然かも鑛業金融に關して何等特種機關のない爲結局朝鮮鑛業の現状は開かるべき寶庫が資金難の爲に閉鎖されて居る状態であつて甚だ遺憾とする所であるが幸朝鮮主要鑛物の一つである石炭は炭田調査の進捗により漸次價值闡明せられ無煙炭の開發も漸く其の緒につき有煙炭田も亦内地資本家の注目を惹くに至り其の開發は期して俟つべきである。その他の鑛業にありても近年幾分内地鑛業家の進出を見るに至つた。

その鑛業出願件數は大正五年乃至七年の如きは鑛物市價の昂騰と一般經濟界の好況とに恵まれて一ケ年の出願件數三千乃至六千件の多數に上り歐洲戦後出願件數激減して大正十一年には僅に二百五十餘件に降下して居る然し爾來再び増加して昭和四年には九百三十餘件となり年々漸増の歩調を辿つて居る。次に鑛區は明治四十三年末七百四十鑛區に過ぎざりしものが大正七年末には三千二百餘鑛區に達し爾後一時急減し再び増加の趨勢を辿つて昭和四年末には二千七百七十餘鑛區を算するに至つた而してその稼行鑛區は大體鑛區數の二割乃至二割内外であつて其の内年々金銀鑛區が最も多く石炭、鐵、黒鉛等が之に次ぐものである。

又鑛産額は年に依り増減ありと雖も大體に於て漸次増加して明治四十三年には六百六萬餘圓に過ぎなかつたが昭和四

年には二千六百四十八萬八千餘圓を産するに至つた。鑛産額の主なるものは鉄鑛、金地金、石炭、鐵鑛、砂鑛、金銀鑛、黒鉛等である。

今最近五ヶ年と併合當時との鑛産額を對照表で示せば左の通りである。

種別	鑛産價額					
	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	明治四十三年
鉄鑛	六、七五三、三三四	七、五三二、九三〇	六、五三三、五〇〇	五、五五八、九四〇	五、三三六、四八九	三、八七九、七六一
石炭	六、三三三、四八五	五、七九九、二六九	五、二六六、三三八	四、九九二、九九九	四、五四八、五三五	三、七四四、九五七
金	五、八八八、七〇〇	五、五三三、七九九	五、七五五、四五七	七、四八五、八二二	五、六三二、七三五	三、七四四、九五七
鐵鑛	三、二五三、九九八	三、〇〇二、九九九	二、八九九、五四四	二、二二〇、二四八	二、九九九、七八八	四三二、四六三
砂鑛	四、五二一、〇〇八	五、七三三、六〇〇	二、四五六、二二二	六、六六〇、二〇二	四、四八八、八四四	二、四二二、六三二
金地金	一、五三三、一三三	一、四四〇、八七〇	一、〇六三、三三四	一、〇六三、三三四	一、八〇〇、六八五	二、三三三、九九三
粗黒鉛	二、五二一、五九九	一、五九九、〇七七	四、八八、七七四	四、一八八、四四五	五、一八〇、〇三三	八二二、六〇九
粗銅	一、三三三、六六六	四、〇〇〇、七三九	四、〇三三、九五一	三、五三三、九四五	三、六一八、二六六	一、五三三、四七七
粗鉛	八、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、九八二、九九九	八、〇〇〇、〇〇〇	二、四四四、七五七	一、五三三、四七七
亞鉛	五、九八八、〇〇〇	五、九八八、〇〇〇	五、九八八、〇〇〇	五、九八八、〇〇〇	五、九八八、〇〇〇	六、五五五、五五五
銀	二、九三三、三三三	二、七五五、五五五	二、六六六、六六六	二、五七七、七七七	二、四八八、八八八	二、三九九、九九九

種別	鑛産價額					
	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	明治四十三年
水	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
タンクス	八、〇〇〇、〇〇〇	六、六六六、六六六	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	三、三三三、三三三
銅	六、六六六、六六六	四、四四四、四四四	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二
亞砒	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
雲母	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二
其他	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二
計	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二

更に朝鮮の四大鑛物と稱せらるゝ金、鐵、石炭、黒鉛並朝鮮の特産鑛物と稱すべき明礬石及重晶石に付其の状況を略述すれば左の通りである。

金 朝鮮に於ける金の分布は全鮮に亘るものであるが就中平安北道、黃海道、忠清南道を主産地とし之に次ぐは全羅南道、平安南道、慶尙南道、江原道等である、砂金は忠清南道、平安南道、全羅北道を其の出産地とする。鑛山の著明なるものは東洋合同鑛業會社(米國會社)に屬する平安北道雲山金山及漢城鑛業會社(米國會社)の經營に係る黃海道遂安鑛山である。之に亞ぐは稷山金鑛、昌城佛國人金鑛、久原統營鑛山、栗浦金山、月置鑛山等にして各相當の規模を有して居る其の他尙州、林川、龍城、九峰山、高靈、北洞、樂山、光陽、三成、桃花、三德等有望の金鑛が尠くない。順安及稷山は重要な砂金地にして共に機械操業の準備として試鑛調査を終り稷山金鑛は大正六年末砂金浚渫操業を開始し本邦に於ける斯業の先驅者として十餘年間事業を繼續して良果を收め又金堤砂金地

に於ては三菱鑛業株式會社は極めて大規模の事業開始の準備完成して昨年末愈々其の操業を開始した、昭和四年末に於ける稼行鑛區は百四十鑛區であつて五百八十四萬餘圓を産出し内百九十餘萬圓は内地へ移出して居る。

鐵 朝鮮に於ける鐵鑛床は黃海道、忠清北道、咸鏡南道を主要賦存地とし其の他江原道、平安北道等にも相當鐵鑛地帯の存在を豫想せられ大體埋藏量は普通優良鑛に於て約二千萬噸、選鑛を要する貧鑛に於て約五億噸と續せられて居る現在稼行せるものは大部分三菱兼二浦製鐵所の自營に係るもので其の他に於ては咸鏡南道利原鐵山、平安南道价川鐵山、黃海道黃州鐵山及八幡製鐵所所管載寧及殷栗鐵山等が其の主なるものであつて昭和四年末現在稼行中のものは二十六鑛區にしてその採掘高は五十五萬噸で内三百七十萬斤を輸移出して居る。總督府は製鐵業奨励法に依り毎年四拾七萬餘圓の奨励金を出して居たが昭和五年度豫算に於て五十三萬圓を計上するに至つた。

石炭 朝鮮に埋藏せらるゝ石炭は内地に見ることの出来ない良質の無煙炭と稍々常盤炭に類似せる有煙炭と極めて炭化の進まざる泥炭とに區別される。炭田の主なるものは咸北炭田を始とし咸興、鳳山、安州の各有煙炭田であつて目下未稼行地にして有望視さるゝは慶興、平南北部三涉高原及江界の諸炭田である。埋藏量は調査未了の炭田多い爲正確な計算が出来ないが無煙炭七億二千萬噸、有煙炭三億八千萬噸と稱せられて居る。昭和四年末に於て稼行中のものは六十七鑛區であつて其の採掘高は有煙炭三十九萬九千餘噸、無煙炭五十三萬八千餘噸であつて内約二百八十餘萬斤は内地へ移出して居る。

黒鉛 鑛狀と土狀の二種あつて鑛狀黒鉛は平安北道、咸鏡北道を土狀黒鉛は慶尙北道咸鏡南道を主要産地とし共に品質が良好である、鑛山の主なるものは土狀にありては山野月野鑛山、小宮黒鉛鑛山、山下咸昌鑛山等であり鑛狀にありては安田江界鑛山、柴田義州第一鑛山、黒田城津黒鉛鑛山等である。昭和四年末現在稼行中のものは三十九

鑛區であつて四萬一千九百餘噸を産出し内四十一萬擔を輸移出し内地の需要を充たして尙世界の市場に其の聲價を博して居る。

明礬石 アルミニウムは自動車、航空機の發達並に電氣事業の進歩に伴ひ軍需品並に一般工業の必要的材料として愈々其の重要性を加へ來れるに之が生産は全然内地に於て見る能はずして其の悉くを輸入に俟つの状態である。然るにアルミニウムの原料たる明礬石は全羅南道玉埋鑛山、黃山面鑛山、聲山鑛山、加沙島鑛山に於てアルミナ二六%乃至三〇%を含有するもの約五百五十萬噸、アルミナ十五%内外を含有するもの約三千五百萬噸の埋藏量を有して居る。而して現に採掘中のものは玉埋山及黃山面鑛山の二鑛區にして其の産出高は昭和四年に於て一萬八千二百噸、五萬二千二百八十七圓である。

重晶石 各種バリウム化合物の製品として主として顔料ごむ製造用皮なめし用、硝子及製紙工業等に用ひらるゝものにして江原道金化郡は其の主産地である。その他京畿道水原郡、忠清北道忠州郡、慶尙南道統營郡、河東郡、黃海道載寧郡、谷山郡平安北道義州郡、慶尙北道開慶郡等にも相當埋藏量を豫想せられて居る。然し乍これが採掘事業は比較的新しく鑛山の見るべきものは只江原道金化郡岐梧面鶴芳里の昌道鑛山だけである。該鑛山は鑛脈二十數條よりなり全山重晶石なりと云ふも過言でない状況であつて現に露天掘にて採掘して居る。然し操業の規模至つて小さく生産額も僅少である昭和二年の生産高は四、六三八英噸に過ぎない。然れ共内地に於ては奥羽地方に僅かに産出されるのみであつて之が需要を充たす能はずして海外より輸入して居る状況なるを以て朝鮮に於ける埋藏量の開發は今後益々重要である。

第二 鑛業に對する施設

一 鑛床及地質調査

11111

朝鮮に於ける鑛床の性状を概査し鑛業的價值を測知して鑛業行政の参考に資すると共に企業家の調査に便せんが爲明治四十四年度より鑛床の調査を開始し大正六年度に於て全く所期の調査を完了した。此の間に於て數名の専門家が實地踏査及鑛物岩石の調査研究を爲した事項に對しては報告書を刊行して斯業の開發に資し更に進んで地質構造を明にし各種事業の参考に供せんが爲大正七年度に於て鑛床調査の組織を變更し數名の専門技術者を置いて地質、調査所を設け地質有用鑛物及岩石土性、水利及土木に關する地質學的事項の調査、其他地質圖幅及適度の縮尺地質鑛床圖並調査報告書等の作製に當らしめた。然るに當時の組織を以て朝鮮全土の調査を終了するには三十ヶ年の長期を要し時勢の進運に伴はないから大正九年度以降更に技術者數名を増して調査期間を十五年に短縮し現に事業進行中である。

二 石炭調査及試験

朝鮮には褐炭及無煙炭の埋藏量が頗る豊富であると推測せられるのであるが一部の地方を除いては之が埋藏量に付未だ調査したことがないので此の調査を開始して鑛量を確定すると日時に其の經濟的利用法を明にし朝鮮に於ける燃料並に動力問題解決の基礎を確立せんが爲大正十一年十月燃料選鑛研究所を設置し調査試験を施行することゝしたその大要は左の通である。

石炭調査、主要産地たる咸鏡北道吉州、明川、鏡城、會寧、鐘城、穩城、慶源、慶興の八郡に亘る褐炭々田及平安南道价川、順川、徳川、孟山の四郡に亘る無煙炭々田に付地質調査を行ひ石炭賦存の状態並に炭量を推定し試験を施して深さ二千尺以内の賦存量を確定せんとするものである。

石炭試験、朝鮮に産する石炭は褐炭、無煙炭のみなので無煙炭に付ては微粉炭の完全燃焼試験、褐炭に付ては重油揮發油、骸炭代用品、瓦斯及煉炭原料、ピッチを製造し得る乾留試験等を実施し各種石炭固有の性質に従つて徹底的に利用の途を構せんとするものである。而して炭田調査に付ては大正十二年度以降地表調査並に試験作業を續行すると共に石炭試験に付ても種々攻究を重ねつゝある。

三 選鑛製鍊試験

朝鮮に於ける鑛山の多くは選鑛製鍊の施設を爲すものも概ね姑息幼稚で未だ十分な成績を示すに至らぬ爲に利潤を見ることが少ないのみならず鑛業の發達を企圖することが出来ないで朝鮮の鑛山に適應する處理方法を研究し併せて之が普及に努め朝鮮鑛業の振興を計らんが爲主として金銀鑛及黒鉛の選鑛製鍊試験を施行し兼て其の他の鑛物の處理及利用に付試験研究を爲すもので大正十二年度に於て之が設備を爲し同年度以降漸次研究改善を重ね斯業の開發を促しつゝある。

四 鑛業の指導監督並教育

朝鮮の鑛業は一般的には未だ幼稚であつて鑛主の技術に關する素養の乏しい者多く不完全なる舊來の操業方法を墨守して採算不引合等の爲稼行中止の止むなきに至る者が少なくない。仍て是等の當業者を實地に就て指導し操業の智識を注入し有利に經營せしむる爲め技術員を派して普く稼行業鑛山を巡視せしめ更に大正十二年新に鑛業に關する技術官派遣制度を設けて民間の希望に應じて鑛業に關する調査設計及鑑定を爲さしむることゝした。

又鑛業に對する監督としては鑛業の状態を調査し報告を徴し操業を督勵し或は鑛産額の調査を爲し尙隨時鑛山を巡察して鑛業簿鑛夫名簿、並坑田實測圖を調査して居る。

11111

尙鑛山に關する技術者の養成は鑛山開發の一要素たるを以て大正五年度より設立の京城工業專門學校内に鑛山科の設置を促し總督府鑛務課勤務の吏員をして一部の授業を擔當せしめ毎年五六名の卒業生を出して居る。

第二目 臺灣

第一 鑛業概況

明治三十九年新に臺灣鑛業規則、同施行細則、鑛業出願及び申請手数料の諸規則を發布して鑛政を整へ、更に大正十二年府令第六十二號を以て鑛業許可臺帳の謄本、抄本、若は鑛區圖の謄本の交付、又は鑛業許可臺帳、鑛區若は鑛業出願圖の閱覽を請求し得る規定を設けた。次に本島に於ける有用鑛物の分布を見るに、金屬鑛物は極北部から東部に限られ、石炭は北部と中部に、石油は殆ど全島に亘り特に中南部に其の兆候が著しい。

されば極北から東部は金屬鑛物の産地帯、北部は煤田地、中南部は油田地と大別すべきである。其の稼業鑛區數は(昭和四年)

種	類	鑛區	坪數	該當地名
金	鑛	三	一、六二五、八七四	臺北州
砂	鑛	一	三、四〇〇、一七六	"
水	鑛	五	五四六、五七一	"
石	鑛	一	八六、八〇三	臺北州及新竹州
石	炭	四	七一、六五一、二〇三	新竹州及臺南州
硫	炭	四	四、四五八、二四三	新竹州及臺南州
合	計	九	六三五、九六一	臺北州
		二〇八	八二、四〇四、八三一	

而して鑛産額は年々著しく増加し。

明治三十年

一一一、八八三圓

昭和四年

一五、〇九〇、六一三圓

更に昭和四年の主要鑛物の産額を略述すれば左の通りである。

種	類	金額	種	類	金額
金	鑛	六二五、四二二圓	金	鑛	三一三、四七七圓
砂	鑛	三、一三六、八七七	砂	鑛	一〇〇、六四、五六八
水	鑛	一一、〇四七	水	鑛	三三、六七〇
石	鑛	一二、九九七	石	炭	四三四、七三五
石	炭	六七、六五五	硫	炭	三八二、五九八
銅	(洗滌銅)		揮	油	

第二 鑛業に對する施設

一 鑛物及地質調査

領臺當時民政局殖産部に於て産業の調査を爲すに當つて地質、鑛産に關する調査も同時に行つたのである。

明治二十九年民政を布くや、殖産部經費中鑛物地質調査費があつて五ヶ年を以て本調査を完了し有望の鑛業地と重要の箇所には特別調査を行ふの方針を定め、専ら實用的調査を主として事業の進行を圖つた。

其の後明治三十八年度から鑛物調査費を計上して

- (一) 油田調査
- (二) 煤田調査
- (三) 一般鑛物調査
- (四) 地質調査

の四項目に分ち臨機豫察及び特別調査を行つた。

次で明治四十二年新に地質調査と土性調査の二係を殖産局鑛務課に置き地質の精査と土壤の理化學的檢定を行ひ、其の後土性の調査は同四十五年に至り農事試験場に移管した。

更に油田地精査と東部臺灣の砂金調査の必要を認め前者は四ヶ年後者は二ヶ年繼續事業として昭和二年度より作業を開始した。

二 石油鑛業獎勵

油田調査に依つて石油の分布は殆んど全島に亘ることが、明になつたが、總督府はこれが助成として明治四十二年度以後、深さ二千尺以上に達すべき適當な鑿井設備をしたものに對しては鑿井費の一部を補助し、大正十三年度迄繼續したが經費の都合に依つて大正十四年度から其の豫算が削除せられた。

三 天然瓦斯

臺灣に於ける天然瓦斯の包藏量は頗る豊富であつて、同島の中部より南部の各地に亘つて自然の噴出を觀るの狀況である。

從來臺灣に於ける石油の鑿井作業中、強烈なる天然瓦斯の噴出に依つて屢々其の掘進を妨げられた事跡より按ずるも、天然瓦斯が如何に豊富なるかを察知し得らる。現在新竹州錦水に於ける日本石油株式會社の試掘井よりも多量の天然瓦斯を噴出しつゝある。同社は之より一日百石のガソリンを採取して油井掘進及動力燃料用に使用しつゝあるの外は其の大部分は空中に放散されつゝあるの状態であるから近く三百石の「ガソリン」採取装置の計畫を爲すに至つたが更に其の利用方法を研究するの必要上から、臺灣總督府は昭和五年度豫算に於て之が研究費として二萬

三千圓を要求して調査研究をなすこととなつたので之が研究の結果は獨り「ガソリン」の採取及自家燃料用に限らず廣く發電又は工業用燃料界に一大福音を齎らすべく期待されて居る。

第三目 樺太

第一 鑛業概況

一 鑛 政

明治三十八年邦領となるや全管内に鑛業の絶對禁止を聲明し爾後幾多の調査と變遷を経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地と同一の制度の下に開放するに至つた。其の沿革を略述すれば第一期 領有直後(明治三十八年)軍令第四號を以て先づ本島全域に亘つて鑛物の採取を又同第五號を以て鑛産物の島外移出を禁じた。蓋し當時諸般の秩序未だ定らず他日一定の方針に基く制度の確立せらるるまで鑛區の先占亂掘せらるることを防止せんが爲めであつた。

第二期 明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるるや同年勅令第三百三十三號を以て鑛業法の一部(一)を施行し、更に同年勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を公布し之れに依つて封鎖區域と普通の出願手續に依つて鑛業權を許可する區域とを區別した。

第三期 明治四十二年内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行し、他面同年八月に勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行であつた第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範圍を擴張し採掘出願

に關しては略々内地の制度に改めた。
 第四期 次で明治四十五年法律第二十三號樺太に於ける石炭採掘に關する法律の公布を見、之に胚胎して同年勅令第三十七號及閣令第二號に依つて石炭のみの封鎖區域を更に縮少して(二)現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除いた以外は全部之を施行し殆んど内地の鑛業制度と同様にし同時に從來の樺太鑛業令を廢止した。

尙大正十年勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を、次で大正十一年勅令第二百六號を以て從來の鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税を施行して茲に全く内地と同一の制度となつた。

【註】(一) 鑛業法の一部とは鑛業税に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除きたる部分を云ふ。

(二) 閣令二號に依る封鎖田とは一に之を三大炭田とも稱し、南部炭田即雨龍川及吐鯉保川流域以内能登呂半島一圓、中部炭田即内淵川流域一圓(但し第一支流落合基點より下流を除く)川上川流域一圓(但同前)泊居川流域一圓(東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓)北部炭田(内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間の一圓)を云ふ。

二 鑛業狀況

前述の如き鑛政の下に於ける鑛業、砂鑛業の出願件数を見るに左の通りであつて、昭和四年末現在許可鑛區數は五十四である。

年次	出願	許可
明治四十一年	一四	一一
大正八年	八一三	九五
昭和元年	二〇四	七七
		同 二年
		同 三年
		同 四年
		三五三
		五五一
		二六二
		一一八
		不明

採掘鑛區數

年次	石炭鑛區	石油鑛區	金屬其他鑛區
明治四十一年	二〇	一	一
大正八年	二〇	一	一
昭和元年	三四	五	一
	同 二年	同 三年	同 四年
	同 四年	四二	四五
	同 五年	五	四
	同 六年	四二	四五
	同 七年	五	四
	同 八年	四二	四五
	同 九年	五	四
	同 十年	四二	四五

以上の表に於て見る如く本島の鑛業の主なるものは石炭鑛業にして昭和四年には六十三萬五千噸餘を産し、炭田の主要なものは南部、中部北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等で中生界白聖系の炭層よりなる西樺太山脈の西側に於て該中生層に接する第三紀層の下部及上部に發達し含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなしてゐる。其の推定埋藏炭量は六億一千萬噸餘である。

【註】我國石炭の埋藏量は農商務省地質調査所長井上氏の調査に依れば推定炭量五十億六千萬噸

石炭に次では石油で其の他の鑛物にあつて金、砂金、含銅硫化鐵鑛であり建築用及土木用の石材類としては花崗岩閃綠岩、安山岩流紋岩等である。

尙石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せらる。

第二 鑛業に對する施設

一 地質及鑛物の調査

樺太に於ける地質及鑛物の調査は明治三十八年以來全國的に施行せられ、爾來現在に及ぶも調査員の不足、鬱叢たる森林の障害、及交通不便の爲め未だ完了するに至らない。

二 炭田調査及石炭の低溫乾餾試験

大正十四年度より封鎖區域中比較的開發の容易なる中部、内淵炭田及南部、内幌炭田並北部、内川炭田に於ける炭層賦存の状態及炭層地帯の地形測量を行つて居る。尙樺太炭の利用法研究の一端として大正十一年中内幌炭、川上炭及内淵炭を商工省燃料研究所に送つて石炭の低溫乾餾試験を行つた結果左の如き得率を示して居る。

半成炭	川上、内淵炭	内幌炭
低溫タール	六五・六六%	五六・五七%
低溫ガス	一一・一二%	一〇%
硫安	一五〇立方米	二〇〇立方米
	約五疋	約五疋

三、石油調査及油田の試錐

昭和二年度より從來の方針に賛へ三ヶ年の繼續事業として樺太全島に於ける第三紀層の石油に關する地質構造を調査する計畫の下に地域を分つて進めつつある。而して先づ最初は本斗郡吐鯤保に於て、日本石油株式會社をして試錐せしめ樺太廳は之れに補助金を出して居る。

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一概況

關東州及滿洲は全域に亘つて鑛山物に富んで居るが最も有望で且埋藏量の豊富なるものは石炭であつて砂金に鐵鑛並マグネサイト、ドロマイト、耐火粘土、石灰石、珪石等が是に次いで有望である。左に關東州並附屬地の鑛業狀況を示せ

ば次の通りである。

鑛産物數量

鐵	九八四千噸	石綿	一八七千斤
石炭	九、一〇七千噸	石灰石	一〇二千噸
			一四二千噸

此等鑛業に従事する鑛夫及勞役夫延人員

日本人	五、〇九千人
民國人	九、二一五
合計	九、七二四

稼業鑛區數

鐵鑛	一五	石炭	八
石綿	一	石灰石	一二

第二 鑛産状態

金鑛 金鑛の有望なるものは未だ發見されて居ない民國人の幼稚な採掘法に據り試掘されたまま放棄した廢鑛は可成ある。

又砂金は滿洲各地に採掘される。即ち南滿洲に於ては各河床に沿うて砂金鑛があり殆んど支那政府の所有であり、特に黑龍江岸に著名なるものが多い。

銅鑛 銅鑛は吉林省内に於て二、三の銅鑛が精練を兼ねて發掘されて居るが經營方法が幼稚で、鑛量の豊富にも拘らず産出額は極めて尠い。

鐵鑛 鐵は滿洲の鑛物中最も豊富なもので、南滿洲の鞍山鐵鑛は已に採掘され製鐵所に於て精練されつつある。尙本溪湖煤鐵公司の經營にかかる廟兒溝鐵山がある。其他奉天、吉林兩省に於て既に發見されただけでも多數に上つて居るが鑛は總體に低く廟兒溝鐵鑛の大部分は三〇—四〇%の鐵分で鞍山は三〇%以上の含鐵硅岩即一次的のものが大部分を占め之に二次的構成に成れる富鑛五五%以上のものが局部的に發達して居る。

石炭 石炭は滿洲重要鑛物中の第一位で撫順、本溪湖、烟臺、長春、關東洲の各地方に産し埋藏量は十五億噸以上と推定され、地質の時代は、古生代石炭紀二疊紀、中生代侏羅紀及近生代第三紀層の別がある。

油母頁岩 無順産のものは露天掘の豫定區域のみにも七百五十尺迄を採掘するとして五億二千萬噸を採取出来るものと豫定され此の收油量は原油二千七百五十萬噸である。

第五目 南洋群島

本群島に於ける鑛産として見るべきものは唯「アンガウル」島に於ける燐鑛あるのみで、同島は東西約一里南北約一里小島で鑛層の厚さ三米突乃至六米突にして其の蓄積量約二百四十萬噸と稱せられて居る。本鑛は今より二十二年前獨領時代獨逸南洋燐鑛株式會社によりて採掘着手せられ目下南洋廳の經營に屬し昭和二年以來の各年移出額左の通り

年次	移出額	金額
昭和二年	六三、一二八噸	一、三三五、一五七圓
同 三年	六四、三二六噸	一、三八六、二二五圓
同 四年	六四、四五九噸	一、四一四、八七五圓

昭和四年末の使用人は

雇員 七人 傭人 六 職工鑛夫 三一五人

である。

外に西「カロン」群島「バベルタオプ」島中に褐炭の埋藏あるも特筆する程度のものでなく。

第四節 水産業

第一目 朝鮮

第一 水産概況

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長九千三百二十五哩に達し地勢、氣候及潮流の關係等天恵に厚く水族饒多にして有利の漁場に富んでゐる。即ち(一)日本海方面沿岸は東朝鮮漁を中心として沙濱懸崖相交つて好箇の海岸漁場を形成しリマン海流は北より寒帶性水族を送り、對島海流は南より暖帶性魚族を齎らし、而も水深く魚介類の棲息に適して居る就中明太魚、鱒、鮭、鯉、鯉、捕鯨及鱒、鯖漁業の如きは日本海方面に於て有望である。(二)朝鮮の南部多鳴海方面は大小の島嶼甚布し沿岸亦凹凸多く水深概ね八十尋内外にして漁具の使用に適し寒、暖兩海流交錯して水産物の分布豊である。就中釜山、馬山近海に於ける鱒、鯖漁業、鎮海灣附近の鱈漁業が著名である。(三)黄海方面は河口、洪灣に富み淺灘多く島嶼此の間に點在し海底は概ね淺で春季暖流の回流に伴ひ、石首魚、鯛、鱒等の魚群放卵の爲淺海に輻集する。而して七山灘、煙島近海、延平灘の石首魚業は咸境南道の明太魚、慶尙南道の鱒漁業と共に朝鮮三大漁業と稱せられる。その漁獲高及製造高は左の通りで併合當時と比較するに前者に於ては約十倍、後者は約十八倍の激増を示してゐる。

明治四十四年	漁獲高	六百七十六萬圓	製造高	二百六十五萬圓
昭和三年		六千六百四十八萬圓		四千四百八十六萬圓
昭和四年		六千五百七十萬圓		四千四百八十一萬圓

昭和四年二百萬圓以上の産額を有する漁獲高及製造高を示せば左の通りである。

鮭	七百三十一萬圓	鯨	二百九十二萬圓
鱈	千五百三十六萬圓	石	四百十七萬圓
明太魚	二百二十四萬圓	海	二百二十七萬圓
		首魚	
		苔	

漁業の種類は漁業法上内地と同様免許漁業許可漁業及屈出漁業の三種に區別してゐる。而して漁業の出願其の他の手續を爲すものは府令の規定に依り一定の手数料の納付を要し且漁業者は地方費として漁業税を賦課せられる。昭和四年度の處分件数は免許九千三百三十二件、許可一萬九千五百二十三件、届出一萬三千七百六十一件（昭和三年年度の處分件數）である。猶水産業者用船舶數四萬二千三百七隻、水産業に従事する者は四十七萬三千九百十二人の多數に上つてゐる。斯の如くであるが之を内地の水産業に比すれば尙遠く及ばない。即ち朝鮮の海岸線は内地の六割二、三分であるが其の漁獲高は二割二、三分に過ぎないから沿岸一里に付き内地の約三分の一しか漁獲を上げてをらぬことになる。故に今後適切な施設と相俟つて斯業の發展を圖らねばならぬ。

第二 水産に関する施設

一 水産團體

水産會 大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、道の區域を單位とする道水産會及此れが聯合組織である朝鮮水産

會の二階級に區分して設立した。該水産會は何れも公共團で各種の施設經營を爲す一面に於て國家水産行政の補助機關たる機能を併有してゐる。事業は道水産會に於ては水難豫防、救済、醫療、施療、各種の試験及調査、水産業の指導獎勵等にして朝鮮水産會にありては機關雜誌發行、道水産會の助成、水産業の指導獎勵等であり、國庫補助として大正十四年以降毎年二萬四千圓を受け健全なる發達を圖つてゐる。

漁業組合 明治四十五年二月漁業令に基て漁業組合規則を發布し以て漁業組合の設立を獎勵してきたが昭和四年一月漁業令の改正と共に漁業組合規則も亦改正された。組合の事業は主として漁業權を取得し、漁業の貸付を受け、漁獲物及其の製品の共同販賣、漁業資金の貸付、養殖場の設置、漁獲物處理用貯水庫及氷藏庫並倉庫の設置等の施設をなすことである。此の漁業組合に對して其の普及と共同施設とを促進せんが爲め大正十一年度より國庫補助を開始し、昭和四年度約四萬二千圓を支出してゐる。同年度の組合數は百六十三、組合員は七萬七千四百四十四名である。

二 水産製品の検査及輸移出

水産製品の改良統一を圖る爲め大正七年五月水産製品検査規則を公布し、同年七月一日より施行したが昭和二年大改正を行ひ次いで昭和四年五月同令の一部を改正した。昭和四年十一月現在検査所は仁川、釜山、甘浦、統營、麗水、菅島、木浦、濟州、鬱陵島、元山、雄基、清津、漁大津、城津、長箭、注文津、鎮南浦、新義州、新浦、浦項の二十ヶ所に置き税關に配屬してゐるが此の内鬱陵島、長箭、菅島、漁大津は臨時期間を定めて検査を行つてゐる。而して昭和四年度検査數量三百六十八萬六千六百六十三個、價格二千三百四十四萬六千八百四十圓に達した。朝鮮より輸移出してゐる鮮魚及製造品は貿易品の主要なもので昭和四年度輸出二百三十六萬二千九百二十六圓、移

出三千四百三萬五千五十四圓の多額に上つてゐる。鮮魚は主として内地に、鹽乾魚類は支那に、漁油（昭和四年度製造高七百七十五萬四千四百八十九圓）は殆んど全部内地に、此の漁油の滓より製する肥料（昭和四年度製造高七百九十九萬八百七十六圓）も多くは輸出をなしてゐる。

水産物の輸出は支那が随一の華客で特に大正十三年より上海航路の開始せらるゝに及び支那輸出の氣運旺盛となつたから水産物支那輸出組合を組織し昭和二年度から上海に専門の組合員を駐在せしめて對支貿易の發展を圖つてゐる。

三 水産試験及調査

水産に關する各種の調査試験の爲大正十年釜山に朝鮮總督府水産試験場を設置し、單なる内地模倣に止まらず更に學術的基礎の上に立つて徹底的に試験調査を行はんとし遂行しつつある。其の重なる試験項目は左の通りである。

漁撈部 漁業試験、漁船試験、漁員試験
製造部 冷蔵試験、網地防腐劑の研究、凍乾明太魚試験、海苔製造試験
養殖部 池沼堤堰利用養殖試験、干潟利用養殖試験
海洋調査部 沿岸定地海洋觀測、海流調査等

四 水産教育

地方費を以て水産學校を設け或は水産に關する傳習、講習を行ふ等一般當業者の智能啓發に資し、現在は統營公立水産學校以下四校設置してある。

五 魚市場及漁港

大正三年九月發布の市場規則中特に魚市場に對し幾多の例外を設けて水産物の需給を圓滑ならしめ且つ取引の安全を期してゐる。而して魚市場の經營並に營業に付いては許可を要することゝしてゐるが昭和四年には經營許可並に營業許可を併せ受けたものが三拾ヶ所、營業許可のみ受けたものが二十一ヶ所ある。此等魚市場の取扱高數七百萬七十四萬四千拾貫、其の價格七百四十二萬九千四拾五圓に達してゐる。

朝鮮に於ける地方港、漁港は其の數合して三百余港あるが多くは天然に委ねて人工を加へないから人命、船舶の慘害を蒙るものが尠くないのである。故に此れが修築は極めて緊急事である。大正元年以降昭和四年度迄十八年間に地方港及漁港の修築をなしたものが三拾六港あるが此の内國庫補助に依り修築したるもの二拾四港あり、其の補助額二百八萬七百八十一圓である。此の外國費、道地方費及面等の公共團體は自己の費用を以て修築し人命、船舶の安全を圖つてゐる。

六 保護獎勵

漁業取締に關する漁業取締に關する漁業取締規則は昭和四年一月漁業令と共に改正され取締制度の整備をなし、漁具、漁法、漁場、漁期、採捕物の體長等に付いても一定の制限を加へ、有毒物、爆發物及電流の使用を禁止し又密漁に對しては監視船に依り取締を嚴にしてゐる。

水産業の直接の指導獎勵は重に地方廳が行つてゐるが昭和元年からは沖合漁業用優良漁船の建造に對し同年度より八ヶ年の準繼續計畫に依り國庫補加をなすことゝし昭和元年度には五萬八千五百圓支給したが昭和二年度より補助額を十萬五千八百圓に増額し目的の貫徹に努めてゐる。海苔、牡蠣養殖業の促進の爲め昭和二、三年度に各々二萬

一千圓、昭和四年度には四萬二千圓を補助した。又漁獲物處理の爲め貯氷庫及製氷工場の設立を奨励してゐるが昭和四年度製氷工場に一萬九千二百七圓、貯氷庫に五千三百九拾六圓を國費より補助してゐる。此の外朝鮮水産會、漁業組合及漁港等に對し國庫補助をしてゐるが此等に付いては既に述べた。

當地方廳は地方費又は府、郡、島臨時恩賜金利子を以て其の地方に適せる水産業の助長奨励をし一面内地漁業者の移住を奨励する等銳意斯業の發展を企圖してゐる。

第二目 臺灣

第一 水産概況

一 概況

本島は四面環海何れの漁場に出づるにも便利な好位置を占めて居る。且つ其の沿海は各種の魚族に富み北部海面には鯉、鮪、連子、鯛、旗魚、珊瑚を産し、東部海岸には鰯、鮪、惣田鯉、飛魚、西部海岸には鰯、鱒、鮪、南部には旗魚、鮪、鯉、黃華魚、鯛を産する。就中北部及南部の鯉、旗魚、鮪並に支那東海の連子鯛は本島漁獲物の尤である。此等魚族の漁獲高は明治四十三年水産施設の定められて以來次第に増加して當時僅かに九十一萬圓に過ぎなかつたものが昭和四年には實に一千五百四十萬圓以上に達して居る。

製造方面は本島式の製品の外主要な物は鯉節で、又養殖業は古くから行はれて居たもので其の産額は年々増加して居る。

因に明治四十三年と昭和四年との水産高を比較して見ると次の表の通りである。

區別	明治四十三年	昭和四年	明治四十三年と昭和四年との比
漁獲高	九一五、四八三圓	一五、四二七、二七六圓	一六・五八倍
製造高	一九二、四三八圓	二、七七五、四二〇圓	一四・五〇倍
養殖高	一、〇六四、五七〇圓	三、七三四、六八四圓	三・五〇倍
計	二、一七二、四九一圓	二一、九三七、三八〇圓	一〇・一〇倍

二 漁業

鯉 漁業

明治四十二年より漁業者次第に増加し、試験船の漁場探險、節製造上の諸施設等と相俟つて年々發達しつゝある昭和四年漁獲高一千百三萬餘斤、内真鯉五百四十四萬餘斤、惣田鯉五百五十九萬餘斤である。

機船底曳網漁業

大正十四年五月から二艘曳底機船曳網漁業が新に許可されてから其の成績が頗る良好であつて其の漁獲物は主にれんこ鯛、真鯛、血鯛である、昭和四年の漁獲高は二百萬圓である。

旗魚、鮪、鱒延繩漁業

本漁業は大正八年以來鮮魚の内地移出に依り益旺盛に向ひつゝあり、昭和四年の漁獲高は約八十萬圓である。

旗魚突棒漁業

大正十四年以來漸次盛んとなり昭和三年度の漁獲高八十萬圓以上に上つて居る。
鯉待網及大敷網漁業

主として東海岸に行はれる物田鯉漁業であつて一漁期五十萬尾以上の漁獲のある事がある。漁獲物は節と生賣と半々である。

以上の外焚寄網其の他の網漁業、鯛、黄華魚延繩其の他の釣漁業珊瑚採取業、石滬漁業及石花菜採取等が行はれる。

三 製造業

製造業に於ける生産額は二百七十萬圓を超えて居るが其の大半は鯉節の生産高で其の他は概ね本島式の製品のみである。

眞鯉節

鯉節は年産百四十六萬圓を超えて居るがその内約百十九萬圓は眞鯉節である。鯉節製造は總督府の指導獎勵の結果漸次盛大に越き今日の盛況を見るに到つたもので生産高の八割九分は内地に移出し、一割一分を島内で消費して居る。

惣田鯉節

其の起原は眞鯉節よりも古いが現在の産額は三十八萬圓であつて年々隆盛に赴きつゝある。

鱈 鱈

専ら鱈漁業者が副業的に製造するもので、粗製、精製合せて四年度産額十四萬五千斤、約二十一萬圓で對岸支那にも輸出してゐる。

右の外鱈仔、鹽干魚、乾海苔、鯛田麩、蒲鉾、本島人式の熟魚(素煮)魚脯(にぼし)、貝殼、珊瑚等の加工品等があるが何れも産業としては大した物ではない。

四 養殖業

養殖業は古い歴史を持つて居るもので、虱目魚養殖の如きは約二百五十年前から行はれて居たと謂はれて居る。主な養殖業は次の様なものである。

虱目魚

虱目魚の養殖は本島の養殖業中の首位を占めるもので昭和四年度の産額は二百二十二萬圓、養殖業の總收穫高三百七十三萬圓の約六十パーセントを占めて居る。

鰯

臺中以南の養魚池で淡鹹兩水共に他の魚と混養して居る。收穫高は昭和四年約七十五萬斤、十五萬圓である。

牡蠣

牡蠣は臺南中に多く養殖されるが風浪の高い關係上一年以上に附いてゐることが尠いので従つて小粒である。昭和四年の收穫高五百萬斤、六十八萬圓である。

蝦及蟹

蝦の主なものには「うしえび」で虱目魚と混養する。蟹は所謂紅鱈(のこぎりがさみ)である。

鯉、草魚、鯉魚、鯉魚

此等は淡水魚であつて淡水養殖の主なものである。昭和四年に於ける養殖收穫高は

鯉	八十萬五千斤	十二萬二千圓	鯪魚	百十五萬四千斤	二十二萬二千圓
草魚	百十九萬四千斤	二十二萬三千圓	鯽魚	十九萬八千斤	四萬圓

二四二

第二 水産に関する施設

一 水産施設並試験調査

水産施設の経過

領臺後の水産業に關して二三の施設があつたが根本的に基礎が確立されたのは明治四十二年始めて國庫豫算に水産試験費を計上して以來の事で其の試験調査指導獎勵は總督府の直營に歸し、水産關係の事務は殖産局の所轄として商工課に屬せしめられた。後大正十二年官制改革に伴ひ農務課所轄に移つた。後更に昭和四年水産課復活して今日に及んでゐる。

試験調査

漁業に關しては各地水産試験場に於て試験船を以て各種漁業に就き調査をなして當業者の指導に任じ製造方面にあつては鯉節改良試験を行ひ職工の養成、製品々質の改良に力め、養殖方面に於ては大正三年新竹州に淡水養殖試験場を、大正八年に臺南州に鹹水養殖試験場を設け兩方面の水族養殖方法の試験、魚苗の配布等を行つて居る。

二 水産團體及魚市場

水産會

大正十三年二月内地の水産會法が施行され同年五月新竹州水産會の創立されたのを始めとし、高雄州、臺南州、臺

北州、澎湖廳に相踵いでその設立を見、此等を統一する臺灣水産會は昭和三年八月設立せられた。澎湖廳水産會以外の前記四水産會は夫々魚市場を經營してゐる。

漁業組合

大正十三年六月高雄州下の東港漁業組合の設立を嚆矢とし爾來各州廳下に其の設立を爲すものが増加し現在は左の四十六組合がある。

臺北州下	七組合	臺南州下	六組合
新竹州下	五組合	高雄州下	十九組合
臺中州下	四組合	澎湖廳下	四組合
臺東廳下	一組合		

魚市場

領臺當時は何等市場の設備が無かつたが明治三十三年各街庄がこの事業を行ふ様になり後數次の變改を経て現在は市場は市、街庄又は區の區域に依り區域一箇所と定め公共團體又は之に準ず可きもの、若くは産業組合の經營に依らしめて居る。現在の魚市場は漁業組合の共同販賣所をも加へて七十五である。

水産關係會社

水産關係會社は昭和四年其の數十七社で其の資本金總額は一千四百十六萬餘圓である。

第三目 樺太

第一 水産概況

一 概況

樺太はオホーツク海と日本海との間に介在して三方海に面し東海岸方面には鱒、鮭、昆布、蟹、鰯、西海岸方面には鱒、鱈、鯉、全沿岸に亘りて鯨の漁獲がある。この外鮪、鮫、鯨、海鼠、柔魚、鱈、鯖を産し東岸北知床岬南方の海豹島は世界に於ける臘肉獸の三大蕃殖場の一つである。又多来加湖には鱈、鮒、富内湖には鱈、來知志湖には鱈、白魚を産する。

以上の如く各種の水産があるが其の内樺太の漁業中最も重きを爲すものは鯨、鮭、鱒である。此の三種魚族の漁業は古く松前氏が蝦夷に封ぜられた時代から既に邦人に依つて行はれて居たもので、明治三十八年樺太南半が邦領に歸して後は水産は樺太の唯一の富源と目され殊に此等三種の漁業は其の最も重要なものとして其の漁利の保存、其の漁業の發達の爲に免許の制度を採り爾來幾多の變遷を経て今日に及んで居る。

製造の方面を見るに未だ漁獲物が充分に利用せられて居るとは言ひ難く昭和四年には其の總額約二千萬圓である。

又蕃殖方面は其の尤なるものは河川に於ける鱒、鮭の人工孵化放流の事業である。其の他湖水に於ける鯉、鯰等の蕃殖、昆布等の蕃殖保護等が行はれて居る。

二 漁業

鯨 漁業

鯨は東海岸國境より北知床岬に至る間を除く全沿岸で漁獲されるが近頃最も多く産するのは亞庭灣内及東海岸各

地で昔盛況を見せた西海岸は今では反對に漁獲が減じて來て居る。鯨漁業は免許漁業として定置、専用漁業に依らねばならないが其の他漁業組合員には六月十五日以後流網、十月一日以後刺網を用ひて漁獲する事が許可せられて居る。定置漁業の漁具は建網、専用漁業の漁具は刺網と小建網又は地曳網である。昭和四年に於ける漁獲高は一億一千三百七十九萬一千餘貫内大泊支廳管内最も多く八千五百九十萬貫である。(生鯨百石を二萬貫とする)

鱒 漁業

鱒は東海岸に漁獲多く亞庭灣之に亞ぎ西海岸は餘り振はぬ。

本漁業も免許漁業で漁場は多く鮭の漁場と一致してゐる。定置漁業としては建網、瓢網、専用漁業としては小建網地曳網を用ひる。尙其の他漁業組合員に限り配繩の使用が許可されてゐる。昭和四年に於ける漁獲高は三百萬貫餘敷香廳管内の産額は其の内百二十餘萬貫を占めてゐる。

鮭 漁業

鮭は夏季漁獲される夏鮭と秋季に漁獲される「秋あぢ」とある。前者は東海岸敷香地方、後者は西海岸南部地方及東海岸内淵川附近を主産地とする。本漁業の漁具は配繩の外は鱒に同じである。

昭和四年に於ける漁獲高は約三十萬貫、其の内十五萬貫は敷香管内で産する。

鱈 漁業

鱈は全島沖合一帯に棲息して居るが就中其の主産地は西海岸野田方面から南方武意泊に至る間で同地方では夏季三ヶ月を除く外は本漁業に従事してゐる。漁期は春秋二期であるが秋漁期の漁獲高は春季の半分にも達せぬ。漁具は専ら配繩を用ひる。昭和四年の漁獲高は六百二十七萬貫、其の内本斗管内最も多く四百餘萬貫である。

鰯 漁業

鰯の種類は極めて多く到る所に棲息してゐる。漁法は配繩及手操網であつたが現在は機船底曳網が續出して來てゐる。昭和四年漁獲高百五十萬貫、其の内真岡支廳管内は六十六萬貫餘である。

蟹 漁業

本島に産する蟹は「たらば蟹」で西海岸及亞庭灣口内外に多く専ら刺網を使用して漁獲する。明治四十二年以來罐詰製造業が勃興して本漁業も従つて隆盛を來したので濫獲を防ぐ爲雌蟹及稚蟹の濫獲の禁止、禁漁期の設定を爲し蕃殖保護に力めて居る。昭和四年の漁業高は二百萬尾、真岡支廳管内は其の内百五十萬尾を産して居る。

昆布採取

昆布は全島に産するが其の内でも西海岸及亞庭灣内が主な産地である。昆布は昭和四年には各種製品として七十五萬八千貫、六十四萬餘圓を産し其の内五十二萬貫は大泊支廳管内で産する。

捕鯨業

鯨は主に長鬚で座頭之に亞ぎ春夏の候海岸近くに廻游する。現在東洋捕鯨株式會社が亞庭灣内札塔に根據を置いて従業して居る。昭和四年の捕鯨頭數は三十四頭である。

臘 臘 獸

海豹島は東海岸北知床岬の南方十哩にあり長さ二百五十間、幅三十間の一岩島で四周の砂濱を加へて全長三百五十間幅五十間に過ぎぬが米領「プリビロフ」及露領「コンマンドルスキー」群島と共に臘臘獸蕃殖場として世界的のものである。明治四十四年日、英、米、露四國間に臘臘獸保護條約が締結され國際的に其の蕃殖の保護に力めて以

來上陸頭數、産兒數を増加し、締結當時は最大上陸頭數七千四百一頭、産兒數二千七百頭であつたものが昭和四年には上陸頭數二萬九千七百八十四頭、産兒數一萬三千頭に達した。海豹島に於ける同獸の保護並に獵獲に付ては樺太廳は毎年吏員を派して之に當らしめ蕃殖上有害と認めらるゝ一切の行爲を禁止すると共に條約の範圍内に於て蕃殖上關係の無い三、四才牡獸及老牡獸の撲殺を爲し、獸皮は各締約國に一割宛を分配し、肉其の他は鹽、乾藏品として國內で販賣する。最近年々の獵獲數千五百頭内外である。

三 製 造 業

製造は前記各種の漁獲物を鹽、乾、燻製し或は罐詰と爲すものであるが罐詰以外のものは多く漁業者自身で製造する。今其の狀況を各個に就て記せば次の様である。

鯨

製品の主なものは縮粕で身鯨、鯨、燻製等も次第に増加しつゝある。昭和四年の製造額は一千四百五十五萬圓餘、其の内一十萬圓は縮粕で之に亞ぐものは鯨の百四十萬圓、鯨油の九十五萬圓である。

鱈

鱈は大部分漁業者の手に依つて鹽鱈に製せられるが、生賣、罐詰原料も次第に殖へて來て居る。鱈の製造高は百十二萬餘圓、生賣は九萬餘圓で製品中鹽鱈は八十九萬七千餘圓、罐詰は約十二萬圓である。

鮭

鮭も漁業者各自に依つて鹽藏品とせられるものが多い。昭和四年の製造額は十八萬餘圓、其の内鹽鮭は十六萬八千餘圓を占めてゐる。

鱈

鱈の製品は棒鱈が最も多く製造總額の五割強、約八十萬圓を占め開鱈の二十四萬餘圓が之に亞ぐ。生賣は四萬八千圓である。

鱈

鱈は生産高の約半分は生賣、他の一半は縮粕である。即ち總額十六萬餘圓中、生賣七萬餘圓、縮粕八萬六十餘圓である。

蟹

蟹は殆んど全部罐詰に製せられる。大正六年には産額十二萬圓、三百十六萬五千餘圓に上つたが漁獲高が次第に減少したので工場の合同整理を行ひ、濫獲の防止と製品の改良に力を盡しつゝある。昭和四年の罐詰製造高は三萬八千餘圓、一百二十六萬圓である。

昆

布

昆布は漁業者各自により乾燥製造せられる。製造高は昭和四年に七十五萬八千餘貫、六十四萬餘圓、其の内反昆布最も多く六十萬餘圓を占めてゐる。

四 養殖業

本島に於ける養殖の主なるものは前にも述べた通り河川養殖に屬する鱒、鮭人工孵化事業で現在孵化場は保惠川、多蘭泊川、敷香川、内淵川、阿幸川、麻内川、武意加川、樫保川、馬群潭川及來知志川に在る。其の内始めの二ヶ處は官營、他は民營である。昭和四年に於ける總採卵数は鱒三百二十六萬餘粒、鮭二千四百七十六萬餘粒、孵化放

流尾数は鱒が二百九十三萬餘尾、鮭が二千二百八十五萬餘尾である。此の外湖沼、池中及淺海養殖としては遠淵湖の伊谷草及牡蠣の養殖、里也湖の鯉、來知志湖の蜆、南貝塚地先の北寄貝、其の他池中に於ける鯉、鮒の養殖並に漁業組合の施設である昆布等有用藻類の蕃殖保護の爲の投石、又雜藻去除等が行はれて居るが未だ試験的施設の範圍を出で居らぬ。

第二 水産に關する施設

一 水産施設並試験調査

樺太廳内務部水産課に於て水産關係事務を取扱ひ、試験調査は中央試験場水産部に於て之を行ふ。尙水産物の改善を計る爲大正三年以來廳に水産物検査所を設置し、主要な製品の検査を行つて居る。之は明治四十三年以來各種水産組合が行つて居たものであるが全般に對する統一がとれないので本廳に於て行ふ事に成つたもので現在に於ては検査員八十七名を沿岸各所に駐在せしめ一定の擔當區域を絶へず巡回して検査を行はしめ且つ水産物検査所より時々三名の検査監督員を派して検査業務に遺憾なきを期すると共に一面製品改良の實施指導に任せしめつゝある。中央試験所水産部は明治四十一年西海岸樂磨に設置された水産試験場が昭和四年九月から中央試験所の一部となつたもので、設置當初は製造に關する試験調査のみを行つて居たのであるが大正七年擴張されて漁撈、養殖の試験調査を行ひ且つ其の外に分析、鑑定、講習、講話、傳習生の養成其の他實地指導にも任じて居る。

二 水産團體

漁業組合

漁業組合は明治四十一年十二月樺太に於ける漁村部落を二十區に分ち、各管内の定住漁者をして漁業組合を作らせ

たのに始まり、大正五年更に組合の分合、新設を行ひ又は地域擴張を爲し結局二十八組合と成つた。現在の組合数は四十四、組合員は三千八百餘名で、漁業資金貸付、共同販賣及購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習、講話及魚介の蕃殖保護等の共同施設を行ふ。

水産組合

水産組合は大正十三年迄東海岸建網漁業水産組合、亞庭灣建網漁業水産組合、西海岸建網漁業水産組合及此等を統一する樺太建網漁業水産組合があつたが、大正十四年整理の爲全部を解散の上改めて全島を網羅した樺太定置漁業水産組合を設立した。昭和四年に至つて新に大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合が成立して水産業の改善發達、組合員相互の利益増進に力めつゝある。

第四目 關 東 州

第一 水産概況

一 概 況

關東州は三面海に圍まれ海岸線の延長は七百餘哩、島嶼の數四十餘、舟楫の便、漁撈の利自ら天恵に浴すること厚く爲に古來住民は水産を重要な生業として居つたと推せられるものがある。併し我國の租借以前にあつては漁政の基礎極めて薄弱、水産上の施設に見るべきもの無く且つ漁民は舊來の幼稚なる漁撈法を墨守して居たが爲斯業は發達すべくして發達しなかつたのであるが、明治三十八年九月關東州が吾租借地となつてから邦人の移住する者多く魚類の需要大いに興り之に應じて邦人の通漁者頗る増加し年に一千二、三百人を算へ又民國人にして邦人の漁法

に倣ふもの日に多數を加へ茲に本州の漁業は勃興したのである。明治三十九年の水産高と昭和四年の夫れとを比較して見ると

	明治三十九年	昭和四年
漁獲高	一七〇、六一八圓	四、六八二、一七一圓
製造高	一三三、六三六	一、三三四、二三三
計	三〇三、二五四	六、〇一六、四〇四

關東州を圍む海は西は渤海、東は黄海であつて、それに産する水族で重要な物を挙げると魚類では鯛、鱒、太刀魚、石首魚、鰈、鱧、鱒、鱒、鱒、方頭魚、蝦等で又貝類では鮑、牡蠣、蛤、蜆、赤貝、螺等、海藻類では石花菜、海羅、岩海苔等である。

主な漁業根據地は、大連を第一とし、旅順之に亞ぎ其他數ヶ所の漁業根據地又は避難港があるが邦人の根據地は大連、旅順の外は老虎灘に限られてゐる。

製造業は昭和三年に於て百二十餘萬圓を擧げて居るが其の八割餘は民國人の生産である。日本人の製品の中では蒲鉾が首位を占め其他は各種魚類の干製品である。民國人の製品は鹽干鱈が最も多額で其他は各種の鹽乾品及乾製品であるが製法粗雑、何等見る可き進歩なく製造高の増加は唯漁獲高の増加に伴つたものに過ぎない。

養殖業は未だ幼稚の状態な脱せず見る可きもの少いが州内は養殖適地たる干潟、淺海に富み且有用底棲生物が多いから將來試験調査の成績と指導の如何に依つては囑目す可きものがあらう。

二 漁業

州内漁業者戸口は昭和四年に於て専業、兼業合せて約一萬戸、人口は同じく約三萬人、この漁獲高約八百五十萬貫、三百萬圓である。

漁船は日本型、支那型、西洋型、和洋折衷型等で捕鯨船、機船底曳網漁船の極少數の外は皆木船である。漁船の總數は支那人六千五百五十六隻、日本人百十六隻、計六千二百七十二隻であるが動力付のものは日本人三十八隻、民國人二十四隻である。

日本人漁業

機船、底曳網、漁業

關東州近海は海深淺く且底質が砂又は泥である爲曳網の漁場としては最適である。本漁業は大正七年に始められ幾多の變遷を経て今日に及び昭和四年現在では定住日本人漁業者の漁船數六十一隻、同じく民國人二十六隻、内地よりの出漁者八十四隻計百七十一隻、漁獲高七十二萬餘貫、十三萬四千餘圓に上る。漁獲物はほしがれひ、ぐち、かながしら、ほうぼう、あぢ、えそ、えび、えひ、ふか等である。

捕鯨業

古來州民の迷信より之を捕る者が無く爲めに海洋島附近には夥しい鯨群が遊弋して居たが現時は汽船の航行と捕鯨業の開始の爲め其の數を減ずると共に性質が機敏になつて來てゐる。關東州に捕鯨業の開始されたのは大正四年からで、東洋捕鯨株式會社に對し二隻の捕鯨船を以て海洋島を根據地として行ふことが許可せられ今日に及んで居る。

亙りその内四月及び九月を盛漁期とする。漁獲物は春季は鱈、沙魚、蝦、石首魚、大刀魚、サヨリ、鮫、鰯等である。

石首魚流網漁業

本漁業は風網と共に春季に威海衛、芝罘、鮫魚園方面に於て石首魚を漁獲するものである。

以上述べた各種の漁業の漁獲高は一千二百五十四萬餘貫、四百六十八萬餘圓であるが主なるものは次の通りである。

鱈	三百九十六萬餘貫	九十一萬餘圓	鱈	十萬餘貫	九萬餘圓
石首魚	二百二十六萬餘貫	九十二萬餘圓	方頭魚	五十九萬餘貫	十二萬餘圓
鯛	十四萬餘貫	四十九萬餘圓	海鼠	四十二萬餘貫	十三萬餘圓
太刀魚	百十二萬貫弱	三十七萬餘圓	蝦	三十九萬餘貫	十二萬餘圓
鮪	百九十萬貫	五十六萬餘圓		六萬餘貫	十一萬餘圓
	七萬七千餘貫	七萬餘圓			

三 製造業

製造業が未だ充分の發達を遂げて居ない事は前に述べたが、本州は需要地として滿蒙、中支及南支を扣へ、製造用鹽は安價であるし氣象上も恵まれて居るので將來發展の見込は充分あると思はれる。現在の製品は次の様なものである。

鹽、乾鱈

鱈の漁期は春期、秋期及冬期であるが鹽乾しに造るのは春秋の二期で冬期にはすべて生賣される。漁獲物は漁場で

直ちに處理されるのであるが製法粗雑、用鹽不良、乾燥不十分な爲價格は百斤七、八圓を出ない。昭和三年の製造高は五十五萬餘圓である。

鹽、太刀魚、産額鯉に亞ぎ旅順管内が産出高最も多い。之も前者と同じ理由で肉質、色澤の損耗甚しく價格も他地産に比して三四割安く、改良の必要があるものである。昭和三年の製造高は二十一萬餘圓である。

乾、鱈、旅順管内に最も多く産する。昭和三年の産額は二萬八千圓である。

海、參、桁曳網、潜水器漁業等で漁獲したものを製するので品質は餘り佳良ではない。大粒品は上海、小粒品は奉天、營口又は州内各地に販賣される。昭和三年の産額は八萬七千圓である。

鹽、石首魚、本品は支那人の嗜好に適し中、南支及滿洲各地到る所に需要がある。現在に於ては殆んど支那人に依つて簡單な撒鹽漬とされるもので將來改良の餘地があるものである。昭和三年の産額は一萬二千餘圓である。

蒲、鉾、日本人の製品である。昭和三年の産額は十八萬餘圓である。

捕、鯨、業、創業以來の捕鯨頭数は次の様である。

年次	頭數
大正四年	四八一
五年	五六一
六年	八二一
七年	二五五
八年	八二
九年	四五
十年	四二
十一年	二六
十二年	三六
十三年	四二
十四年	二四
十五年	三二
昭和二年	三八
三年	二〇
四年	一九

小型發動機船、鯛、繩、漁、業、

本漁業は大正十三年頃に始まり帆船式と同漁業が機船底曳網漁業に依つて驅逐せられるに及んで之に代つたものである。之は島嶼沿岸を漁場とする爲機船底曳網の脅威を受ける事なく順調に進んでゐる。漁期は五月―十一月で五、六月を最盛期とする。

打、瀬、網、漁、業、

本漁業は明治四十三年に始まり次第に操業船數を増したが現在は稍々不振で二十五隻の出漁を見てゐる。漁期は五月―十二月で順次漁場を變へて操業する。漁獲物はカナガシラ、ヒラメ、グチ等である。

民、國、人、漁、業、

民、國、人、漁、業、の、主、な、る、も、の、は、次、の、如、く、で、あ、る、。

風、網、漁、業、

一、艘、曳、の、無、囊、旋、網、の、類、で、あ、つ、て、現、在、操、業、隻、數、二、百、五、十、隻、に、達、し、漁、獲、物、は、石、首、魚、で、あ、る、。

鱈、延、繩、漁、業、

民國人漁業の首位を占めるもので小平島沖、三山島東南沖、海洋島南沖及び芝罘北沖等を主な漁場とし漁期は周年に亘る。
太刀魚、延繩漁業、

本漁業は古くより行はれ民國人漁業の主要なるものの一つで沿岸近くで操業するものと遠洋式のものがある。前者は五月―十一月に沿岸二、三哩より七、八哩の海上で行はれる。沖合に出漁するものは四月より七月迄の間は三山島南東沖、山東省石島沖に及ぶ海面で九月より十一月迄は芝罘沖より威海衛沖に亘り距岸二十哩までの海上で操業する。

駐、木網、漁業、

大正八年頃に山東省石島方面から輸入された漁法で一種の小型定置網であつて普蘭店管内、貔子窩管内、金州灣内を漁場とし漁期は春秋二季、漁獲物は小蝦、烏賊、鰻、鮫、鯰等である。

罾網、漁業、

漁具の構造、漁期、漁法も前者と殆んど同じであるが規模は遙に大きいものである。

桁網、曳、漁業、

遠洋に出漁し得ざる老幼及農家の副業的に行ふもので三月―五月の間は海鼠、九月―十一月の間は牡蠣を目的とする。

橈子網、漁業、

一種の建干網であつて州内の浅海に敷設せられ、民國人定置漁業中の最大のものである。漁期は三月より十一月に

四 養殖業

本州沿岸は一般に遠浅で且干潟地が多く有用底棲生物が多い。殊に牡蠣、淺蜆、海擔は産額が最も多く何れも年産十萬以上に及んで居る。而して此等は従来沿岸土着漁民の濫獲に委ねられ、積極的増殖施設を講ずるもの極めて少なかつたが近來養殖業の有望な事が認められ之を企畫するものが次第に増加しつゝある。現在に於ける養殖業許可件數及其の面積を示せば

養殖物種類	件數	養殖場面積
牡蠣	六件	四六一、一六五坪
蛤 其他	四	一三二、八五〇
淺蜆 其他	三	一四六、九〇〇
計	一三	八四〇、九一五

但し右の内牡蠣、蛤、淺蜆養殖の一、二のものが投石、稚貝の移植、放養等を行つて居るのみで、他は皆單に區劃を設けて自然蕃殖に依る貝類を採取しつゝあるものである。

尙淡水養殖も利用すべき水面が有るに拘らず試験時代を経過して居ない。斯くの如く本州の養殖業には未だ特筆すべきものは無いが水産試験場の各種試験調査の結果に依り將來發展すべき餘地が多いと見られる。

第二 水産に関する施設

一 水産施設並試験調査

關東州に於ける水産の施設としては關東廳内務局殖産課に於て水産事務を行ひ、廳の水産試験場は各種試験調査に任じて居るが、尙改良漁船建造獎勵補助、水産會に對する事業補助金の交付金の交付等に依つて斯業の進展を圖り

又水産會に於ても各種の指導獎勵事業を行つて居る。

改良漁船建造獎勵補助は大正十四年以來之を行ひ發動機付改良漁船の建造に對し獎勵金を交付して居るのであるが昭和四年迄に其の交付を受けたもの四十七隻に及び日本人經營の發動機船總數の約六割に當つて居る。

關東州水産會は大正十五年十一月に設立せられ州内の日支漁業者、製造業者及水産物の取引保管業者を包含してゐる。其の事業は旅順大連の魚市場經營、漁業資金の貸付、販路の開拓、遭難救濟、會報發刊、發動機付漁船の建造貸付、漁船々員の養成等である。

試験場で行つて居る試験調査の事項は試験船遼東丸、旅順丸、やよひ丸に依る各般の漁撈試験、各種の製造試験養殖試験及海洋調査等である。

二 水産團體並市場

關東州水産會

關東州水産組合の後身であつて大正十五年設立せられたものである。本部は關東廳内に在り、旅順、大連、金州普蘭店及貔子窩に支部を置く。旅順、大連の魚市場の經營、各種試験、指導、補助、救恤、講習其の他の事業を行つてゐる。

漁業組合

本州には漁業法の施行を見て居ないで同法による漁業組合は無いが、共同施設の獎勵、漁村の健全なる發達の爲には組合が必要なので昭和二年民法第三十四條に依る漁業組合を各民政署管内の主要漁業地に設立せしめた。現在ある漁業組合は六組合であるがその内二は日本人、他は民國人漁業者の團體である。此等の目的とする所は各種

共同施設、資金の融通等であるが未だ設立以來日淺く充分所期の効果を擧げて居ない。

魚市場

大連、魚市場、水産會經營で昭和四年の取扱數量五百二十八萬四千六百貫、金額三百二萬五千五百圓である。

旅順、魚市場、同じく水産會の經營で昭和四年の取扱數量四十一萬四千五百十八貫、金額二十四萬五千六百九十九圓である。

貔子窩、魚市場、貔子窩市場株式會社の經營である。從來魚市場の制なく取引上及衛生上の弊害が尠くなかつたので昭和四年十月在任邦人が關係業者の出資を求めて設置したものである。

第三 製鹽業

關東州は大氣乾燥し、降雨少く、蒸發量旺盛にして吹風比較的強く、氣象狀態最も天日鹽に適當せる爲め、古來此の天恵に依る製鹽事業は相當の發達を示して居たが、我施政下に移るに及び、邦人の鹽田開設を出願するもの多く、明治三十九年關東州民政署令關東州鹽田規則を公布するに至り、大規模の鹽田經營發達し、昭和四年に於ては鹽田面積七千町歩（内邦人五千四百町歩）産鹽高四億一千萬斤（内邦人鹽田より二億七千六百萬斤）に達する盛況である。

而して邦人經營中殆ど其の大部分は、大日本鹽業會社に屬し、其の反別四千五百町歩を占め其の他は東洋拓殖會社、東洋捕鯨會社及個人四名である。

當州産鹽の主なる販路は本邦内地及朝鮮で、其の他露領沿海州、勘察加、樺太、香港等であるが、廉價なる青島鹽に壓倒せられ、各年多量の過剩鹽を擁する狀況であるが、最近鹽業改善の急務を認められ官民共に其の促進を劃策中である。

第一 水産概況

一 概況

我國委任統治の南洋群島は各島其の周圍に裾礁堡礁を有し、或は全然環礁のみにより成るマーシャル群島の如きもある。水深は礁内は極めて浅いに抱らず礁外は二、三千米の深海である。

本群島の漁業は僅かに島民が「やす」又は小形の手網等を以て行ふ極めて原始的なもので半ば遊漁的のものであつたが、獨乙領となるに及んで高瀬貝、海鼠等の漁業が稍々行はれる様になつた。更に我海軍南遣支隊の占領以後邦人が渡航して海鼠、高瀬貝を目的として漁業を行つたが、其の他の漁業は顧みる者が無い状態であつた。然るに南洋廳設置以來調査及獎勵補助の結果邦人の漁業に従事する者が多くなり殊に鰹、鮪の漁業は從來全く望なしとされて居たものが勃興し來り、節製造も行はれる様に成つて來てゐる。

二 漁業

鰹鮪漁業

近頃の調査の結果魚群の存在が確められてから急激に勃興して來たもので、現在行つて居る所はサイバン、ボナベ、トラツクの三島である。漁業が極めて近く島の四周に在る爲小型船を以て日歸りの出漁が行はれてゐる。昭和四年末漁業高は鮪四萬五千餘貫、鰹十二萬五千餘貫である。

海鼠漁業

海鼠は各島共に産するので漁業者が之を獲つて各自に製造してゐる。其の漁獲高十五萬九千餘貫である。

高瀬貝及玳瑁漁業

濫獲を防ぐ爲禁漁期及寸法を定めてある。高瀬貝の産額は約四萬二千貫、六萬五千餘圓、玳瑁は二百六十五頭である。

以上の外島内で消費せらるゝ磯魚の漁業が行はれる。

三 製造業

鰹、鮪節製造

バラオ、サイバン、トラツクの三島で行はれ工場数はバラオ七、トラツク三、サイバン二である。職工は内地から渡つた者で昭和四年の製造高鰹節十三萬八千餘圓、鮪節四萬八千餘圓である。

海參製造

各島で行はれる。昭和四年の製造高約一萬三千貫、二萬七千餘圓である。

四 養殖業

養殖業としてはバラオ島に御木本の眞珠養殖があるのみである。黒蝶介を母介とし一年の作業介數一萬個内外である。

第二 水産に関する施設

一 水産施設並試験調査

水産の事務を扱ふのは南洋廳拓殖課で各種試験調査も此處で行つて居る。又各種の指導獎勵も同じく行つて居るが

その主なものは節製造指導、鯨節移出奨励、海參製造工場の補助等で、又農林省よりも遠洋漁業奨励の見地から鯨漁業に對し補助を爲して來てゐる。

試験調査の主なものは鯨、鮪漁業に就いての調査、海洋調査、高瀬介移殖試験及眞珠養殖試験等である。

二 水産經營

會社組織のものはパラオに大洋水産株式會社がある。之は主にソンスル島民の漁獲した鯨を買上げて製造を行つてゐるものである。其の他南洋貿易株式會社に於ても漁業を行つてゐる。

漁業者の組合はトラツクに三、パラオに一あり、他は皆個人の經營である。

第七章 商工業、貿易及金融

第一節 商業

第一目 朝鮮

第一概況

從來朝鮮に於ける商業は、自國産の穀物、鹹魚、雜貨及外國より輸入する綿絲、綿布、石油其他必需品を主要品とし概ね定期開設の市場に於て取引を行ひ、常設の店舗を有する者が甚だ稀であつた爲、其の取引は極めて地方的で貨物の集散も亦微々たるものであつた。

明治三十九年統監府の設置を見、保護政治が創始せられてからは、帝國政府は特に産業の進展に留意し、時の政府を

指導して各般の施設經營に従はしめ、總督府の設置後に於ては一層其の開発促進に努むる所があつた。爾來年を開すること十有九年其の間諸制度の整備、内地資本の投入と相俟つて其の面目を更め異數なる發達を遂げた。今昭和四年の輸移出入貿易額に就て見るも約七億七千萬圓を數ふる狀況である。

第二 朝鮮人の商業

從來朝鮮人の商業取引は大部分物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はるる慣習があり常設店舗で營業するものは少なかつたが、近時常設店舗を設けて商業に従事するもの漸次増加するに至つた。

朝鮮人商賈の名稱及看板等も漸次内地の其れに倣つて居るが、今在來のものに付二三の例を示せば左の通である。

客主、或は之を旅閣とも稱し、本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受、割引、貸金及貨幣の交換を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、其の性質は恰も内地の間屋業に類似してゐる。

居間、賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし内地の仲立業に同じである。

都賣商、大なる資本を有し、直接生産を爲さしめ、若は原産地より仕入或は内地及海外より輸移入を爲し卸賣を爲すものである。

散賣商、各地の都會及部落に店舗を有し、又は市場に出店して商業を營むものである。

裸負商、裸商及負商の二者を言ふのであつて共に行商者の意である。

典當舖、典當局とも言ひ内地の質屋と同じである。

福徳房、土地家屋の賣買、典當及貸借の媒介を業とするものである。

而して近時朝鮮人の商業取引も市街地の發達に伴つて、常設店舗に於て商業を營む者が、漸次増加して來たことは既

に前述の通りであるが、然も市場は依然地方の重要な商業機關で、且娛樂機關の設備に乏しい地方に在つては民衆の慰安所とさへなつてゐる。是等の市場は現物市場の如く毎日開市するのではなく、多くは殆んど何等の設備のない廣場、路傍、河原等に於て大概毎月五六回定期に開市せられ附近の住民は勿論市場所在地の周圍八九里の地より來集するのである。總督府は大正三年九月市場規則を公布して、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けてゐる。

市場は所在地、位置、又は取引の種類に依つて其の名稱を表はしてゐるが市場規則では一號市場(場屋を設け又は場屋を設けざるも區劃したる地域に於て毎日又は定期に多數の需要者及供給者來集し貨物の賣買及交換を行ふ場所)、二號市場(二十人以上の營業者一場屋に於て主として穀物、食料品の販賣業を行ふ場所)、三號市場(委託を受け競賣の方法を以て販賣業を行ふ場所)、四號市場(毎日又は定期に營業者集會し、見本又は銘柄に依り物品又は有價證券の賣買取引を行ふ場所)に區別してゐる。

是等市場の昭和四年末の數及同年間の取引高は左の通である。

市場數	取引高	
	公設	私設
第一號市場	一、三五六	一七三、一〇〇、二七四
第二號市場	二九	一、一三三、五七一
又市場取引高を種類別に見れば左の通である。	五三、一七三、一四六	四六、七、六〇〇
(昭和四年)		
農産物	五、〇四二、八一五	
水産物	三〇、〇〇四、五一	
織物	二七、六八〇、八六六	
畜類		五、四四三、五四
其他		三二、八六六、八三五
合計		一九六、〇五八、二八一

第三 内地人及民國人の商業

一 内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、元山、清津、鎮南浦、新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍としてゐたに過ぎなかつたが、併合以來諸般施設の發展と共に今や都鄙の別なく、到る所に内地人の商業勢力が伸びて居るのを認めることが出来る。内地人の商業は、穀物、海産物、牛皮等朝鮮物産の輸移出或は各種雜貨、綿絲布類、酒、醬油、砂糖、燐寸等移入貿易を主とし、各種商品の卸賣及小賣に従ふもの亦多く、日用雜貨又は米穀、吳服、煙草、酒、醬油、文房具、菓子、荒物、青物類の商品は概して京城、仁川、釜山等の卸賣商より各地の小賣商に供給せられてゐる。

二 民國人の商業

民國人の商業は朝鮮内に於て非常なる勢力を有し、殊に京城、仁川、釜山、平壤、鎮南浦、新義州、元山其他の開港場及都會地に於ける輸移出入貿易の實權は牢固として抜くべからざるものがあるは勿論、如何なる山間僻地であつても必ず民國人が入込んで吳服、反物、雜貨等の商業を営み、殊に市街地に於ける野菜の販賣は、其の附近に菜園を経營する民國人の爲殆んど獨占されてゐる。又支那料理店や理髮店の普及して居ることも驚異に價するものである。

第四 會社

併合前後に於て存在した朝鮮人の會社は合名會社三、合資會社四、株式會社十四で其の公稱資本金六百五十七萬圓拂込資本金二百二十八萬圓であり、外に内地人との協同事業二十社、拂込資本金一千五十一萬圓であつて、其の中朝鮮銀行及東洋拓殖株式會社(公稱資本金二千萬圓、拂込資本金一千萬圓)の二特殊會社を除けば殆んど見るべきものは

なかつた。

内地人の朝鮮に於ける會社事業は相當古い沿革を有するが、明治四十三年末に於ては合名會社十二、合資會社三十六株式會社五十四計百二社で、其の公稱資本金九百六十四萬圓、拂込資本金四百七十一萬圓、又内地會社であつて支店を設置したものの數は總數二十五社を算した。

斯くの如く併合當時に於て極めて微々たるものであつた朝鮮の會社事業も、逐年堅實な發展を遂ぐるに至り、殊に朝鮮に於ける各種産業の發展、朝鮮事情の周知は内地資本家をして朝鮮投資の氣運を醸成せしめ、殊に歐洲大戰を機として大正五年以來紡績業、甜菜製糖業、硬質陶器製造業、製鐵業、バルブ製造業等大規模の組織と豊富なる資金を以て其の企業を計畫する者相踵ぐに至り、會社事業は頗に其の面目を改むるに至つた。

而して朝鮮に於ける會社の設立は併合當時未だ會社企業に關する智識が普及せず、内地實業家も亦朝鮮の實情を詳にせず、之を自然の儘放任するときは不健全なる會社の濫設となり朝鮮産業の發達を阻害するばかりでなく、資本家を以て不慮の損害を蒙らしむる虞れがあつたので、機宜の手段として會社企業に對し設立許可主義を採り之等に對し適當なる保護監督を加ふるの必要を認め、會社令及同令施行規則を公布して孰れも明治四十四年一月より之を施行した。然しながら近時朝鮮人の經濟力も逐年増大し朝鮮事情も亦漸く周知せらるるに至り、本令の存置は寧ろ企業の發達を阻害するものと認められたので、大正九年三月限り之を廢止した。但取引所、保險業、有價證券の賣買若しくは仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任するときは種々の弊害の起ることを虞れ、是れが取締に關する特別法令の公布を見る迄、仍従前の會社令を適用して之を監督することとなつてゐる。尙會社令の撤廢に關聯して市場規則の一部を改正し、經濟發達の狀況に鑑みて、新に諸物品及有價證券の現物市場の設立を認め、之が取

締に關する規定を設けた。

昭和四年末に於ける會社數は一千七百六十八、公稱資本金六億一千六百七十九萬九千七百五十四圓、拂込資本金三億一千六百七十七萬八千七百圓を算し、尙内地又は外國に本店を有し朝鮮に支店を設くる會社數は百四十四、公稱資本金二十四億五千四百四十六萬六千七百五十圓、拂込資本金二十一億二千八百四十四萬七千六百五十五圓(本店の資本金)になつてゐる。

第五 現物市場及取引所

一 現物市場

現物市場は市場規則の第四號市場に該當するもので、同規則に依り監督取締を受けるものであるが、普通の市場とは全然其の性質を異にし、同業者が相會して見本又は銘柄に依り賣買取引を行ふ機關で、從來其の性質及沿革に鑑み、之を市場規則適用の外に置き、行政上任意の監督を施して來たが、會社令の撤廢に伴ひ大正九年四月市場規則を改正して公認の制度を設け其の基礎を鞏固ならしむると共に、此の種市場の整備と機能發揮とを完からしめんとを期した。而して此の現物市場には、有價證券現物市場と穀物現物市場との二種がある。

朝鮮に於ける經濟の進展は、逐年會社設立の増加となり、従つて有價證券株式に對する資本の投下も益々多きを加ふるものあるに拘らず、これが賣買取引に付ては殆んど標準となるべき價格なく、取引上及金融上種々なる支障あり延ひては會社事業に對する投資を妨げ、企業の伸張を阻害すること大なるものあるを認め、大正九年一月總督府は京城に現物市場の設立を許可し、茲に始めて朝鮮に於ける有價證券の公共取引機關の設置を見たのである。然しながら此の種市場の出現は、一面に於て往々弊害の伴ふ虞れがあるので、其の本來の意義を完ふせしむる必要

上、市場經營に關する重大なる事項は、總て總督の承認を受けることとし、當局は常に深甚の注意を拂つてゐる。穀物現物市場は當初僅に釜山（明治三十九年設置）及群山（明治四十三年設置）の二箇所に過ぎなかつたが、漸次濫設の弊を生じたばかりでなく、市場に於ける取引方法に付ても現物市場の本旨に違背し、不堅實なる取引に利用せらるる傾向が漸く甚しからむに至つたので、これが整理と弊害の防止とを期し、現物市場としての機能を發揮せしむるの要あるを認め、大正九年四月市場規則の改正に當り、この種市場の設置は、その現に經營しつつあるものと否とを問はず、總て總督の許可を受けしめ、其の設置を公認すると共に、法令の下に其の監督を勵行することとなつた。而して該市場の設置を許可してゐるのは京城、群山、木浦、釜山、大邱、鎮南浦、新義州、元山、景元の九箇所であるが、就中群山、大邱及釜山の三穀物現物取引市場は、其の取引股賑を呈してゐる。

二 取引所

取引所は現在株式會社仁川米豆取引所の一を數ふるのみで、之れが設立を出願したものは併合前後より數十件を算してゐるが、總督府は總て不許可の處分を爲し今日に及んでゐる。株式會社仁川米豆取引所は、仁川に於ける我居留民が明治三十二年駐在領事の認可を得て設立したもので、米、大豆、石油、明太魚、紡績糸、金巾及木綿の七品に對する直取引、延取引及定期取引を爲すことを目的とし、資本金三萬圓を以て事業を開始したのに始るのであるが實際に於ては定期取引のみ行はれ、且幾許もなく其の取引商品は自ら米の一種に限定せらるるに至つた。總督府設置後に於ては、一般に取引所の新設を許可しない方針であつたが、本取引所は其の既存の沿革等に因り特に其の存續を容認せられ今日に至つた。其の間理事者の失態に依つて破綻に頻し、一時其の存續を危まるるが如き状態に立至つたことはあつたが、財界の最好況時に於て能く之を整理して其の基礎を鞏固ならしめ、最近更に大豆の賣

買をも開始するに至つた。本取引所は一般企業會社と其の性質を異にするので之が監督に付ては、特別法規の制定を見る迄は猶會社令に基き取引所に關する重大なる事項は總て總督の認可を受けしめ、又總督府は各種の報告を徴して嚴に業務の状況を監査すると共に、臨時必要なる命令を發し、其の他實地の監督に付地方長官を督勵し、以て弊害の醸成防止に努めてゐる。

然しながら近時朝鮮に於ける經濟界の進展に伴ひ取引所業務も亦益々重要性を加へ、従つて之が監督取締に就ても猶會社令に基きは時勢の進運に伴はざるものがあることは勿論で、取引所令の制定に付ては總督府に於て目下之が研究を續けてゐる。

第六 其の他の商業施設

一 商工會議所

朝鮮に於ける商工會議所は、明治十二年釜山居留日本商人の設立に係る釜山商業會議所を以て嚆矢とする。商工會議所は商工業に關する公益團體として重要なに拘らず、從來何等據るべき法規なく遺憾の點が多かつたが、大正四年制令第四號を以て朝鮮商業會議所令を制定實施し不統一なる既設會議所を整理し、内鮮人共同の一地區商業會議所たらしめた。然しながら同令は、前述の如く大正四年の制定に係り、現時の經濟界の實情に副はざるものがあり且内地に於ては、既に昭和二年商工會議所令の實施を見てゐるので、昭和五年五月朝鮮に於ても内地同様商工會議所令の制定公布を見、同十一月二十五日より之を實施し商工會議所令は廢止せられた。

現在本令に依る商工會議所は、京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎮南浦、新義州、元山及清津の十一箇所である。

二 重要物産同業組合

1170

従来朝鮮に於ける同業組合は單なる一種の社交團體たるに過ぎず、何等成績の見るべきものがなかつたが、大正四年十月朝鮮重要物産同業組合令を實施し、組合に法人格を與へて其の基礎を鞏固ならしめ、其の機能を發揮せしめんことを期した。而して本令に依り組合を設置し得べきは、現在米、大豆、家畜、家禽及其の副産物たる毛皮及毛皮製品、棉花、繭、蠶種、柔苗、果實、織物、紙、醸造品、白蔘及其の製造物、木炭の生産販賣又は之と密接の關係を有する業に限定する方針を採つた。

今や各種事業の振興に伴ひ年を逐ふて設置せらるる傾向を示しつつある。

三 産業組合

産業組合制度は朝鮮の實情に鑑み、中産以下の者をして共同互助以て各自の産業及經濟の發達を企圖せしむる趣旨の下に大正十五年三月朝鮮産業組合令を實施した。爾來本令に依つて設立を許可したものが三十三組合ある。同組合令は其の範を内地に採つたものであるが、現に朝鮮には信用組合と略同一の内容を有する金融組合制度がある關係上、本組合に於ては組合事業の範圍を販賣、購買及利用の三種に限定し、兩者相提携して地方産業及經濟の圓滿なる發達を遂げしめんとするものである。

四 商工獎勵館その他

商工獎勵館は總督府の經營に係り、朝鮮の産物を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、以て朝鮮産物利用の促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある内地及外國の商品を蒐集陳列し、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしめてゐる。此の外大阪市立市民博物館、哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地、上海、

浦鹽就航船室の一部を借受け、朝鮮生産品を系統的に陳列し、且統計表及説明等を掲げ一般の觀覽に供し、尙内外人の出入頻繁なる朝鮮ホテルにも輸移出向の朝鮮物産を陳列し産業事情の紹介に努めつつある。其他産業紹介の施設としては鮮米協會及朝鮮物産協會等がある。前者は朝鮮米の眞價を紹介し、其の販路の擴張を圖る目的を以て鮮内主なる當業者に依り組織せられ、後者は朝鮮物産の販路擴張に資する目的を以て鮮内各地の有力なる實業家に依り設立せられてゐる。右は共に總督府及各道支援の下に立つてゐる。又時宜に應じ博覽會、共進會、品評會等を開催して朝鮮産業の紹介に資してゐる。

第二目 臺灣

第一 概況

従来本島人の商業は之を大別して問屋業及小賣業の二つに分れ、問屋業者は主として南支那及香港より諸貨物を輸入し之を島内小賣商人に卸して居つたが領臺後南支那及香港との日用雜貨貿易漸次減少し日本品の移入と共に如上問屋業者は日本品卸商と變ずるに至つた。

従つて内地商業の影響を受け決算期も従来は七月及十二月の兩期であつたが、内地人間屋との取引の關係に依り現今は毎月又は特約を以て定むるに至つた。

尙本島内産出の重要商品は米、砂糖、烏龍茶、包種茶、石炭、帽子、酒精、芭蕉實、鳳梨罐詰等の諸品であつて大體右以外の商品は内地及支那等の輸移入品である。

第二 市場

1171

尙本島に於ける魚菜及日用貨物の市場は從來の慣習として街路の秩序及公衆衛生を顧慮せず任意に街路の兩側又は廟宇の近傍等に開設して居つたが、總督府は之が改善を期し先づ組織的市場の設置を促し大正十一年府令市場規則を發布し嚴重なる取締によつて前記の缺陷を一掃し適當なる指導と相俟つて生活必需品の需給の圓滑に努めつゝある。此等消費市場の概數は七十一ヶ所にして其の賣上高は左の通りである。

農産物	一、六九五千圓
水産物	一一、五二二
畜産類	三、八四六
計	一七、〇六三

(昭和四年)

第三會社

本島に於ける會社企業の發達は漸次増加し昭和四年末に於ける商會社を營業別に見れば左の通りである。(休業中のものも含む)

業種別	會社數	公稱資本	拂込資本
商業	三六八	八四、〇〇七千圓	三七、〇〇七千圓
工業	二五三	三、七〇〇千圓	一、〇〇〇千圓
農林業	六八	四、九四九	二、六二二
銀行及金融業	二七	三、七六二	一、七九六
運送業	一〇一	一、三三三	一、三三三

其他	二一	一六、四五五	一、〇五五
計	八三八	三五、四八五	四五、二〇五

備考 資本金中右は公稱資本左は拂込資本

第四 其他の施設

一 組合

産業組合としては内地同様販賣、購買、利用組合、販賣組合、購買組合、販賣購買組合、販賣利用組合、利用組合、販賣購買利用組合、購買利用組合等の組合がある。

二 重要物産同業組合

重要物産同業組合法は大正十一年勅令第五二一號を以て本島内に施行され本令に依つて組織されてゐる。組合數十六、聯合會二である。(昭和三年度)

三 商工會

臺灣には未だ商工會議所に關する法令の制定はないが各市商工業者を以て任意申合せによりて組織する商工會又は其の他の名稱を以てする商工團體が臺北市外二十一ヶ所に設立されて商工業の改善發達に努めて居る。

四 商品陳列館

臺灣總督府商品陳列館は本島貿易の發達及商品研究等凡て商工業の進展を圖る目的を以て大正六年六月開館せられた。而して本島並南支、南洋及内地に於ける商品又は参考品を陳列し其の他産業に關する圖書を蒐集し公衆の觀覽

閱覽に供して本島生産品を廣く紹介して内外市場及陳列所との連絡を完全ならしめ販路の擴張に努めつゝある。

第三目 樺太

第一概 況

明治四十二年大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至つてより樺太の商況頗に一新し次で大正十一年真岡港の開港を見
尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝある。

商業都市としては真岡、大泊が本島に於ける物資の二大集散地であつて其の他西海岸に在つては本斗、野田、泊居、
惠須取、東海岸に在つては落合、榮濱、之泊、知取、敷香等あり夫々特殊の使命を有してゐる。

第二會 社

會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近年各種工業を目的とする大會社の設立せられる
もの多きを加ふるの傾向を示してゐる。

樺太に本店を有する會社（昭和三年末）

株式會社	會社數	拂込金 千圓
株式會社	一一九	八一、一九七
合資會社	一二四	一、八九二
合名會社	二一	一、三四五
計	二六四	八四、四三三

樺太外に本店を有する會社（昭和三年末）

株式會社	會社數	千圓
株式會社	四	一一一、四八三
合資及合名會社	四	一四五
計	八	一一一、六二八

第三 商工會議所

本島の主要市街地である豊原、大泊、真岡及知取には従來商業會議所類似の私設團體があつて専ら商工業の向上發展
に努め、公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し來つたが其の後大正十一年に至り商業會議所法（大正十一年勅
令第四百四號）施行せられ、依つて同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布し因つ
て前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據つて其の設立を見たが更に商工會議所法（昭和二年法律第四十九
號）の公布に伴ひ昭和二年勅令第三百七十六號を以て同法を施行し昭和三年廳令を以て同法施行規則發布され以て商
工會議所と改稱した。

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一概 況

日本人は大正四年の日支條約に依り南滿洲各地に亘つて居住往來の自由を得たが、事實上の居住は凡て關東州、鐵道
附屬地又は商埠地、開放地等であつて此等の地域では近代的の商業を營み、商業都市を現出して活況を呈して居る。
州内一般の商業も之等の各地と聯絡し取引商品は輸出に於て穀物其他の原産又粗工業品で、一方綿絲布等の輸入品が

其の主なるものである。此等滿洲の輸出入の貨物の過半数は大連港を經由して居るが滿洲の商業は中國の銀本位の貨幣制度特に滿洲の各紙幣の騰落に依つて市場や日常出納に影響が甚しい爲め、商取引が常に牽制せられ景況盛衰の一原因となつてゐる。

第二市場

一 卸賣市場

關東州及南滿洲鐵道附屬地内に於ける生活必需品の卸賣機關は左記の通にして其の取扱高の六割は滿洲奧地に出されてゐる。

名	稱	經營主體	取引方法	販賣手数料	昭和四年中取扱高
大連市中央卸賣市場	大連市	復式制度羅賣	一割	鮮果 九、九二〇、五四七圓 蔬菜 二、六二五、一九四圓	一、六四五、七四一圓
關東州水産會大連魚市場	關東州水産會	單一制度羅賣	鮮魚 七、一分割 鹽乾魚 七、一分割	鮮魚 三、〇二五、六一五圓	三、〇二五、六一五圓
滿洲市場株式會社 (在奉天)	公資四十一萬圓 拂込十萬圓 滿鐵出資半數	單一制度羅賣	鮮魚 一割一分 蔬菜 一割一分	鮮果 四、三九〇、七四一圓 蔬菜 五、三九〇、七四一圓	九、七八一、四八二圓

備考 大連市中央卸賣市場は大連市卸賣市場規則に基きて經營されてゐる。

二 小賣市場

大連市に於ける小賣市場は大正十五年大連民政署より同市役所に移管され公設市場として奉天に於ける滿洲市場株式會社附屬小賣市場と共に地方民に低廉にして新鮮なる魚類、鳥獸、肉類、蔬菜、果物其の他の生活必需品を供給

し一面一般小賣物價を調節して庶民生活の安定を期してをる。

第三會社

昭和四年に於ける管内商會社企業の現状は左の通である。

業種	會社數	拂込(又出資)金
商業	六〇六	一〇六、九五三千元
工礦業	三九五	一一二、七七六
農林業	三二	九、八七七
銀行及金融業	七八	四〇、七三四
運送業	八三	四一〇、二一一
其他	六	四一四
合計	一、二〇〇	六八〇、九六五

昭和四年に於ける會社の増減を前年と比較し之を業務別に示せば商業四十一社、工礦業十一社、農林業四社及運送業四社にして銀行並金融業は前年と同數であつて總數に於て五十九社の増加を示してゐる。

第四商業會議所

商工業の改善發達を圖る目的を以て關東州及南滿洲鐵道附屬地其他北滿地方に邦人商工業者を以て組織したる商業會議所(民法第三十四條社團法人組織)は左の通にして産業及經濟上に關する諸問題の解決に努めてゐる。尙關東廳及滿鐵は補助金を支出して獎勵をしてゐる。

商業會議所名	設立年月日及許可者	議員數
大連	大正四年六月廿三日關東都督	五〇
營口	大正九年三月二日牛莊領事	三〇
鐵嶺	大正十二年四月廿五日關東長官	一八
奉天	大正七年一月外務大臣	三〇
安東	大正九年一月十四日外務大臣	三〇
長春	大正九年六月二日關東長官	三〇
哈爾濱	大正十年十二月外務大臣	二〇

第五 取引所

一 官營取引所

滿洲物産の大宗たる大豆、豆粕及豆油等の賣買取引は當初當業者が隨所に集會し相場に標準なく契約不履行に制裁なく不規則にて紛議が絶へなかつたので大正二年勅令第六號を以て關東州に設置する重要物産取引市場に關する件が公布せられ次で大正四年勅令第五四號を以て前記勅令の施行範圍を南滿洲鐵道附屬地に及ぼされた。而して之が經營を官營及民營の二種とし官營取引所に上場する取引物件は大豆、豆粕、豆油、高粱、錢鈔である。而して官營取引所は其の經營官營なる爲先物取引の擔保をなすに困難なる事情あるを以て別に取引擔保會社の隷屬を特許し之に取引の擔保及精算の事務を擔任せしめて居る。尙昭和四年中に於ける官營取引所取引狀況左の通りである。

取引所名	大豆		高粱		豆油		銀錢		金鈔	
	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額
大連	五、二六五	〇、五九、二〇五、〇〇五	〇、六、三〇〇	〇、七、〇〇〇	三、八〇〇	〇、七、〇〇〇	一、〇、九、七、七、〇	〇、一、〇、九、七、七、〇	一、七、七、七、七、七	三、〇、〇、〇、〇
開原	一、七、〇、〇	〇、三、五、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
長春	一、〇、〇、〇	〇、三、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
公主平	一、〇、〇、〇	〇、三、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
四平街	一、〇、〇、〇	〇、三、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
奉天	一、〇、〇、〇	〇、三、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
計	二、九、一、六、一	〇、五、九、六、九、九	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	〇、一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇

備考 出來高、大豆、及高粱一車、豆粕千枚、豆油百兩
價額千圓(○印銀票其の他奉票) ○印銀票、△印官帖其の他奉票

二 民營取引所

株式會社組織にして現在大連及安東に設立免許を受けて經營されてをる。昭和四年中の取引狀況は左の通りである。
大連株式會社(公稱資本一千萬圓) 拂込同 二百五十萬圓

株式	定期取引	現物取引	計
株式(出來高)	四七六、五六〇	三、一三、二九〇	七、八九、八五〇
麻袋(出來高)	一、三、三八七	九、三三、三五〇	二、二、七、七、二
綿布(同)		一、〇、九、八、七	二、五、七、〇、六
計		一、四、三、二、七〇	二、七、〇、六、七〇

綿糸 同	四、〇三五	一四、五二〇	二八、〇三五
麥粉 同	二、五九二	一、〇八七	二、〇二五
	八六八	五九六	四、四七五

二八〇

備考 單位(出來高 株式枚、麻袋千枚、綿糸布捆、綿布俵、麥粉百袋、價額、千圓)
安東取引所(公稱資本 二百五十萬圓 拂込同 六十二萬五千圓)

計	株式		粟		手銀	
	出來高	價額	出來高	價額	出來高	價額
定期取引	一六、四五〇	一五八	六五七	一、九六二	一一一、九三六	一七三、〇二一
現物取引	一六、四五〇	一五八	六五七	一、九六二	一一一、九三六	一七三、〇二一

備考 單位(出來高 株式枚、粟車、鑽手銀千兩、價額千圓)

第五目 南洋群島

南洋群島は交通の不便に加ふるに金融機關が不備であるのと邦人小數なる爲購買力乏しく爲に商業は振はない。依つて大正十一年廳令第二十號を以て商工業補助規則を設け洗濯業、靴業、理髮業、仕立業、旅館業及其他支廳長に於て必要と認むる商工業に對し、補助金を交付する事として斯業の發達に資して居る。尙邦人商業戶數を擧ぐれば(昭和五年四月一日現在)

地方別	戶數	人口	ト ラ ッ ク	ボ ナ ベ	ヤ ル ト
サイパン	二四五	九二三			
ヤップ	九	二四			
パラオ	五三	二二二			
計		五〇〇	七二	七一	一六三二

次に本島に於ける昭和四年中の商會社を營業別に見れば左の通りである。

業種別	會社數	資本金	農林業	其他
商業	一六	二、二八五	一	一
工業	一	二六〇〇	一	一
計			二	二

第二節 工業

第一目 朝鮮

第一概説

一 概況

朝鮮の工業は高麗時代より以後二三百年の間相當の發達を遂げて居つたことは其の高麗燒諸建築物等に就て見るも明であるが其の後漸次衰退し併合當時にありては僅に家内工業又は小工場工業にその片影を留めたに過ぎない。しかも其の技術は幼稚にして使用の器具も亦不完全、従つて其の製品も粗悪を極め日常生活の必需品も大部分は輸入品を以て充當せらるゝ状況であつた。明治三十九年統監府の設置せらるゝや中央試験所を設けて工業に關する各種の調査研究を行ひ或は工業教育機關を創設して智識技術の養成に努め又は補助金を交付して傳習指導の周到を

期した結果時勢の進展と相俟つて技術の進歩製品の改良産額の増加を促し且つ鮮人の工業に對する思想も漸次啓發せられ工場組織を以て事業を經營せんとするもの漸く増加の傾向を示し一方内地實業家にして朝鮮に於ける工業經營に著目するものも次第に増加し大正五年以來紡績、製糖、硬質陶器、製絲、罐詰業等相當大規模の工業經營を見るに至つた。特に最近に於て大規模の水力電氣事業、空中窒素固定工業及金屬製煉事業の計畫が實現せられ特に各種原始産業の開發と共に各種諸工業は漸く勃興の機運に向ひつゝある。例へば鴨綠江木材の搬出と共に新義州に王子製紙會社の製紙工場興り綿花の栽培普及と共に釜山、木浦、京城等に紡績、紡織工場興り米産の増加と共に釜山、群山、仁川、鎮南浦等には無数の精米工場興り養蠶業の獎勵と共に京城、大邱、全州、光州、咸興等に製絲工場興り鱈の漁獲高激増と共に咸北地方に魚油製造工場勃興し肥料の獎勵と共に肥料會社の計畫頻に起るが如き著しき現象である。今その發達の状況を見るに明治四十四年には二十萬圓に過ぎなかつた工産額は昭和四年には三億二千七百萬圓の巨額に達し實に十五倍餘に上つて居る更に併合當時と最近とに於ける朝鮮工場工業の發達の状況を内鮮外人別に表示すると左の通である。

經營者別工場調

經營者別	工場數	資本金	生産額	従業員數
明治四十四年	内地人工場	一八五	九、八二六	一〇、九八四
	朝鮮人工場	六六	六三七	二、四七九
	外國人工場	一	一五〇	一、一一二
計	二五二	一〇、六一三	一九、六三九	一四、五七五

昭和三年	官公營工場		内地人工場		朝鮮人工場		外國人工場		計
	工場數	資本金	生産額	従業員數	工場數	資本金	生産額	従業員數	
	七三	八、九六四	五三、六八〇	一一、九五四	二、四二五	四九九、四一〇	二四四、四九六	五三、四二二	二、四二五
	二、七五一	二五、三二一	九〇、〇五二	二九、〇三〇	九三	一五、四二九	四、三〇六	四、一四〇	二、七五一
	五、三四二	五四九、一二二	三九二、五三四	九九、五四七					五、三四二

併し乍昭和四年に於ける工産物の需給状況を見るに輸出額僅に八千三百萬圓に過ぎざるに輸入額は實に二億八千四百餘萬圓の巨額に上り二億餘萬圓の輸入超過にして之を鮮内工産物總需要額五億二千八百餘萬圓より見る時は其の過半は之を鮮外主として内地より供給を受けつゝある状態である。

而して朝鮮に於ける有望なる工業は機業及紡績業、製紙業、窯業、醸造業、鐵工業、製糖業、製革業、製糖業等であつて今其の昭和四年に於ける生産額を擧ぐれば左の通である。

品名	生産額	品名	生産額
繭製品	一九、一九一	機械製品	二、〇〇八
絲織物	三〇、三八七	織物	六、五六〇
綿織物	一、五〇八	製糖業	二、二二〇
編織物	三、〇二五	製紙業	一三、二七九
紙製品	四、五四四	製糖業	一、三一八
紙製品	二、二六一	製糖業	八四九
紙製品	一三、〇八八	製糖業	一、〇二七
紙製品	一三、二七六	製糖業	四、七四六
製糖業		製糖業	一、七四〇

酒類	五六〇九四	動物性脂肪	七〇八七
内地粉	三、一二二	植物性脂肪	四、八九四
穀類	一〇、四八八	油	六、四〇八
菓子類	七、七八二	糖	五、一九〇
砂糖	七、四八六	炭	一、八七二
菓子	一五、八六五	煉炭	九八九
改乾	二、〇三二	燐寸	三六六
良乾	二、九四〇	肥料	一一、一八〇
煙草	三三、八九七	其他	一九、七七一
皮革	二、二三七	計	三二七、〇〇七
護謄	六、二八〇		

二八四

二 勞 力

備考 内容カ合計ト符合セサルハ千圓以下切捨ノ關係ニ依ル

朝鮮の工業に就て有利な條件は第一勞力の豊富にして賃銀の比較的低廉なる點である。即ち昭和三年に於ける工場勞働者の供給力は九萬九千五百四十七人にして其の内譯は朝鮮人八萬七千八百六十四人、内地人七千九十八人、外國人四千五百八十五人である。

今工場勞働者の供給力を案するに昭和三年内地に於ける工場勞働者二百萬餘人に對し朝鮮に於ける鮮人勞働者は八萬七千餘人なるを以て之を各其の總人口に對比すれば人口百人に對し前者は三・二三人に相當し後者は〇・四六人に對し朝鮮に於ける勞働者の數は其の人口に對比し尙極めて僅少ななるを知るのである。

次に勞銀は昭和四年中の調査に依れば成年男工の一日平均賃銀内地人二圓三十二錢なるに拘らず朝鮮人は一圓であ

三 動 力

燃料 從來朝鮮には石炭の產出乏しく明治四十三年には僅に七萬八千餘噸に過ぎず爾來年々其の產額を増増して昭和四年には九十三萬餘噸に増加したと雖も尙八十九萬餘噸の内地炭及支那炭を輸入して居る。然れ共石炭は無煙炭、有煙炭を併せて少なくとも十一億噸以上の埋藏量を有し其の採掘高は年一年と躍進し且つ從來は風化として微粉となる特徴を有せしめ其の使用方法に慣れず之を不便としたが今や其の使用方法の研究進み煉炭とするか或は微粉炭燃焼の有利なること知悉せられんとして其の成績頗る良好である。

電氣 朝鮮に於ける電氣事業は殆んど火力を原動力と爲し水力利用に關しては完全なる調査を缺いて居たので明治四十四年度から三ヶ年の繼續事業として朝鮮内の主要河川に就て發電水力の調査を爲した。併し當時の調査は河川の湧水量を使用標準としたもので平時は徒に多量の有要水量を放流することと爲り貴重なる天然力の經濟的利用上遺憾の點が多く且其の後各種産業の發達に伴ひ電力の需要が著しく増加し殊に電氣化學工業の如き低廉なる多量の電力を要求する時運となりたる爲前回に於て調査未済の河川は勿論調査済の河川に就ても更に永年に亘りて精密なる流量の實測を行ひ之が實狀に適する使用水量を定め水力利用の確實を期する爲大正十一年度より五ヶ年繼續事業として再び發電水力の調査に着手したが事業の途次種々の事情により昭和五年三月を以てこの事業を終つた。本調査に依ると朝鮮内の主要河川に於ける流量と其の變化を詳にし之を資料として百五十ヶ所の水力地點を得其の最大理論電力は約二百九十萬キロワット平均百九十萬キロワットで逓信局水力調査班の實地踏査を終へ更に之を選定したものと一萬キロワット以上五十八ヶ所、五千キロワット以上三十ヶ所、千キロワット以上三十九ヶ所、千キロワット

二八五

ト未滿四ヶ所、合計百三十一ヶ所で其の出力は二百三十三萬キロワットに達して居る。従つて従来の金剛山電氣、元山電氣等を加へて新に朝鮮水電(十五萬キロワット)の第一期工事の完了を見更に二十二萬キロワットと稱せられる長津江電力の劃期的な計畫ある等將來確實低廉なる電力の普及を期してゐる。

四 原料

朝鮮は大體各種工業原料の賦存産出に乏しくない。特に朝鮮總督府の設置以來農、林、水産、鑛業等各方面に亘り諸般の勸奨施設を加へたるが爲其の品質は改良せられ産額は増加しつつある。今之等工業生産に要する主なる原料の産額を擧ぐれば左の通りである。

棉	花	在來棉	四四、七一六、〇九九斤
		陸地棉	一一三、五二二、四八一斤
大	麻		五、三三三、三九七貫
苧	麻		一二七、三〇五貫
薔	皮		四八四、八〇二貫
牛	皮		六、七四五、八二一斤

以上の外窯業原料土石である高嶺土、硅砂、石炭、製糖原料の甜菜、製粉原料の小麥の産額も少くない。

第二 工業に関する施設

一 中央試験所

本所は總督府に於て明治四十五年創設したもので其の業務は分析、應用化學、染織、窯業及び衛生の五部分に分たれ朝鮮の工業及衛生の進歩に必要な諸般の調査試験に従事し併せて一般の依頼にかかる此等の事項の試験、分析、鑑定を施行し又は地方廳或は當業者の請求に應じて各地に職員を派遣して産業の指導啓發に資するものである。

二 地方工業傳習所

本傳習所は製紙、機業、繩叭製造其の他の副業として最も適當なる簡易工業を朝鮮人に普及するを目的とし恩賜授産事業、地方費事業及び個人又は組合事業で政府の補助を受け簡易な傳習事業を經營するものであつて種類別に見れば左の狀況である。(昭和五年)

布	帛	加工	工	一所
絹	綿	苧麻布	製織	一三
製	絲			六
				肥料製造技術講習
				計
				二一
				一所

三 工業獎勵

工業事業を企畫する篤志家又は有益な工業を經營するも事業創始の際收支償ふことの出来ない者に對しては總督府又は地方廳は金品を補助して工業の發達に努めて居る。又家内工業の改善發達を圖る爲大正十五年絹布、麻布、紙等の共同作業場を設け一ヶ所に四千圓乃至六千圓の補助を與へ生産者各自をして品質の改良と生産能率の昂上を圖らしむる爲の模範的指導機關として居る。又日韓併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て從來一般に副業として行はれて居る機業、製紙等の改良を計り或は從來全く存しなかつた共將來有望な副業たるべき繩叭製造等の技術を傳習せしむる爲に三ヶ月乃至六ヶ月の短期を以て習業し得べき工業の傳習所を各地に設け或は實地指導をなす爲巡回教師を置く等各種の方法を講じて専ら手工業の改良發達を圖つて居る。

第一概説

一 概況

由來本島の産業は農業を主として來たが、近來漸次工業發達の機運に向ひ殊に歐洲大戰を期として一大飛躍を爲した。其の後戦後の反動襲來、金融の梗塞に依り深刻なる打撃を受けたが食料品工業並に夙に相應の發達をなし來つた各種小工業のみは逐年勃興の機運に向ひ少くとも自給自足の域に達してゐる。本島工産額は左の概況である。

大正元年	五一〇、七二千円	紡織工業	三、一三八
大正八年	二二二、九三五	特種工業	二、三四五
昭和二年	二一四、三八八	計	二三五、七三七
昭和三年	二六七、八四三		(昭和四年)
昭和四年	二四四、七九一		

而して各工業品を分類すれば左の通りである。

食料品工業	一七六、八六九千円
化學工業	二八、二六三
雜工業	二〇、〇六五
機械及器具工業	五、〇五七

更に之が内容を見れば食料品工業にあつては主に農産加工品であつて砂糖を大宗とし茶が之に次いでゐる。前者は一億五千八十七萬圓を占め、後者は烏龍及包種茶で、一千二十二萬圓であり、其他食料品工業中百萬圓以上の産額

を有するものは麵類、穀粉、菓子類及醬油等である。

次に化學工業に在つては酒精と調合肥料が主なるものである。次に此等工業に従ふ工場並職工數を學ぐれば左の通りである。

大正三年	工場數(指數)	職工數(指數)
昭和二年	一、三〇九(一〇〇)	二一、八五九(一〇〇)
昭和三年	四、七五七(三六三)	五三、七四九(二四六)
	五、一八〇(三九六)	五八、七七九(二六九)

二 勞力

本島に於ける勞力の供給状態は、昭和三年平均一日使用人數は五萬三千七百余人であつて、工場種別に此れを見れば左の通りである。

機械及器具工場	二、〇五六人
紡績工場	二、六五五人
化學工場	一、二六八五人
食料品工場	二、七、七四八
雜工場	七、五一八
特種工場	一、〇八七

次に勞銀に就いては臺北市を例として略述すれば左の通りである。

内地人	大正三年	一、七七	昭和二年	三、二五
本島人	〇、六五		一、七五	

即ち大正三年を基準として勞銀の平均指数を見るに昭和二年には内地人は百八十四、本島人は二百六十九で之を前年の夫れに比較すれば内地人側三分、本島人側八分の各騰貴を示して居る。

三 動力

先づ電氣に就いて見るに昭和四年末に於て電氣會社は七社、其の公稱資本金三千九百三十五萬圓であつて其の出力は九萬三千二百餘キロで、其の他動力又燈用に向け自家用電氣として製糖會社其の他の各種會社、工場若くは一人の發電用に供するものは昭和四年末現在に於て其の筆數九十二、此の出力合計一萬五千四百キロある。(詳細は後述)而して職工常時五人以上を使用する工場は四千七百五十七で内、原動機及電動機使用工場は二千八百五十にして總數の六割を占め、其の使用の實馬力動力總數は十二萬七百餘馬力である。

更に原動力を『種類別』に観ると蒸氣機關四萬七千七百餘馬力であつて總數の約四割弱を占め、此れに次いで電動機は二萬四千餘馬力(二割二厘)、蒸氣タービン二萬一千七百餘馬力、タービン水車二萬八百餘馬力である。

其の他ヘルトン水車二分六厘)、石油發動機(一分六厘)、日本型及本島型水車(四厘)、ガス發動機(四分)の順位である。又『事業別』に此れを見れば使用馬力の最多數を占むるものは食料品工業の七萬三千九百餘馬力で總數の六割強で之に次いで特種工業の三萬五千三百馬力(二割九分強)、化學工業七千六百餘馬力(六分強)、雜工業一千七百餘馬力(一分四厘)、紡織工業一千五百餘馬力(一分三厘)で、機械及器具工業は僅かに六百六十四馬力(六厘)に過ぎない。(昭和二年末)

四 電氣事業

臺灣の電氣事業は明治三十五年新店溪の落差を利用し臺北市に燈用電力を供給する目的で株式會社の組織されたの

を、總督府の官營に移して三十八年より事業を開始したのが嚆矢である。爾來、官營電氣の急速に普及し能はぬ地方に於ては民間會社の事業を許す外、漸次官營を全島に普及せしめる方針で來つたが、産業の發達に伴ふ電氣需要の激増に鑑み、大正八年四月臺灣電力株式會社令による資本金三千萬圓の臺灣電力株式會社を設立し從來の官營事業を擧げて之に移した。現在同社の資本金三千四百四十九萬五千圓、出力二萬四千五百六十五キロ、供給區域は花蓮港、臺東、澎湖の三廳を除く大部分に亘る。供給事業は同社の外に民間の六社があるが何れも地方的小事業であつて其資本金合計四百八十六萬圓に過ぎない。此の外自家用電氣事業者數は九十九に達し官廳施設電氣工作物は三であるが之等は大部分火力を用ひて居る。

【註】臺灣電力株式會社は低廉豊富なる動力供給の爲大正八年設立と同時に日月潭の湖水を利用して最大出力十萬キロの大水電計畫を立て、爾來種々の事情で延期されて來たが昭和五年十月に至り再興計畫が成り昭和六年より三ヶ年で完成の豫定である。之が完成の曉は臺灣の産業上大なる貢獻を爲すものと期待されてゐる。

第二 工業に對する施設

一 中央研究所工業部

工業部の起原は明治四十二年中總督府研究所が創設された時、專賣局檢定課の事務を引継ぎ更に其の内容を擴張し殖産上の試験、研究、調査と醫療藥品の検査とを行ひ來つた同所の化學科が其の濫觴である。即ち工業部には有機工業、化學、電氣化學及び醱酵工業科の各科があつて、それぞれの事業を分掌して居る。

二 糖業施設

明治三十五年六月糖業政策が確立されて臨時臺灣糖務局を設置して指導獎勵の實行機關に充てられたが同四十四年

十月糖務局の廢止と同時に、殖産局に糖務課を置いてその事務を繼承し、更に大正十三年糖務課は特産課と改稱せられた。糖務局の設置と同時に糖業獎勵規則を發布して糖業獎勵の規準とし、これに基いて甘蔗栽培、製糖工業兩方面に對して廣く獎勵金又は補助金(昭和四年度迄に千二百八十六萬圓)を交付し爲めに糖業の改善發達に一段の躍進を見るに至つた。

猶製糖工場の續出による原料甘蔗の争奪其の他種々の弊害を防ぐ爲、明治三十八年六月原料採取區域限定の制度を施行し、又一方外來甘蔗苗による病蟲害傳播を防ぎ同時に蔗苗改良を助長する爲、大正三年四月蔗苗取締規則が發布された。

三 茶業施設

茶業に對する施設事項を擧ぐれば優良茶苗の無償配布、模範茶園の設置、製茶機械器具の無償貸付等に依つて、栽培製茶の改良獎勵を計り、又巡回教師を派遣して製茶技術の普及に努め、一方共同販賣所を設けて從來複雑なりし取引を改善し或は茶検査所を設置して一定標準以下のものゝ輸出を禁止し其の他海外需要地に於て各種の宣傳を行つてゐる。

第三 製糖業

領臺當時の臺灣糖業界は其の甘蔗耕作法も製糖法も共に極めて幼稚で砂糖數百萬擔を産し一千百余を算する工場中新式機械を使用するものは一もなく何れも畜力を以つて動力とした。故に壓搾能力不充分にして多量の糖分を逸し而かも其の品質は不良で市價騰らず動もすれば當業者の損失を來すと云ふ有様で當時臺灣に於ける糖業の將來が漸く囁目せられたるに係らず其の企業は甚だ振はなかつた。故に當局は蔗作の合理化と共に製糖工業の改良を行ふて臺灣糖

業の刷新を圖る爲明治三十五年糖業獎勵法を發布し同時に糖務局を新設した。之に伴ふて製糖工業方面としては改良糖廠の設立が獎勵され漸次新業の勃興を來し近年に至つて新式製糖工場も續々設立せられ明治三十五年期には新式製糖場は僅かに一ヶ所、能力二百噸であつて資本金百萬圓に過ぎなかつたものが昭和四年期には新式工場の操業するもの四十六工場、能力四萬一千七百英噸となり資本金總額も亦二億五千萬圓に増加した。全島産糖總額は明治三十五年期には五十萬擔で製糖歩留七・四二%であつたものが逐年累増して昭和四年期には一千三百十五萬五千四百擔となり歩留も一、七〇%に上つた。之を製糖場種類別に分ければ新式製糖場が其の大部分を占め一千二百九十六萬餘擔、改良糖廠は九萬六餘千擔、舊式糖廠は九萬三千餘擔である。製糖狀況の趨勢を示せば左表の如くである。

	明治卅六年	明治四十三年	大正十一年	昭和四年
製糖原料 使用高	六八三、一五七、九〇二斤	三、三六三、三五八、七六二斤	六、一九二、〇九〇、一五五斤	一一、二四一、三〇二、三五七斤
產糖高	五〇、六八〇、五六一	三四〇、四〇一、八六二	五八七、七五八、〇五二	一、三一五、五四七、五三八
製糖歩留	七・四二%	一〇・一二%	九・四九%	一一・七〇%

猶副産物として生産されるものに糖蜜とバカス(搾殻)とがあるが之が利用の増進を圖ることは砂糖生産費の低下に大いに關係あるものである。糖蜜の用途としては酒精原料を始め、製酒原料、家畜飼料、肥料、燃料、煉炭原料、タバコ味付、調味料等であつて未だ全生産を消化し盡す事は出来ぬとは云へ、其の需要の範圍は可なり擴がつて來た。昭和四年期に於ける糖蜜生産高は三百三十三萬餘擔で島内に於て酒精原料として使用される量は二百四萬餘擔である。次にバカスの用途は其の儘製糖工場に於ける燃料として使用される。此の外にバカスはバルブとして製紙原料又セロチックス製造の原料に供せらるゝ可能性は充分認められ又研究を重ねられてゐるが未だ實現に至らない。

第四 製茶業

臺灣に於ける茶業は支那民族の移住と共に起つたのであるが、爾來漸次發達を來してその産額を増加すると共に中華民国或は米國等へ輸出される様になつて米國向輸出の初年たる明治二十一年には一千三百萬斤余の輸出があつた。臺灣が我國の領有となつてよりは、當局の指導獎勵に依つて益々隆盛を來し、大正七年の如きは輸移出額の最高を示した年で二千三百萬斤を突破したが其の後は年々一千五百萬斤臺を上下してゐる。

臺灣茶の種類は烏龍茶、包種茶、紅茶、綠茶等種々あるが此の中主なるものは烏龍茶及び包種茶である。

烏龍茶と包種茶との相違は釜炒の際に後者は前者に比べて強熱短時間で従つて醱酵が少い。再製の際に包種茶は花香を附する。製茶戸數は昭和四年末の調査に依ると粗製茶に於て二萬一千二百二十七戸再製茶では九十九戸であつて、これ等は殆んど臺北、新竹の二州に限られてゐる。

産額は粗製茶數量一千八百三十四萬八千六百八十六斤價額六百萬五千九百圓で再製茶數量一千四百六十萬二千七百三十九斤價額一千三百五十五萬一千二百九十五圓で之を内譯すれば

	數量	價額
烏龍茶	六、三〇〇、八七六斤	三、七四四、八七六円
包種茶	八、〇三六、四五三	六、四八四、九七九
紅茶	九、四一〇	四、九四〇
綠茶	二五六、〇〇〇	一一六、五〇〇
計	一四、六〇二、七三九	一〇、三五一、二九五

臺灣茶の大部分は海外へ輸出せられ、烏龍茶は合衆國を第一位とし、英國が之に次ぐ。包種茶は瓜哇、暹羅を主とし

て南洋一帯に輸出される。

第一 概況 第三目 樺太

樺太に於ける工業の概況を見るに昭和四年度の工産物は五千八百五十六萬餘圓であつて各種生産物總額の約六割（八千二百三十八萬餘圓）を占め之を大正七年の實數生産總額三千七百五十七萬圓中工産物一千七百九十九萬圓弱に對比すれば漸増の機運にある。

此等工業に對する當局の助成施設を略述すれば先づ明治四十三年樺太廳に臨時調査所を設け同時に大泊に附屬工場を設置し主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾留、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し一方明治三十四年に豊原に乾留工場を設け潤葉樹材を乾留して、醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、その副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計劃の下に着手し、大正六年工場は大倉組に拂下げ經營せしめたが大正十年以降閉鎖した。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむる爲め調査研究を重ね、直接、間接に其の助成を努めて居る。次に昭和四年末の工場及職工數を略記すれば次の通りである。

工場數	一〇七
職工數	五、七三三

而して豊原に於ける勞銀は（十五種職業の平均）四圓十七錢である。（昭和三年）

尙樺太に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が陸軍守備隊の設備した發電所を借受け豊原市街に

電燈用の供給を爲したのに始まるが、當時開拓未だ進まず人口稀薄で斯業は遅々として振はなかつた。然るに大正三年以來各地にパルプ工場創設された爲自家用の電氣施設が勃興し、次で供給事業の經營も續出し、現在供給區域は全島四十町村中三十町村に及ぶ。一時は小規模事業者筈出したが、昭和二年十二月資本金五百萬圓の樺太電氣株式會社設立され、豊原、大泊を初め逐次各地の事業を譲受けて全島供給事業の大部分を合同統一した。

樺太は降雨の少きと地勢上適當の落差を有する河川に乏しく且冬期渇水期甚しき等の爲、水力電氣事業は近時一、二許可したものであるのみで他は總て火力發電に依つてゐる。

(電氣事業概況) (四年末)

事業數	發電所數		電力(キロワット)		電燈數	燭光數	裝置數	電力
	開業	未開業	落成	未落成				
供給事業	一四	一	一、一〇〇	二〇〇	二九、五五六	二、一四、〇〇〇	一四九	一、五九
自家用	二七	一	一、一〇〇	五、五〇〇	一七、〇〇九	一、一五九、九〇〇	一、〇五七	三、四七六
計	四一	二	二、二〇〇	五、七〇〇	四六、五六五	三、三〇〇、九〇〇	一、一〇六	四、〇七五

第二 パルプ工業

樺太材木の利用に就いてはパルプ製造を得策となし大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場が創設せられたが恰も歐洲大戰に際會し、異常の發達を爲し現在は八工場あり、製産年額十數萬噸に及び所要資材三百萬石を要し、現在本邦パルプ資材の大半を供給するの状況にある。即ち (昭和三年)

パルプ 一五〇、四〇六噸
洋紙 二一、七五三噸
一九七、九二七噸

二二、三二六噸

第三 醸造業

樺太は冷寒の地なるを以て酒精飲料の需要は多いが當初は製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を充たせしが年と共に品質改良せられ一方人口の増加に伴ひ生産量も増加し現在醸造場五十余にして昭和三年中の(酒造年度)酒造高は約四萬四千にして此の價額四百十五萬一千余圓である。

第四 罐詰業

本島に於ける罐詰業(主に蟹罐詰)は明治四十二年以來事業勃興し大正六年度には工場數百十一、製産額三百三十七萬餘圓であつたが、蟹濫獲の結果次第に其の量を減じたから後大正九年蟹罐詰工場の合同を奨めた結果、工場數三八、製産額百四十五萬八千圓、昭和元年には工場數十八、製産額六十六萬三千余圓 昭和四年末には十七工場生産額百四十七萬九千圓となつてゐる。

第五 其の他の工業

一 澱粉製造

馬鈴薯を原料とする澱粉製造は大正七年には製造戸數二百八十八戸、製産額四萬四千四百餘圓を算し、大正十三年末には製造戸數は四百七十三戸に漸増したが製産額は七千二百十五圓に、更に昭和二年末には六百七十二戸、一萬五千圓に漸減した。之畢竟原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因るのであらう。

二 牛酪製造

牛酪製造に對しては奨励補助金を交付して居る。

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一概況

關東州の租借及南滿洲鐵道の繼承後着々此等を中心として近世的各種工業は其の背後に在る原料の豊富と相俟つて異常の進展を爲し且從來自給自足を目的とする家内工業の域を脱して機械的、大企業的な組織に改むるに至つた。即ち大連を中心として各地に散在する榨油工業、機械工業、醸造業、周水子のセメント、鞍山及本溪湖に於ける製鐵業、安東を中心とする製材業及木材加工業、奉天、鐵嶺、長春附近に於ける製粉及製糖業の勃興を見、又近年に至つて大連の硝子、撫順のガス、散炭タール蒸餾、安東の柞蠶、紡績、遼陽、金州、周水子の綿絲紡績等の諸工業又其の他の化學諸工業も年と共に發達し次で製造用、加工用の機械器具、鐵道用車輛及其の部分器、船舶等の製造も亦見るべきものがある。

其の他精米、煙草、製絲、燐寸、清涼飲料水、皮革、粉條子、煉瓦、土器製造等の諸工業も發達して居る。今此等工業の狀況を數字的に表せば次の通りである。(昭和三年)

地方別	工場數	生産額
關東州	六九〇	八九〇五、一千円
附屬地	三三八	六六、八〇〇
領事館管内	三三	三、六一二
合計	一、〇六一	一五九、四六四

更に工場の種類並主なる工産物に就いて略述すれば左の狀況である。(昭和四年)

種別	工場數	品名	價額
紡織工場	六六所	綿	八、九二三、千円
金屬工場	七四	織物	一、一五四
機械及器具工場	六五	麻袋	三、〇六三
化學工場	二二八	鐵	二、四四七
飲食物工場	一八三	煉瓦	九、七四三
雜工場	一四四	セメント	一、六九〇
特別工場	二五	瓦	四、三二七
合計	七八五	ト	二、一七三
		硝	一七、八二八
		油	四二、六九四
		粕	一、六五二
		品	一、七三〇
		料	一、四九六
		料	一、七九六
		造	一、八三三
		肥	八、六三二
		酒	四、九八五
		粉	四、四九六
		草	
		材	

【註】 以上掲げた工産品は昭和四年に於いて年額百萬圓以上に上つたもので千圓未満は切捨てゝある。

次に大連に於ける勞銀の十七種職業に於ける平均は日本人三圓三三錢、民國人一圓四〇錢であつて、又此の他一般自由勞働者の平均勞銀は左の通りである。

雜役夫 日人 最高 二・五〇
 華人 最低 一・〇〇
 苦力(華人) 〇・七〇
 〇・八〇
 〇・三〇
 〇・三〇

次に關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける電氣事業に就いて概説するに露治時代東清鐵道の附屬事業として大連に於て電氣事業が經營されて居たのを、明治三十七年五月我軍の占領によつて之を軍用及官衙用に供したが、戰後滿鐵が之を繼承して一般公衆に電燈電力の供給を開始した。爾來滿鐵は大連の外奉天、長春、安東、撫順、鞍山に於て電氣事業を經營して來たが、大正十年五月以來、大連、奉天、長春及安東に於ける事業を獨立せしめ、資本金二千五百萬圓の南滿洲電氣株式會社(昭和五年三月末の出力四〇、九七五キロ)により經營せしめ、撫順は炭礦、鞍山は製鐵所に於て別に經營せしめることとなつた。此外鐵道附屬地の各地に民營の電氣事業があるが其大部分は南滿洲電氣株式會社の經營又は投資に係る。又關東廳は旅順、金州、普蘭店、貔子窩に於て供給事業を官營してゐる。此等州内及附屬地の電氣事業は何れも火力を原動力としてゐるものである。

電氣事業概況 (昭和四年末)

官設	私設	事業數(發電所數)		發電力(キロワット)		電燈		電力	
		落成	未落成	落成	未落成	數	獨光數	電動機數	キロワット數
計	計	三	三	二、七〇〇	一、六〇〇	一〇〇	七〇、二五〇	四、五二〇	六、三五〇
元	五	三	三	八、七七一	一六、〇〇〇(増設)	一〇〇、二七五	七〇、二五〇	三、五五〇	四、五二〇

用途別電力

用途	電動機數	キロワット數
紡織工業	三〇〇	二、二一三・七
金屬工業	一一六	七、一六三
機械器具工業	四一五	四、五〇五・八
窯業	六八	九〇四・五
化學工業	三三九	五、二八〇・二五
食料嗜好品工業	八七二	七、八三〇・二五
乾溜工業	四〇	四八二・七
其他工業	三九一	四、三六六・九五
探礦精鍊業	一、二三〇	六、六二九・〇
農業	一八四	一、四七二・五
家庭用	一三四	一、八九七
其他	四〇二	四、〇六一・四一
計	四、五〇一	九八、二五三・〇六

投資狀況

資本金	二八、一〇〇、〇〇〇
拂込資本金	二二、三三二、五〇〇
固定資本	三七、〇四九、七七四
社債及借入金	四一〇、三八七
積立金	一、一六五、七二〇
利益金	一、七二三、〇四五

第二 各種工業

一 油房業

大豆搾油即ち脂油は民間人間には、日本人の醤油同様に如何なる料理にも必ずなくてはならないもので、その上塗料や燈火用に供する爲め、搾油業は古くから支那に發達して來た。かく大豆を搾つて得る豆油は斯うした地方的消費の外に外國への輸出が年額二百萬擔内外に達して居る。

搾油業の工場を油房と稱し古い歴史を有するのであるが、現時日本及歐米各國に輸出される豆粕は此の搾油業の副産物として現はれたもので最初は家畜の飼料と肥料に使用されるに過ぎなかつたものである。

搾油法は搾出式、油出式の二式があつて孰れも大豆に壓力を加へて油分を誘出するものであるが楔式、螺線式、水壓式に區別され、作業機械力を用ひるものを機器油房と云ふ。從來滿洲舊來の搾油方法は人力又は家畜を以て動力と爲し機械的作業に依ることが尠なかつたが邦人の斯業を經營するに及んで蒸氣力其の他の機械力を用ゆるに至り茲に搾油作業上一新生面を啓き爾後民國人の經營する油房に在つても漸次之に倣つて改良を加へ搾油機は舊式の楔式より螺線式に移り更に現今水壓式を使用する工場漸次増加しつゝある。

水壓式壓搾法は全然機械力を應用せるものであつて、之を螺線式に比し作業能力、收油量共に遙に優つて居り壓搾式は搾油法中最も進歩して居るものである。

かくて滿洲に於ける昭和四年末の油房數を見るのに關東州及滿鐵沿線各地を通じて其の總數四百六十五工場、其の年産額油粕約五千萬餘枚、豆油二億二千五百斤に達し、尙此の外撒粕三千萬斤を産し、之が主要地は大連、哈爾濱、營口、安東、開原等にして大連は總産額の五割を占め油房工業の中心地である。

二 纖維工業

綿絲布業

滿洲の棉花は漸次作付反別増加し、錦州及遼陽は其の主産地で漸年増加して居る。紡績工業も中國人經營の奉天紡紗廠、邦人經營の遼陽滿洲紡績株式會社、金州内外棉花株式會社工場及大連市外周水子福紡績株式會社分工場があつて以上四箇工場の總錘數十一萬三千四百八十四錘に達して居る。併し現在では尙棉花は南支及印度よりの輸入によるものが多いが漸次原棉の増産に依つて將來土産棉の利用を得ば頗る優越なる地位を占め、今後紡績業は次第に發展する事であらう。

柞蠶絲業

元來柞蠶絲の原料たる野蠶は滿洲到る處の山野に自然に産し、其の主要産地である奉天以南及安東及滿鐵附屬地沿線地方に於ける最近の生産額は四千六百五十四萬圓で、柞蠶絲は滿洲重要輸出品の一として輸出激増するに至つた。

而して現今滿洲に於ける代表的工場は安東の富士瓦斯紡績株式會社工場である。

製麻業

麻の産地は松花江流域を最多として、鴨綠江、渾河、太子河の流域地方で年産額四、五千萬斤である。其の製品は麻袋を主とし帆布、網、麻袋、口逢絲及玉卷等で之が製造は年産四百萬枚で、主として滿洲製麻株式會社及奉天製麻株式會社の二工場で製造して居るが、尙輸入麻袋は年額約二千萬枚に上つてゐる。

毛織物業

滿蒙牧羊總數は約五百萬頭で羊毛の年産額は六百萬斤以上と稱せられる。目下奉天に於ける日支合辦の滿蒙毛織株式會社によつて毛織物及毛絲を製造し、支那軍隊、滿鮮及日本内地の需要に應じて居る。

三 セメント及石灰製造業

滿洲殊に關東州附近にはセメントの原料である石灰及粘土が頗る豊富で且勞銀低廉なる爲め需要の増加と共に近時斯業の發達を見、先づ小野田セメント株式會社明治四十二年より作業を開始し大正九年工場の擴張と共に年額七十五萬樽の製造能力を有するに至つたが其の後一般財界の不況の爲め生産制限を實施し目下平均年産額六十萬樽程度である。

四 油脂工業

滿洲の豊富なる大豆油を原料として硬化油を製造する事業も次第に盛んになつて來て、大連油脂工業株式會社はグリセリン、大豆油、硬化オレイン、ステアリン及び石鹼脂等の製造を開始し多量の牛脂輸入國たる内地に之を輸出して、石鹼原料に供する爲努力中である。

五 製粉業

北滿地方は小麦の產出豊富で、露國軍隊及在留民の需要に應ぜしむるが爲め千九百年、哈爾濱に一製粉會社の設立を見たが爾來南北滿洲を通じ工場數六十有余年産額千五百萬袋となり、内南滿洲内に於ける工場は十三にして、就中模範大工場は滿洲製粉株式會社で、鐵嶺、長春、ハルビン、奉天、濟南地方に工場を有し一ヶ年の製粉能力は約六百萬袋である。

六 酒造業

水質が優良の酒産地方の水質に及ばざる爲、優良酒産出不可能であつて其の年産額は需要者の三割程度位である。

七 醬油製造業

滿洲は大豆、小麦及鹽に富み石炭亦廉價なると、近年漸く支那人が日本醬油を愛用するに至つた爲本業も漸年盛んになつて、年産額三萬石以上に達し、今後益發展する事と思はれる。

第五目 南洋群島

本群島に於ける工業としては「サイパン」島の製糖工業、之に附帶する酒精、糖耐製造及少量の清涼飲料製造等あるの外唯僅かに各島に於て行はるゝ手工業あるのみである。其の主なる工産物を擧ぐれば左の通りである。(昭和四年)

種類	數量	價額
砂糖	一六二、二七七担	三、二四九、一四六圓
酒精	四、四四二石	九七七、三五〇
酒類	一、六四五石	七二、〇三九
非酒精飲料	一	二、五三一
椰子	一四、五一六把	一三、五七一
椰子帽子		一、四九六個
葉織維編製品		一、四三四個
林投帽子		一、二七一個
葉編製品		三、八〇八個
其他		七二、七八三
計		四、四〇一、一八二

主なる工場は製糖、酒精、製氷及清涼飲料の四工場であつて此れに従事する従事員の數は二四〇人である。其の概況は左の通りである。

年次	工場數	資本金	職工	生産品價額	原動力
昭和二年	三	三、〇〇〇千圓	五一人	四、五九三千圓	七馬力
昭和三年	四	二、六〇七	一一一人	三、六三六	三
昭和四年	四	七、〇〇〇	二四〇	二、九一五	一五

次に製糖業に就て其の概況を略述すれば左の通りである。

南洋に於て糖業の相當認めらるるに至つたのは全く我國領有以後の事であつて、其の以前は甘蔗の栽培はあつても島民の生食用に供せらるるのみであつた。

領有後サイパン支廳管内は特に甘蔗の栽培に好適し、且つ製糖上の要素を具備すると認められたので極力斯業の奨励に努めた結果、蔗作面積の擴張と共に製糖工場の設立を見爾來舊式製糖場は改良製糖場に改革され、次いで大規模の新式製糖場の設立となり、現在(昭和四年)サイパン、テニアン兩島に夫々一ヶ處の新式製糖場があつて、その能力合計一千九百五十英噸である。

創業當時に於ては甘蔗耕作法の粗笨と病蟲害の被害に併せて製糖操作の缺陷等の爲、歩留は僅か三、六〇%で産糖高は四千八百八十五町歩、糖産高は二十一萬五千八百餘擔に上つて居る。併し他の糖業地の歩留一二—三%なるに比すれば猶相當の遜色がある。故に現在實行中の左記施設に依つて各方面より糖業の改善助長に力を注いで居る。

左に糖業に關する諸施設を擧げる。
糖業規則 大正十一年九月南洋廳令を以て發布されたものであつて、その要點は南洋に於ける糖業者の間の競争の弊を避け健全なる糖業の發達を圖る爲許可主義をとり、許可を受けたる製糖工場に對しては原料採取區域を指定し又蔗莖の賣買價格についても認可を要する事になつて居る。

砂糖に關する税制 南洋に於ては砂糖の消費税製糖業者の營業税を課せずにとり移出の場合に出港税を課する。尙昭和五年八月から糖蜜の移出に付ては一定の條件の下に免税せられることとなつた。

糖業獎勵規則 大正十一年十月發布されたもので蔗作、製糖業の各方面に亘つて奨励金、補助金を交附してゐる。

電氣事業 次に南洋群島に於ける電氣事業に就いて見るに南洋興發株式會社が自家用電氣工作物を設備してゐる外總て官設であるが規模小にして特記に値すべきものが無い。總て火力を原動力としてゐる。

電 燈 箇 數	燭 光 數	需 要 家 數
三、七七六	七七六一一	一、二二一

第三節 貿易

第一目 朝鮮

第一 關稅制度

日韓併合に際し帝國政府は爾後十ヶ年間從來の關稅据置を宣言し、之と共に朝鮮關稅令、朝鮮關稅定率令及朝鮮陸境關稅令等を制定して、右の宣言に抵觸せざる範圍内で數回に亘り輸移出税の撤廢、一部輸移入税の免除を行ひ産業貿易の發達を期した。而して大正九年八月右關稅据置期間の滿了に際して、内地と共同の關稅制度に由る根本方針の下で舊法を廢止し、内地現行の關稅法關稅定率法其の他を朝鮮に施行すると共に、當時朝鮮の民度及産業の狀態

に鑑み特殊の事情あるもの、即ち煙草、綿羊、馬、鹽、礦油、コークス、木材の七品に對し法律を以て特例税率を設定した。右の内煙草は專賣實施により、綿羊は大正十五年に共に廢止し、爾餘のものも其の後事情の變化に伴ひ特例設定の理由殆ど消滅したのみならず、之が存置の爲め却つて鮮内産業に悪影響を興ふるものがあるので、内鮮關稅統一の實現を期するため、鹽は昭和五年三月、木材は昭和七年三月迄過渡的措置を講じ、其の他は昭和四年三月限り全部之を撤廢し、關稅定率法の適用を受くるに至つた。

又大正九年の特例に依り、陸接國境の交通の實況に鑑み、陸接國境に於ける貨物の輸出又は輸入は朝鮮總督の指定する地點に於てのみ爲すべきこととせられた。尙大正二年滿鮮陸境特惠關稅協定の成立を見、滿鮮陸境(安東及間島)に於ける支那側の關稅はその三分の一を減ぜられてゐたが、昭和五年六月の日支關稅協定に依り此の特惠は廢止の已むなきに至つた。

既に内鮮關稅の統一を見たる以上、從來の移入稅は兩地間に於ける經濟交通の發達を促進し、産業の共同進歩に資するため内鮮相互に之を撤廢することとし、内地側は大正九年八月より之を實行したが、朝鮮側に於ては當時財政計畫上總督府歳入中重要な地位を占むる移入稅の撤廢を行ふ能はず、年々延期せられたが、大正十二年内鮮經濟共通の實現を促進するの急務なるを認め、同年四月より有稅移入品中財政上の理由より酒精、酒精含有飲料並に織物を除き、其の他一切の物品に對する移入稅の撤廢を斷行し、之と共に内鮮間の船舶貨物に對する制限は努めて之を緩和した。其の後昭和元年朝鮮稅制の改正に際し、織物中綿織物が民衆生活上の必需品にして、内地に於ては既に本品に對する消費稅の撤廢を實行したる點に鑑み民衆の負擔輕減の爲從來の稅率の三分の一を減じて從價五分とし昭和二年四月より實施したが、更に財政上の都合によりては成る可く速に之が撤廢を爲す方針である。

内地側は移入稅を撤廢したが朝鮮に於ては之を撤廢し得なかつたのみならず、相互に消費稅制度を異にする爲内地と異つた稅率を適用する輸入貨物の内地移動に對しては出港稅を徵收して、内地、朝鮮間に於ける消費稅及關稅の調節を圖つた。

第二 貿易概況

併合前に在つては、總額五千萬圓内外に過ぎなかつた貿易は、併合以來産業、金融、交通等經濟機關の發達と相俟つて漸次面目を改め殊に歐洲大戰の影響を受け、内地、支那及露領等に於ける物資の需要旺盛となつたばかりでなく、製造工業勃興の機運を促進し、輸移出に於て農産品、水産品、鑛産品の増進は勿論、新に工産品を加へる様になり貿易額に於て比年著しい膨脹を示し、輸移入に於ても富力の増進、民度の向上に伴ひ、食料品、衣料品、其他日用品等が逐次増加し歐洲大戰の勃發當初一時不振に陥つたが、其後輸移出貿易の活躍と内地資本の流入に基く事業界の進展とに因り、原料品の輸移入も長足の進歩を見るに至つた。而して大戰以來、輸移出入貿易品價額の急激に膨大したのは物價の騰貴が其一因であるが、大勢は一般經濟界の實質的進展に伴つて居るものであつて、輒近に於て物價の漸次下落したにも拘らず、貿易の伸長停止する所を知らぬのである。今此の趨勢を示せば左の通りである。

貿易額累年比較表 (單位千圓)

年次	輸移出	各年ノ指數	輸移入	各年ノ指數	合計	各年ノ指數	出超又ハ入超(△)
明治四十三年	一九、九三	100	三九、七六	100	五九、六六	100	△ 一九八六八
大正元年	二〇、八五	106	四二、二五	106	六三、一〇	107	△ 四六、二五

對內地及外國貿易額別年比較 (單位圓)

年	對內地	對外國	出入超過
同三年	101,511	6,377,456	1,051,259
同五年	301,359	3,844,717	58,820
同七年	212,333	3,033,251	1,755,929
同九年	186,000	2,846,812	1,948,812
同十一年	235,000	2,599,771	1,914,771
同十三年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和元年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和三年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和四年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和五年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和六年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和七年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和八年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和九年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十一年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十二年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十三年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十四年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十五年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十六年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十七年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十八年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和十九年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十一年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十二年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十三年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十四年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十五年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十六年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十七年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十八年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和二十九年	261,900	2,421,499	1,759,599
昭和三十年	261,900	2,421,499	1,759,599

對內地及外國貿易額別二年比較 (單位圓)

國別	昭和四年	昭和三年	增減(△)	昭和四年	昭和三年	增減(△)
內支地	301,359	212,333	89,026	301,359	212,333	89,026
支那	261,900	186,000	75,900	261,900	186,000	75,900
英領印度	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
英領海峽殖民地	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
佛領印度支那	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
露領亞細亞	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
英領吉利	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
獨逸	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
北米合衆國	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
其他諸國	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0
合計	261,900	261,900	0	261,900	261,900	0

對內地及外國貿易額累年對照 (單位圓)

年次	對內地	對外國	出入超過
明治四十三年	101,511	6,377,456	1,051,259
大正九年	301,359	3,844,717	58,820
大正十年	212,333	3,033,251	1,755,929
大正十一年	186,000	2,846,812	1,948,812
大正十二年	235,000	2,599,771	1,914,771
大正十三年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正十四年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正十五年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正十六年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正十七年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正十八年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正十九年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十一年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十二年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十三年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十四年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十五年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十六年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十七年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十八年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正二十九年	261,900	2,421,499	1,759,599
大正三十年	261,900	2,421,499	1,759,599

年	輸出	輸入	差	輸出	輸入	差
大正十一年	一、九七、九四、七六三	一、〇二、四七、〇三〇	七、六六、七三三	一、七、四九、六六二	九、七九、七七一	七、八、〇〇、八二〇
大正十二年	二、〇一、二六、四七三	一、七、五三、三〇〇	七、三、八〇、〇七三	一、〇、四〇、三〇五	九、八、三、七三〇	七、七、三、〇七三
大正十三年	三、〇六、六〇、〇三三	二、一、八七、〇三〇	九、〇八、五七〇	三、三、七九、〇八一	九、七、七六、三〇〇	七、五、〇二、七〇一
大正十四年	三、七、二八、七六六	二、三、四、六三、六四〇	八、二、六五、〇二六	二、四、一、四一、八一七	一、〇、五、三、八、六六七	八、一、〇、〇一、一五〇
昭和元年	三、八、一五、七四五	二、四、八、三三、八〇〇	八、九、九八、八九五	二、四、七、九〇、五五五	一、二、三、九、三、九三三	九、九、一、五、四、六二八
昭和二年	三、〇、七九、二二四	二、九、九、三三、八三〇	六、一、三三、三九四	二、八、一、三三、五八八	一、二、三、九、三、九三三	八、五、八、〇、九、五五五
昭和三年	三、三、八、九、三三七	二、九、五、八、九三〇	三、三、九、〇〇七	三、三、一、四九、一八七	一、二、三、九、三、九三三	八、五、八、〇、九、五五五
昭和四年	三、〇、八、七、〇三三	三、五、三、三、八四二	五、四、四、六、八一八	三、五、三、三、八四二	一、〇、七、七、七、〇三三	七、一、九、九、四、六七三

昭和四年の對外貿易輸出入總額一億四千三百五十四萬餘圓を十年前の大正九年に於ける總額一億三千三百八十一萬四千餘圓に比較すると、九百七十二萬六千餘圓即七分四厘の増進にして十年間に於ける此の増進は敢て異數とするに足らないが、大正九年は恰も歐洲大戰後の恐慌に際會せしに拘らず、輸出は滿洲方面の需要尙旺盛に保持し、輸入は前年に於ける鮮米の凶作に粟、雜穀の入荷空前の盛況を告げし爲過去の最高記録であつた。而して翌十年は財界の不況並に物價の下落等に基き貿易不況の極度を示したが、爾來經濟界は尙幾多の波瀾ありしにも拘らず、對外貿易は徐々健實に恢復し昭和元年に至りては已に大正九年の壘を抜き、爾後逐年相當の伸暢力を示し増進の狀態を示して居る。輸入品中石油（燈油及輕油）、揮發油等の礦油、石炭、麻布、雜穀類等は尙外國産品の勢力侮り難きも、全製品は年々内地産品の移入擡頭に依り近年幾分減少の趨勢を示して居る。而して昭和四年に於て、石油、揮發油の輸入は同年三月末特例關稅廢止を見越して一時的に激増し、内地品の移入額も稍々増加せしも、石油に於ては、内地産品の朝

鮮市場に於ける發展未だ十分ならざる憾あるも、揮發油に於ては外國油は著しく内地油に牽制せられ居り、結局礦油全體としては漸次内地品の移入増加し兩者殆んど勢力伯仲の狀態を示した。支那麻布の朝鮮輸入は可成古い時代より旺んに行はれ來つたもので、現在でも殆んど上海方面より供給されて居る。元來支那産品の崇拜觀念が著しかつた事と一面支那麻布が鮮人間の嗜好に合致して居た事は、相當根強い消費高を告げて居た一原因とも目されるが、何分朝鮮麻布は原料に乏しかつたのと、生産原價高く、而も製織技術の劣つて居ることも、支那麻布輸入の一原因である。四年度に於ては、財界不況、購買力の減少等に因り前年に比し稍々輸入減少を來したが、朝鮮に於て、原料の耕作を奨勵し、朝鮮麻布の改良を圖り、一面紡績麻布の生産を圖りせめて自給自足の域に達せしめ、年々莫大の輸入を仰ぎつゝある支那麻布を防禦するは朝鮮の産業國策上最も重要事項であらう。尙輸入品の大宗たる滿洲粟は一般財界の不況に加へ、前秋農産の不作と、南鮮地方の旱害の影響を受け、購買力激減し、米價軟弱に輸入採算引合はず、需要振はず、輸入減少を來した。蓋し朝鮮に於ては、昔日に比し其の文化程度の進歩見る可きものもあるも、未だ一般大多數人口は其の民度低く、農家經濟に於ても自家に生産せる米は此れを賣却し、他方比較的低廉なる外米若くは臺灣米、内地の中古拂下米又は其の嗜好に適する粟を常食とするを以て、其の消費量多額に達し到底鮮内の生産額を以てしては其の需要を充たし得ざる事情に因り、粟は依然として大量に輸入せらるゝのである。又木材は安東側着筏著しく減少せると、鮮内需要不振及特例關稅廢止等に依り輸入減退し、他方、此の結果に因る内地産木材の移入増加を見ず、其他内地向の輸入品たる柞蠶糸も機業地の取引思はしからず、專賣用品たる葉煙草も共に輸入減少したる等、一般に輸出入貿易に於て前年に比し約六百七十六萬餘圓の減少を示した。

尙最近十年間に於ける内鮮貿易の趨勢を見るに、大正九年に於ては移出一億六千九百三十八萬餘圓、移入一億四千三

輸移入重要品三年對照

品名	單位	數			價			格 (單位圓)		
		昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
米及穀	石	六八八、三三四	五八、六三三	八九、五九六	一四、三〇二、九三四	九、七四四、四九九	一九、二六、四四四	六、四九、九三三	一、九二六、四四四	
粟	石	一、六三三、七三二	一、九三三、四八六	二、五九九、七五五	三〇、八六五、八三三	三、四八八、五三三	三、六九、七七七	三、六九、七七七	三、六九、七七七	
大豆	斤	六、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇八九	一、六八、四四五	二、九七〇、三三〇	三、三九九、三三四	一、八七、七九九	一、八七、七九九	一、八七、七九九	
小麥	斤	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	六、九二一、四六六	六、八七三、八三三	六、八七三、八三三	六、八七三、八三三	六、八七三、八三三	
砂糖	斤	八、〇〇〇、〇〇〇	七、九三三、〇五二	六、八七三、八三三	九、二九二、二九九	八、七〇一、二九九	八、七〇一、二九九	八、七〇一、二九九	八、七〇一、二九九	
清酒	升	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、五七七、九二〇	一、五七七、九二〇	一、五七七、九二〇	一、五七七、九二〇	一、五七七、九二〇	
麥酒	升	五、八〇〇、〇〇〇	五、三三〇、二六六	四、五七七、九二〇	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	
煙草	斤	五、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	二、三三〇、二六六	
葉煙	斤	一、三三〇、二六六	七、九三三、〇五二	二、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	
燈油	瓦	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	
安全火柴	打	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	
小箱入綿	打	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	
線綿及打綿	打	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	三、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	一、三三〇、二六六	

棉織糸	斤	七、九七、三三七	七、九七、三三七	七、九七、三三七	六、七、八、七四三	七、一六六、七二二	六、四九、九三三
柞蠶生糸	斤	一、八八、四五五	一、九六六、四八二	一、六四三、五五五	九、二七七、五二九	一一、〇六六、四六六	一一、〇六六、四六六
生巾生細布及晒シ巾細布及晒シ巾細布	方碼	五、一三三、五七五	六、六六六、〇〇〇	七、三三三、〇〇〇	一一、八七九、三九九	五、四三三、七五五	七、三三三、七五五
白木綿	斤	二、一六九、八八二	二、九〇、二二〇	一、〇五三、三六六	一、八六九、四三三	一、九二二、九九	一、九二二、九九
ジーンズ及支那麻布	斤	二、七六九、〇五五	三、三三三、三三三	三、〇〇〇、〇〇〇	五、一一二、二二二	六、九九、九九	五、七七〇、〇〇〇
支那麻布	斤	二、一五五、三三四	一、三六九、二四九	一、三三三、三三三	五、四八八、一五五	五、七七〇、〇〇〇	五、七七〇、〇〇〇
毛織物	斤	四、二〇〇、二九九	三、八〇七、三三三	三、三三三、三三三	五、九九九、四四四	五、六六六、六六六	五、一八八、七三三
絹織物	斤	五、七九九、二九九	二、七三六、一〇〇	七、二二二、二九九	三、八九九、六六六	一、三三〇、二六六	九、二九九、三三三
護謄紙	斤	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	四、二九九、二九九	四、二九九、二九九	五、七七三、五七七
紙類	斤	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	七、六六六、七三三	八、三三三、〇〇〇	七、二六七、九九
セメント	百斤	一、三三三、三三三	二、三三三、三三三	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	四、三三三、三三三	二、三三三、三三三
石炭	噸	八、八八、二八五	八、八八、二八五	九、九九、五五五	一〇、三三三、三三三	一〇、三三三、三三三	一〇、三三三、三三三
陶磁器	斤	七、七五、五五五	六、六六、六六六	五、五五、五五五	六、六六六、六六六	五、五五五、五五五	四、四四四、四四四
鐵條竿及板	斤	五、七五、五五五	二、五七、八〇〇	二、五七、八〇〇	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	三、三三三、三三三
鐵電線	斤	一、九八七、六〇三	一、八八四、七七七	一、六六六、六六六	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	二、二二二、二二二
鐵筒及管	斤	三、三三三、三三三	三、〇〇〇、〇〇〇	二、七七七、七七七	八、六六六、六六六	三、三三三、三三三	一、三三三、三三三

機 械 類	木 材	肥 料	其 他 諸 品	輸 移 入 合 計	昭和四年		昭和三年		昭和二年	
					噸	千噸	噸	千噸	噸	千噸
					4,400,328		3,752,294		3,349,533	16,664,014
										16,000,468
										10,853,346
										19,482,657
										16,106,447
										16,868,833
										16,014,000

貿易船舶出入港三年對照

種 類	年 次	昭和四年		昭和三年		昭和二年	
		隻	噸	隻	噸	隻	噸
外國貿易船	汽船	927	92,570	901	90,180	725	66,355
外國貿易船	帆船	2,306	1,353,333	2,377	1,279,155	1,018	1,093,333
內地貿易船	汽船	8,622	103,133	5,333	76,949	3,553	66,355
內地貿易船	帆船	1,353	103,133	833	76,949	1,288	1,288,111
外國貿易船	汽船	927	92,570	901	90,180	725	66,355
外國貿易船	帆船	2,306	1,353,333	2,377	1,279,155	1,018	1,093,333
內地貿易船	汽船	8,622	103,133	5,333	76,949	3,553	66,355
內地貿易船	帆船	1,353	103,133	833	76,949	1,288	1,288,111

出港船舶

種 類	年 次	昭和四年		昭和三年		昭和二年	
		隻	噸	隻	噸	隻	噸
內地貿易船	汽船	927	92,570	855	85,555	559	55,944
內地貿易船	帆船	685	85,555	833	76,949	1,288	1,288,111
內地貿易船	汽船	855	85,555	833	76,949	559	55,944
內地貿易船	帆船	685	85,555	833	76,949	1,288	1,288,111

備考 貿易船舶の大部分は日本船にして主として内地朝鮮間の貿易に従ひ外國船舶は極めて僅少にして其の大部分は支那戎克とす。

港別貿易

朝鮮の開港は仁川、釜山、新義州、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、龍岩浦の十一港であるが京城、大邱、平壤には税關支署を置き開港及陸接國境地方より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ又陸接國境地方には、税關支署又は出張所ありて主として輸出入貨物を取扱ひ更に大正十二年四月移入税の大部分撤廢せらるゝと共に一部移入税の殘存貨物其他の移出入手續の爲に税關出張所を置く。而して其各地の貿易額は釜山、仁川が首位を占め、前者は内鮮間貿易の樞要となり、後者は支那其他歐米諸外國貿易の中心をなしてゐる。

港別貿易額表 (單位千圓)

港 別	昭和四年		昭和三年		昭和四年		昭和三年	
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
仁川	5,100	1,790	4,500	1,953	4,267	5,275	6,360	6,877
京城	4,500	1,790	4,500	1,953	4,267	5,275	6,360	6,877
群山	900	2,900	800	2,900	800	2,900	800	2,900
元山	3,500	6,700	3,500	6,700	3,500	6,700	3,500	6,700
城津	200	6,700	200	6,700	200	6,700	200	6,700

年次	總額	指數	移出	移入	移出超過移入超過
大正元年	六二、八八七	一〇〇	六二、六三七	一二五、五二四	四〇二
同五年	一一二、三四八	一八〇	六五、一一二	一七七、三七〇	五六八
同十二年	一九八、五九五	二〇〇	一一〇、一二九	三〇八、七二四	九八八
同十三年	二五三、六七四	二二〇	一三三、〇二六	三八六、七〇〇	一、二三八
同十四年	二六三、二一五	二二五	一八六、三九五	四四九、六一〇	一、四三九
昭和元年	二五一、四二五	二一五	一八三、四一二	四三四、八三八	一、三九二
同二年	二四六、六七六	二一〇	一八六、九四八	四三三、六二五	一、三八八
同三年	二四八、四一七	二〇五	一九〇、六五四	四三九、〇七一	一、四〇六
同四年	二七一、八九三	一九〇	二〇四、九一一	四七六、八〇四	一、五二六

內地貿易表

年次	總額	指數	移出	移入	移出超過移入超過
大正元年	九一、一五七	一〇〇	四七、八三一	四三、三二五	四、五〇六
同二年	八三、二八二	九一	四〇、四四七	四二、八三六	二、三八九
同三年	八五、六三七	九四	四五、七三八	三九、八九九	五、八四〇
同四年	一〇〇、八二一	一一一	六〇、一九三	四〇、六二八	一九、五六五
同五年	一三〇、二八七	一四三	八〇、六九五	四九、五九二	三二、一〇四
同六年	一七三、三七六	一九〇	一〇五、五八八	六七、七八八	三七、八〇〇

年次	總額	指數	移出	移入	移出超過移入超過
同七年	一七六、六二七	一九四	一〇五、九六二	七〇、六六五	三五、二九七
同八年	二二二、七八一	二五五	一四二、二〇八	九〇、五七二	五一、六三六
同九年	二九三、一六二	三三二	一八一、〇九二	一一二、〇七〇	六九、〇二一
同十年	二二二、四一八	二四四	一一八、八九七	九三、五二一	三五、三七六
同十一年	二〇九、四七五	二三〇	一一七、三〇一	八二、一七三	四五、一一八
同十二年	二四〇、四六〇	二六四	一六九、四四二	七一、〇一八	九八、四二四
同十三年	二九七、七〇〇	三二七	二一一、〇九八	八六、六〇二	一一四、四九六
同十四年	三四五、一五五	三七九	二一五、二四九	一二九、九〇六	八五、三四三
昭和元年	三二二、五一五	三五五	二〇二、一一〇	一一一、四〇五	八〇、七〇五
同二年	三二二、一八七	三五五	二〇二、〇七九	一一一、一〇八	八〇、九七一
同三年	三四六、八四〇	三八〇	二一四、五二一	一三二、三一八	八二、二〇三
同四年	三七九、〇七五	四一五	二三八、七〇五	一四〇、三七〇	九八、三三六

外國貿易表

年次	總額	指數	移出	移入	移出超過移入超過
大正元年	三四、二六七	一〇〇	一四、九六〇	一九、三〇七	四、三四七
同五年	四七、〇八三	一三七	三一、六五二	一五、四三〇	(△) 一六、二二二
同八年	九九、七五五	二九一	三五、六二二	六四、一三三	二八、五一〇

種別	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
植物及動物(生活力ヲ有スルモノ)	六三、九七五	六七、四八五	六八、二六四	八九、〇〇〇	一〇四、四五五	一一一、三二三	一一〇、四三八	九二、二三一	九七、七二八
穀物及粉類及種子	一八七	一九七	一九九	二六〇	三〇五	三二五	三二二	二六九	二八五
飲食物及煙草	二二、五四二	三〇、五六三	二九、一五二	四二、五七六	四七、九六六	四九、三一五	四四、五九八	三三、八九五	三三、一八八
皮毛、骨角、齒牙、甲殼類及其ノ製品	四〇、四三三	三六、九二二	三九、一一一	四六、四二四	五六、四八九	六二、〇〇八	六五、八四〇	五八、三三五	六四、五四一
油、脂蠟及其ノ製品	一六、八九二	六、三五八	九、九五九	三、八四八	八、五二三	一一、六九二	一一、二四三	二四、四四〇	三一、三五二
藥材、化學藥、製藥其ノ調合品及爆發藥									
染料、顔料、塗料及填充料									
絲織、繩索及同材料									
布帛及布帛製品	三二、五四二	三〇、五六三	二九、一五二	四二、五七六	四七、九六六	四九、三一五	四四、五九八	三三、八九五	三三、一八八
製紙用パルプ、紙、紙製品	四〇、四三三	三六、九二二	三九、一一一	四六、四二四	五六、四八九	六二、〇〇八	六五、八四〇	五八、三三五	六四、五四一
書籍及繪畫									
陶磁器、硝子、硝子製品									
鐘及金屬									
金、銀、銅、鐵、錫、鉛、鋅、鎳、鉻、鉬、鎳、鉭、鈾、車輪									
時計、學術器、銃砲、車輛									
船舶及機械類									
雜品									
合計	三二、一八〇	三三、〇三九	三三、〇三九	三三、〇三九	三三、〇三九	三三、〇三九	三三、〇三九	三三、〇三九	三三、〇三九

種別	移出入概況 (昭和四年)
植物及動物(生活力ヲ有スルモノ)	移出 二二二 移入 七六四
穀物及粉類及種子	移出 四九、四五八 移入 五、五一一
飲食物及煙草	移出 一六二、〇三五 移入 二九、八六〇
皮毛、骨角、齒牙、甲殼類及其ノ製品	移出 四六九 移入 四六六
油、脂蠟及其ノ製品	移出 三七四 移入 五、九八四
藥材、化學藥、製藥其ノ調合品及爆發藥	移出 九、二九〇 移入 六、二六六
染料、顔料、塗料及填充料	移出 七一 移入 一、二五九
絲織、繩索及同材料	移出 五九三 移入 二、九七二
布帛及布帛製品	移出 四一七 移入 二一、五九八
製紙用パルプ、紙、紙製品	移出 六、二六八 移入 五、〇六一
書籍及繪畫	移出 二七六 移入 五、三八四
陶磁器、硝子、硝子製品	移出 四〇五 移入 二、二六八
鐘及金屬	移出 三四 移入 二、六三一
金、銀、銅、鐵、錫、鉛、鋅、鎳、鉻、鉬、鎳、鉭、鈾、車輪	移出 四、一四五 移入 一〇、七四二
時計、學術器、銃砲、車輛	移出 二 移入 六、一一六
船舶及機械類	移出 三、一八〇 移入 一一、九三一
雜品	移出 三、一八〇 移入 二一、〇二七
合計	移出 三三、〇三九 移入 一三九、八七〇

輸出入概況 (昭和四年)

種別	輸出 (千円)	輸入 (千円)
植物及動物(生活力ヲ有スルモノ)	一七	七九
穀物及粉類及種子	二二	七九
飲食物及煙草	一六、〇三八	一七、二六六
皮毛、骨角、齒牙、甲殼類及其ノ製品	二六九	二、二二五
油、脂蠟及其ノ製品	一六七	九〇
藥材、化學藥、製藥其ノ調合品及爆發藥	四、八一九	三、四一一
染料、顔料、塗料及填充料	五五	二、七〇二
絲織、繩索及同材料	二六四	一、三三九
布帛及布帛製品	五、一七五	一、〇六八
製紙用パルプ、紙、紙製品	二二	二二
書籍及繪畫	三、八五七	三、八五七
陶磁器、硝子、硝子製品	三〇〇	三〇〇
鐘及金屬	四三	四三
金、銀、銅、鐵、錫、鉛、鋅、鎳、鉻、鉬、鎳、鉭、鈾、車輪	二一六	二一六
時計、學術器、銃砲、車輛	三〇九	三〇九
船舶及機械類	七〇五	七〇五
雜品	九〇	九〇
小包郵便物	一	一
旅客携帶品(課税サレタル)	一	一
收容貨物	一	一
合計	三二、七〇四	六四、五三九

尙臺灣貿易を對手國別に觀るに外國貿易は大體に於て輸入超過を示して居る。而して對手國中民國は累年主要の地位に在る。即ち輸出貿易總額に對する其の割合は少きも二割九分多きは六割を占め、輸入貿易に於ては三割四分乃至五割七分を占めてゐる。

即ち今昭和四年の外國貿易に就て觀ると貿易總額九千七百七十萬圓内輸出額は三千三百二十萬圓であつて、就中民國の一千七百六十萬圓最も多く總額の五割三分に當り、北米合衆國の六百三十萬圓、蘭領印度の四百二十萬圓、香港の四百萬圓等順次に亞ぐ狀況である。輸入額六千四百五十萬圓中第一位を占めるのは民國の二千九百五十萬圓であつて、總額の四割五分に當り英領印度の九百四十萬圓、獨乙の六百六十萬圓英吉利の三百九十萬圓、關東州の二百二十

萬圓等順次之に亞く。

輸 出

區 別	昭和四年	同 三年	同 二年	同 元年	大正十四年
關 東 州	一、一六六 <small>千圓</small>	七九五 <small>千圓</small>	九〇八 <small>千圓</small>	一、二六二 <small>千圓</small>	一、一八八 <small>千圓</small>
中 華 民 國	一七、六九〇	一五、三〇一	二四、七九一	二九、七六〇	二六、三四七
香 港	四、一六六	五、〇七六	六、〇八三	四、四五八	五、〇四四
關 領 印 度	四、二九六	四、二三二	三、七八八	四、〇二二	四、〇〇五
暹 羅	二四	四二	三七一	八七四	九九六
英領印度海峽植民地英領 ボルネオ	三一	一六	六四六	五七九	五一三
比 律 賓 諸 島	八五	三〇八	四九六	三七五	四六三
佛 蘭 西	二二九	三八三	三四七	二三四	六五九
獨 逸	一一	五八	一七七	一三三	一三四
英 吉 利 逸	一、〇二七	一、一四一	一、一八〇	九六六	一、一〇二
北 米 合 衆 國	四、〇六八	六、三三五	五六〇二	六、二四一	七、〇四〇
其 他	四九四	一〇九	二〇九	四一〇	四七五
計	三三、一八八	三三、八九六	四四、五九八	四九、三一五	四七、九六六

輸 入

區 別	昭和四年	同 三年	同 二年	同 元年	大正十四年
關 東 州	二、二三八 <small>千圓</small>	二、一三七 <small>千圓</small>	四、五三一 <small>千圓</small>	二、〇三三 <small>千圓</small>	二、一〇五 <small>千圓</small>
中 華 民 國	二九、五七七	二七、〇八五	二二、九二八	二七、二一七	三〇、五七二
佛 領 印 度 支 那	二、八六一	一、六〇四	九二六	六八九	二二九九
關 領 印 度	一、五四一	二、〇七八	二、八八四	四、一一〇	三、四四八
暹 羅	一、〇〇〇	一、四五八	二、五五八	一、七二六	七二七
英領印度海峽植民地英領 ボルネオ	九、四二二	五、〇〇〇	一五、一六五	一〇、五七三	三、八五三
波 太 刺 利	二〇〇	三七五	四九九	四二九	二三八
獨 逸	七四三	二一	四七八	八〇五	五〇六
英 吉 利 逸	一、〇八四	四五二	四八一	六八七	二、二一四
北 米 合 衆 國	六、六四四	九、七二六	六、八〇三	五、五九六	一、七二二
英 領 印 度	三、九三八	三、二五一	三、〇七四	二、七〇五	五、三七二
其 他	三、九〇一	四、一〇五	二、六九六	二、一〇二	二、二一八
計	六四、五四一	五八、三三六	六五、八四〇	六二、〇〇八	五六、四八九

尙此等貿易を港別に見るに昭和四年に於ける臺灣輸出入貿易總額四億七千六百萬圓中基隆は二億四千萬圓で第一位を占めて總額の五割に當り、高雄の二億三百萬圓之に亞て四割二分を占め外に安平の一千三百萬圓、淡水の四百萬圓

等の順序である。

第三目 樺太

第一 關稅制度

樺太に於ける關稅制度に就ては明治四十二年勅令第二十三號を以て關稅法、關稅定率法を施行し直接大藏省の管轄に屬し函館稅關の支所が大泊、眞岡に在つて稅關事務を掌る。

第二 貿易概況

次に樺太の貿易概況を見るに樺太生活必需品の大部分は北海道及府縣から移入し是等各地方に對しては魚類、木材、バルブ等移出しつつある。

其の商取引は逐年隆盛に赴き昭和四年に於ては移入額四千六百六十四萬餘圓、移出額は五千六百三十八萬餘圓に達し、その概況は左の通りである。

年次	總額	移出	移入	移出超過 (△)移入超過
大正八年	五、一三八三、九九五 ^四	二八、六四一、三七七 ^四	二二、四五二、二〇五 ^四	六、一八九〇七 ^二
同 十一年	四三、七七四、〇八五	一六、二五二、〇四五	二六、九四六、一六六	△二〇、六九四、二一一
昭和元年	一〇七、七三九、八二八	五一、四一三、六七二	五五、三三六、六三〇	△三、九二二、九五八
同 二年	九九、二五六、四四五	五三、〇四九、二四二	四五、四五二、〇六八	七、五九七、一七四
同 三年	一〇六、七三九、六三二	五五、八三八、七〇六	四九、九六三、二一六	五、八七五、四九〇
同 四年	一四三、〇三四、六三一	五六、三八八、七五二	四六、六四五、八七九	九、七四二、八七三

昭和三年に於ける移出入品の主なるものは左の通りである。

移出 バルブ、木材、製紙、雜貨、餛、鱒、鱒、魚粕、魚油、昆布等。

移入 米、綿布類、雜貨、石炭、石油、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、醬油、味噌等

次に外國貿易に就て略述するに本島の開港は現在大泊、眞岡の二港であつて、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見た。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、露領東部亞細亞に限られたが、大正八年以降朝鮮貿易は杜絶し、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙、埃及をも加へた。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算した。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五百九圓に過ぎない。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、計九十二萬四千五百五十三圓を示す、越えて大正十一年二月眞岡港の開港を見たも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額百三十六萬圓を超え實に領有以來の首位を占めた。昭和元年には輸入超過九十八萬四千三百二圓、昭和二年には輸出入總額七十萬五千餘圓、昭和三年には貿易總額九十三萬八千圓で、其中輸入超過五十三萬九千二百九十四圓となり漸次幾分の好況を呈するに至つた。今最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の通りである。

區別	露西亞		支那		關東州		其他の外國		合計		超過
	北樺太 沿海州 勸業加	天 津 秦皇 島	天 津 秦皇 島	支那	關東州	關東州	英 米 獨 逸 及 其 他	英 米 獨 逸 及 其 他	輸出	輸入	
大正十三年	二五、八四四	一八、九七	一八、九七	一八、九七	一、九九五	一、九九五			四四、〇九五	五五、七三	元七、七〇四
大正十四年	二九、八六三	六、九七	七、〇〇〇	一五、八六〇					一、三三、二七	三三、三九	一、二九、七七八
昭和元年	三三、四五一	五、七九	七、〇〇〇	一五、八六〇					九六、九四	二、六三	九四、三〇三
昭和二年	二〇、二五	八、七五	八、七五	三三、一三九					七、八、七三	二、六三	七〇、一〇三
昭和三年	一、五九九	一、五五	一、五五	二五、一三五					七、八、五〇	一九、二〇八	五五、九、二九四
昭和四年	五、六二	三、三三	三、三三	二〇、八七〇					七、九、二五	一、三三、四七	六〇、一、二二

最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば左の通りである。

- 輸 出** 木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及粳、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲繩索、靴提囊、旅櫃及佩衣類、絹綿織物、車輛及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麥粉、陶磁器及硝子製品、鑛油其他油脂臘、石油、木炭、足袋、化學藥及配合品、履物、燐寸、麻網
- 輸 入** 機械類、石炭、燕麥、牛、馬、鹽、鹽鱈、鹽鮭、筋子、米及粳、粟、バイファー及シター、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麥粉、農具及工匠具、其他鐵製品、衣類、金地金、魚粕、鳥獸肉、魚介蟹罐詰、鐵材、綠豆、學術品及部分品、セルロイド製品等

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 關稅制度

關東州の關稅制度は内地及他の所管地域と全く其の趣を異にし、所謂自由地帯として同州内に輸入せられる物品には一切關稅を賦課せざる制度となつて居る。只大連には支那の海關が設けられ關東州を通して民國に輸出入せられる物品は左記の通り便宜大連で課徵せられる取極となつて居る。

イ 關東州對中華民國

- 關東州對民國の關稅に關しては大連海關設置に關する協定（明治四〇、五、三〇調印）竝に大連稅關假規則（明治四〇、六、府令第三八號）に依る。その主要規定を摘記すれば左の通りである。
- (一) 海路大連に輸入し關東州内で消費する貨物には課稅しない。（協定第五條）
 - (二) 陸路民國内地より移入し關東州内で消費する貨物に付ては課稅しない。（協定第六條前段）

- (三) 關東州の生産物又はこれを以て、若は外國より輸入した原料で製造した貨物を輸出するときは課税しない。(協定第六條、規則第五條)
- (四) 海路大連に輸入し陸路關東州境界を越へて支那内地に移入する外國貨物には輸入税を課する。(協定第五條規則第一條の一)
- (五) 關東州内の生産物又はこれを以て製造した貨物を陸路支那内地に移送するときは輸入税を課する。(協定第五條、規則第二條の一)
- (六) 陸路民國内地より移入した支那貨物を大連より輸出するときは輸出税を課する。(協定第六條、規則第四條)
- (七) 陸路民國内地より移入した原料で製造した貨物を輸出するときは輸出者の選擇に依つて原料又は製品に對して輸出税を課する。(協定第六條、規則第六條)
- (八) 支那の通商港から海路大連に輸入した支那貨物を民國内地に移送するときは現行條約に従つて課税する。(協定第七條、規則第二條)
- (九) 陸路民國内地より移入した貨物を支那通商港に輸出するときは輸出税を課し到着港で沿岸貿易税を課する。(協定第八條)

□ 關東州對日本内地

關東州は他の所管地域と異り外國貿易上全く外國と看做され、その生産物を日本内地に輸入すると輸きは入税を課せられるべきものであるが(明治三十九年九月勅令第二六二號)關東州に於ける生産工業の發達の助成及本邦に於ける工業原料の不足を補充する目的を以て關東州に於て生産する特殊の物品に對しては本邦に於て輸入税を減免する

特惠關稅制度が設けられてゐる。

關東州生産品の内地輸入税輕減の嚆矢は明治三十九年九月勅令第二六二號であつて「關東州の生産に係る物品の輸入税率は協定税率に依る。但し關稅定率法に定むる税率が協定税率より低いときは此の限りでない。」と定め(第一條)、次で同年十一月勅令第三〇四號(大正十二年五月勅令二三七號で改正)に依つて「支那國の生産に係る鉄鐵、水銀、毛織物、毛綿交織物及綿織物の輸入税率は協定税率に依る。但し關稅定率法に定むる税率が協定税率より低いときは此の限りでない(第一項)と定められた。

右の兩令で關東州を始め支那生産品に對しては内地輸入税の輕減を計つた。更に大正十四年六月法律第五十一號を以て、(一)關東州内に於ける食糧品又は原料品 (二)州内の原料で製造したもの (三)主として滿蒙に産する無稅原料で製造するもの内、内地に不足し内地産業に影響が少いものなどに關して内地輸入税免除の制度を見るに至つた。

右の法律に依つて輸入税の免除を得たのは生果外二十九種であるが、此の内主なるものは生果(苹果、葡萄、梨、桃、櫻桃、其他) **コイルタール**を主要原料とした消毒劑 **エーシヨン**、黄麻絲及黄麻線、油布、**ポートランドセメント**、耐火煉瓦、耐火性粘土製品硝子板等九種である。

尙朝鮮から若は朝鮮を通過して滿洲に輸入せられ、又は滿洲から朝鮮に若は朝鮮を通過して輸出せらるる安東經由の鐵道貨物に對しては大正二年六月の鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減の日支間の取極に依つて海關税率の三分の一の減税の特典を受けてゐたが昭和五年五月の日支間關稅に關する協定取極めに依り昭和五年九月十六日以降之を廢止することになつた。

第二 貿易概況

滿洲貿易の概況を見るに明治四十年、四十一年は輸入超過、四十二年から大正四年迄は輸出超過、大正五年乃至八年は輸入超過を示し大正九年から引續ぎ輸出超過を示し、大體に於て輸出超過を常例としてゐる。即ち昭和四年に於ける關東州貿易は輸出金額三億七千二百五十萬圓、輸入額二億九千六百五十萬圓合計六億六千九百萬圓であつて輸出超過額七千六百萬圓輸入額の内外國又は日本産二億一千七百五十萬圓、支那品七千八百九十八萬圓輸出額の内滿洲産三億五千八百十五萬圓、其の他産一千四百三十五萬圓である。(金一圓四十五錢を以て現海關兩一兩に換算する)

尙關東州に於ける貿易は逐年發達の趨向を示し、前掲昭和四年の貿易高は昭和三年に比して一億四千二百二十七萬圓を増加してゐる。(輸出八七、五三六千圓―輸入五三、七三四千圓)而して當地輸出品の主なるものは大豆、豆油、豆粕、高粱、小麥、石炭、柞蠶等であつて輸入品の主なるものは米、砂糖、煙草、綿織物、麻袋、車輛、機械、建築材料等である。その概況を示せば左の通りである。

滿洲貿易 (昭和三年)

税關	輸 出		輸 入		計
	金額	噸數	金額	噸數	
愛 瑣	九六七、七一三		一、四一三、五五六		二、三八一、二六九
哈爾濱屬關	八〇、三一九、四〇〇		二八、六五八、六六一		一〇八、九七八、〇六一
北滿 琿春	一、六四七、六九八		一、四四三、〇七八		三、〇九〇、七七六

合 計	南 滿		龍 井 村		計
	牛 莊	大 連	安 東	計	
三、〇六三、七二九	三、〇六三、七二九		五、〇五八、七八〇		八、一二二、五〇九
八五、九九八、五四〇	八五、九九八、五四〇		三六、五七四、〇七五		一二二、五七二、六一五
四九、八八六、三二三	四九、八八六、三二三		四八、七八五、八五五		九八、六七二、一七八
二六二、四六四、六〇五	二六二、四六四、六〇五		一六八、九四六、五七九		四三一、四一一、一八四
三五、六八五、九五六	三五、六八五、九五六		四八、六四九、三九五		八四、三三五、三五二
三四八、〇三六、八八四	三四八、〇三六、八八四		二六六、三八一、八二九		六一四、四一八、七一一
四三四、〇三五、四二四	四三四、〇三五、四二四		三〇二、九五五、九〇四		七三六、九九一、三二八

尙右記の貿易額の割合を見るに南滿洲貿易は滿洲總貿易の八割三分で大連貿易は滿洲總貿易の五割八分に相當し大連對日本貿易は大連總貿易の五割一分に相當する計算である。

關東州國別貿易表 (昭和四年)

國 名	輸 出	輸 入	計	百分率
日本内地	八七、八二二、二七〇	八八、一二四、一九八	一七五、九三六、四六八	三八・〇
朝鮮	二、〇八八、〇一八	一、七六九、五二四	三、八五七、五四二	〇・八
民國	五二、九六四、八〇五	五四、四六九、七九六	一〇七、四三四、六〇一	二三・三
香港	四、六三三、四九〇	一二、四六一、八六五	一七、〇九五、三五五	三・七
英領印度	一二四、四二八	五四八、二四五	六七二、六七三	〇・一
關領印度	五、八二八、九一七	二六一、七一三	六、〇九〇、六三〇	一・四
英吉	二一、四五五、七七二	六、一六六、九一六	二七、六二二、六八八	五・九
計			三三五	

品名	佛蘭西	獨乙	白耳義	伊太利	和蘭	北米	加奈陀	埃及	其他	計	
小麦粉	一、二二三、六七七		五、〇七一、二四五	二五二、〇六九	三、九三三、三九二八	二、三、九八七、二七五	七、一三二、二九三	二六六、九〇六	二六、七一一、〇八六	一三、五五九、九四六	二五八、九五三、五二五
大豆	二七七、二七四		八、七六七、六三九	五、三二九、〇九六	一、三二一、二四九	一、一一七、七三七	一九、七一一、九〇三	一、五七〇、六二三	一、一一六	二、六〇五、四二一	二〇四、四九六、三二五
豆	一、四〇〇、九五二		一三、八三八、八八四	五、五七一、一六五	五、二六〇、五七七	二五、一〇五、〇二二	二六、八四六、一九六	一、八三七、五二九	二六、七一一、二二二	一六、一六五、三六七	四六一、四四九、八五〇
其他雜穀	〇・四		二・九	一・三	一・三	五・五	五・八	〇・四	五・七	三・五	一〇〇・〇
計	三三六										

品名	日本、上海、米國	歐洲	支那諸港	朝鮮	英國、米國、獨乙	玉
小麦粉	日本、上海、米國	歐洲	支那諸港	朝鮮	英國、米國、獨乙	玉
鐵道材料	米國					
砂糖	朝鮮					
機械及部分品	英國、米國、獨乙					

品名	仕出地	品名	仕出地
石	米國	其他雜穀	同
生金布、晒布	支那諸港	石	炭
綿布	同	鉄鐵及鐵塊	日本内地、朝鮮、上海、香港、天津、厦門
絹織物	同	牛馬皮	大阪、神戸
棉花	上海	牛骨及骨粉	同
紙卷煙草	英國、米國、上海		

第五目 南洋群島

南洋群島に於ても關稅法、關稅定率法の適用を受け大正十一年勅令二百九十五號第三條に依つてサイパン、パラオ、アンガウル、ヤルト、トラツク等を開港と定め、關稅の事務は南洋廳長官大藏大臣の監督を承けて掌る。本群島に於ける輸移出貨物の主なるものは燐礦、「コブラ」、砂糖及酒精であつて、此等三者を合して輸移出總額の約九割六分を占めて居る。其の他本群島の特産物である高瀬貝、海參等があるもその額は大きくない。他方輸入貨物の主なるものは、米穀、罐詰及調味品、建築木製品、布帛及布帛製品、衣服裝身具等であつて、此等が輸入總額の約四割九分を占めて居る。その概況を示せば左の通りである。

輸移出入累年表 (昭和四年)

年	輸移入	輸移出
大正十一年	一、八三一、七一八	一、七六九、八一八
大正十二年	二、四五四、一四一	二、三四四、四一四
大正十三年	二、五一三、三九三	三、五三五、四七四
大正十四年	三、六四七、八三〇	五、八六四、五三〇
大正十五年	四、三〇一、八二七	六、六六七、七〇四
昭和二年	三、八一四、四三四	七、八六七、九五三
昭和三年	四、七八二、五九一	八、六二三、七三〇
昭和四年	七、一二二、四七九	八、二五七、三三九

三三八

輸出入概況

(昭和四年)

品名	輸出品 價格	輸入品 價格
穀物、麥粉、澱粉、麵粉類	一〇、四三三	二、六四八
砂糖	一、二〇二	二九一、三一八
酒精含有飲料	九、九四七	三六六
非酒精含有飲料	七八五	二二六
煙草類	五〇	八、八五二
毛皮、革、甲殼、ゴム及其ノ製品	七八	二〇五
油、脂蠟及其ノ製品	一、四一九	一〇三
植物及動物		二、六四八
米及穀類		二九一、三一八
穀物及其ノ他ノ穀類		三六六
蔬菜、果實及種子		二二六
砂糖		八、八五二
煙草類		二〇五
毛皮、骨角甲殼及其ノ製品		一〇三

藥品其ノ他化學的藥品
染料顏料及塗料類
絲綢繩索及其ノ製品
布帛及布帛製品
衣服裝身具帽子、傘、靴類
紙、紙製品、書籍繪畫、文房具類
陶磁器、硝子及其ノ製品
礦物製品
金屬及金屬製品
器具、機械、車輛及運搬具
木材及木製品
雜品

計

七八、三五五

計

六二八、五二五

移出 品名 價額

(昭和四年)

藥品其ノ他化學的藥品	二六六
染料顏料及塗料類	四六五
絲綢繩索及其ノ製品	一、四三四
布帛及布帛製品	一四、七二六
衣服裝身具帽子、傘、靴類	一、八八三
紙、紙製品、書籍繪畫、文房具類	五二七
陶磁器、硝子及其ノ製品	二八九
礦物製品	七、二一四
金屬及金屬製品	三、五三一
器具、機械、車輛及運搬具	二、六〇六
木材及木製品	一、九三九
雜品	一九、五六一
計	七八、三五五

輸入 品名 價額

油及其ノ製品	二、八九八
藥品其ノ他化學的藥品	三二二
其他ノ飲食物	一、六六八
染料及塗料類	一、二二三
絲綢繩索及其ノ製品	二七九
布帛及布帛製品	四、一八一
衣服裝身具、帽子、傘、靴類	一、一八八
紙、紙製品、書籍繪畫、文房具類	三九九
礦物及礦物製品	三九四
金屬及金屬製品	四、六三七
器具、機械、車輛及運搬具	一七六、三一七
陶磁器硝子及其ノ製品	一二八、五〇四
雜品	一六一
計	六二八、五二五

三三九

移出 品名 價額

(昭和四年)

移出 品名 價額

藥品其ノ他化學的藥品	二六六
染料顏料及塗料類	四六五
絲綢繩索及其ノ製品	一、四三四
布帛及布帛製品	一四、七二六
衣服裝身具帽子、傘、靴類	一、八八三
紙、紙製品、書籍繪畫、文房具類	五二七
陶磁器、硝子及其ノ製品	二八九
礦物製品	七、二一四
金屬及金屬製品	三、五三一
器具、機械、車輛及運搬具	二、六〇六
木材及木製品	一、九三九
雜品	一九、五六一
計	七八、三五五

三三九

品名	額
蔬菜、果實及核子	八、五〇一
其他ノ飲食物	四四、九〇二
金屬及金屬製品	四、八二〇
器具及機械類	三、五六三
酒精含有飲料	四一、六九〇
雜品	二五、二七三
計	八、二七八、九八四
植物及動物	一、四九五
米	五〇九、二一五
其他ノ穀物類	二〇一、五一一
蔬菜、果實及核子	三三、三〇一
鹽	八、三八八
砂	六八、一二五
其他ノ飲食物	六一、五三〇
酒精含有飲料	二二六、〇九一
煙草類	二四三、五四四
毛皮、革、甲殼、護膜及其ノ製品	二九、四〇六
其他ノ油、脂蠟及其ノ製品	一九〇、八五三
石	一〇四、三三六
藥品其ノ他化學的藥品	一一〇、二四九

品名	額
染料顔料及塗料類	四七、三五〇
絲纒、繩索及其ノ製品	一二三、三七七
布帛及布帛製品	三五八、一三三
衣服、裝身具、帽子、傘、靴類	二二七、六五〇
紙製品、書籍、繪畫	八九、二七二
陶磁器、硝子及其ノ製品	四八、九七六
礦及金屬	一五一、九五七
金屬製品	五一四、二〇二
其他ノ礦物及礦物製品	一〇二、九三五
器具、機械、車輛及運搬具	一、三三九、九六六
木材及木製品	四五三、八二五
石	一一三、九一九
炭	五八五、四一八
雜品	六、四九三、九五四
計	六、四九三、九五四

三四〇

尙本群島に於ける開港場はサイパン、バラオ、アンガウル、トラツク及ヤルートの五港でアンガウル港は輸入貨物には制限を附してゐる。

第四節 金融

第一目 朝鮮

第一 金融機關

従来朝鮮の金融組織は甚だ幼稚で金融機關としては一種の信用組合の形態を採る殖利契及貯金契の如きものが存在したが民間金融の需用を満すべくもなく徒に個人高利貸並に高利な典當舖と稱する質屋の跋扈に委ねて居つた。加ふるに中央と地方との金融疏通の如きは公金を利用する外劃と名づくる弊害の多い制度に依つて行はれて居たそれは郡守が徴收した税金を國に納めず直接國の債權者に支拂へと當時の度支部大臣(大藏大臣)が命令し又地方の官廳の經費も中央より送附することなく地方で取立てた税金を直接必要な地方廳に廻して了へといふが如き之等の命令を外劃といつて居るのである。一方市中の商取引も於音と稱する不完全な約束手形に依つて行はるゝ有様であつた。於音といふのは金錢の支拂を約束せる票券で其様式は極めて簡單で略一定した大抵長方形の小紙片を用ひ中央に債務額と支拂の約束並に債務者の姓名を記載し捺印せるものである。かくして外劃制度は財政紊亂の一大禍根をなし於音は手形の濫發に陥り大恐慌を惹起した。後年所謂近世的金融組織の整備さるゝと共に漸く之が廢止を見るに至つた。

一 銀行

三四一

朝鮮に於ては明治十一年に第一銀行が其の支店を釜山に開設したのが近代的銀行の濫觴である。其の後十八銀行が仁川及元山に支店を設置し専ら在留内地人の爲に資金の貸付及爲替業務を營んだが日清戦役後韓國各地の開放に伴ひこれ等日本の諸銀行は更に京城其他に支店を設け之と前後して現在の朝鮮商業銀行の前身大韓天一銀行及漢城銀行の創設を見るに至つたこの兩銀行は全く朝鮮人の設立に係る銀行經營の嚆矢である。

かくして日韓協約後財政制度の確立と共に漸次金融組織も統制され現在に至つて居る。其の概況を述べれば左の如くである。昭和四年十二月末現在に於ける朝鮮内銀行の營業所数は本店十七、支店數百四十六にして前年同期に比し本店一支店二個所各増加して居る。而してこの預金貸出残高を見るに預金二億三千七百五十一萬餘圓にして之を銀行別にすれば特殊銀行一億二千七十七萬餘圓普通銀行一億一千七百三十四萬圓餘である。貸出金は四億二千二百八十八萬餘圓にして之を銀行別にすれば特殊銀行三億一千二百九十萬餘圓普通銀行一億九百二十七萬餘圓である。而して鮮内銀行も經濟の發達に伴はれ其の預金貸出も漸次増加の趨勢を示して居る。(朝鮮銀行調)

朝鮮銀行

朝鮮銀行は舊韓國の中央銀行であつた韓國銀行の業務を承繼したもので朝鮮に於ける中央銀行である。明治四十四年朝鮮銀行法に據り資本金一千萬圓を以て設立せられ、大正九年には一時八千萬圓に増資せるも大正十四年以降資本金四千萬圓、(拂込二千五百萬圓)である。

京城に本店を置き鮮内樞要の地に七ヶ所の支店又内地及外國に二十二ヶ所の支店出張所を置いて居る其の營業科目は銀行券の發行國庫事務の外一般銀行業務爲替信託業務等を取扱つてゐる。銀行券の發行に關しては正貨準備に依るの外五千萬圓を限度とする保證準備發行を爲すことを得尙この外市場の狀況に依り制限外發行を爲すことを得る

のである。昭和四年末に於ける銀行券發行高は一億一千八百七十萬餘圓、預金三千百十九萬餘圓、貸出金四千二百一十一萬餘圓である。

朝鮮殖産銀行

朝鮮に於ける不動産金融機關として大正七年朝鮮殖産銀行令に據つて從來分立して居つた六農工銀行の業務を承繼して設立したもので資本金は現在三千萬圓(拂込二千萬圓)である。本店は京城に在り鮮内各地に支店五十二派出所を有する。尙同行は朝鮮の産業公共事業等に對する金融上の特殊使命を有する。反面に於て政府より種々の保護監督を受け又拂込資本金の十五倍を限つて債券を發行し得る特權を有し昭和四年末に於ける債券發行高は一億九千九百六十八萬餘圓其の貸出金は二億六千六百六十八萬餘圓預金は六千七百六十二萬餘圓である。

普通銀行

普通銀行は銀行令(大正元年制令第五號)に據り鮮内に本店を有するもの十四、其の支店は八十四であつて其の概況は(昭和四年末現在)資本金公稱二千八百五十二萬五千圓(拂込一千五百二十二萬一千餘圓)預金現在高一億一千七百三十四萬三千圓貸出高一億九百二十七萬七千圓である。外に内地に本店を有する四行の支店がある。

貯蓄銀行

昭和三年制令第七號貯蓄銀行令に依り昭和四年七月一日朝鮮貯蓄銀行が設立せられた資本金五百萬圓内拂込濟百二十五萬圓であつて昭和四年末現在の預金額二千三百三十五萬圓貸付金額六百一萬餘圓である。

二 手形交換所

明治四十三年七月鮮内に於ける信用取引の基礎を作るため京城に始めて設立せられ京城各銀行を其の組合員とし組

合銀行間の手形小切手の交換を開始した。續いて仁川、釜山、平壤、元山、大邱、木浦、群山、鎮南浦の要地にも相次いで設立さるるに至つた。昭和四年末に於ける同年の手形交換高は十二億二千八百二十三萬餘圓にして其の枚数は二百四十八萬餘枚である。

三 東洋拓殖株式會社

東洋拓殖株式會社は明治四十一年日韓兩政府の協定の下に創設せられ東洋拓殖株式會社法に據り拓殖事業經營と共に殖産資金の供給に努め爾來不動産金融機關として朝鮮産業の發達に貢献しつつある。初め本店を京城に設置したが其の後大正六年十月本店を東京に移して今日に及んで居る。同社の資本金は五千萬圓（設立當初は一千萬圓であつたが、大正七年五月貳千萬圓次で大正八年更に之を増加して五千萬圓と爲した）現在拂込額は參千五百萬圓であるが尙會社は同會社法に依つて拂込額の十倍を限度として社債を發行し得る特權を有し發行額は昭和四年末現在高一億七千二百九十一萬餘圓にして貸出金は七千二百三十八萬圓餘圓である。

四 信託業

朝鮮に於ては信託關係法規は單に擔保附社債信託法あるのみにして未だ信託法及信託業法の施行なく従て一般信託業務を營むものに對して法制上統一せる適確なる指導監督方法を缺くの状態である。

鮮内に於て信託業としては從來二三の外未だこの種會社の設立を見なかつたが大正八年の好況時代出現するに及んで之が營業をなすものを簇出し其の傾向は不況時代に入るも尙止まずして漸次増加の情勢を示しつつ今日に至つた。昭和四年九月末調査に依る信託會社なる名稱のもとに業務を營むものの狀況を示せば會社數三十公稱資本金一千三百三萬三千圓（拂込四百二十六萬七千圓）諸積立金六十六萬六千圓、受託金五百八十三萬五千圓、貸付金八百六

十四萬九千圓である。

擔保付社債信託法は大正九年十一月より施行せられたのであるが同年春季財界變動以來一般事業界は沈衰狀況を持續せる關係上之が取扱は振はずただ朝鮮殖産銀行の昭和四年二月取扱つた京南鐵道株式會社の分七百萬圓を存するのみである。

五 金融組合

明治四十年鮮内下層農民の金融機關たらしめるため金融組合規則公布せられ次で大正三年地方金融組合令大正七年金融組合令に改められ從來の村落金融組合の外更に小商工業者を組合員とする都市金融組合の設立を認めここに庶民金融機關として重要な地歩を占むるに至つた。

而して組合の主なる事業は組合員に對する貸金並に一般預金等であつて大體内地の信用組合と類似して居るが理事は官選で其の設立に際し一萬圓以内の基本金の下附並に以降三年間は其の所要經費の一部の補助を受ける等其他の國庫補助を受け朝鮮總督府の嚴重なる保護監督の下に置かれてゐる。其の趨勢を示せば次の如くである。

年 度	組合數	組合員數	資 本 金		積立金	借入金 現在高	預金 現在高	貸出金 現在高	純益金
			拂込 出資金	政 府 下附 金					
大正三年度	三三八	五九、七七二	七、四〇〇	二、三三五	四九二	三九	六八	二、四八八	四七
昭和元年度	五〇七	四四六、五七六	八、九九一	二、四一七	八、四四四	三三、七七二	五四、九〇五	七六、〇八二	一、九〇〇
昭和四年度	六三二	五八八、五六〇	八、五六一	三、七七七	一一、二九五	四六、八三六	三九、四九九	一〇四、九三一	一

而して都市組合六十一、村落組合五百三十九にして一組合平均約四・一箇面である。組合員数は全鮮總戸數の四分七厘に相當し農業者は其の八割九分を占め商業者之に次ぎ逐年組合員數の増加を見つつあるも未だ其數低きに在り更に組合數の増設に俟つと共に一層組合主義を中下層階級に擴充し以て益々小産者組合員の増加を圖ることが當面の問題として重要視せられて居る。

金融組合の現状は前述の通りであるが此等多數組合の統制連絡の爲各道に金融組合聯合會がある。各聯合會は朝鮮殖産銀行を中央金庫として所屬組合の資金の融通調和を圖つてゐる。尙朝鮮金融組合協會は組合運動の指導獎勵を爲し組合理事者の共濟事業を行つてゐる。組合聯合會は大正七年の設立に係るが昭和四年末現在業務概況は左の如くである。

金融組合聯合會數		一三	
借入金	一七、八四五、三八〇圓	積立	一、六六八、七五五圓
所屬會員數	六八一一人	預り	三六、二三三、五〇四圓
出資拂込濟	三七八、〇七四圓	貸付	四六、〇一六、四一六圓
政府貸下金	二、六〇〇、〇〇〇圓	現金	八、七二四、五四一圓
		純益	二六六、六一一圓

六 無盡業、質屋及個人金融業者

朝鮮に於ける無盡業も古より下層金融機關として相當の役割を果して來たもので大正十一年制令第七號朝鮮無盡業令に據つて居る。昭和四年度現在の狀況は營業者數三十二、組數七百七十、公稱資本總額三百七十四萬圓(拂込百十七萬三千圓)給付契約高五千二百八十八萬六千圓、契約者數は本年六月現在で三萬四百二十八人である。この外質屋に就ては昭和四年九月末現在で内地人六百十一人、朝鮮人の典當舖(質屋)六百六十九人、民國人三人合計一

千二百八十三人にして前年同期に比し三百八十人の減少を來して居る尙個人金貸業は内地人三千三百八十四人、朝鮮人八千六百六十五人外國人三十四人計一萬一千五百八十三人自昭和三年十月至昭和四年九月最近一ケ年の貸出高七千九百六十七萬二千餘圓に達して居る。

七 金融を目的とする契

朝鮮に於ける契は其の目的の範圍は極めて廣汎であるが大體一種の組合契約に基いて一定の財産を利殖し地方公益又は契員の親和利益を圖る團體であるといふことを得公共事業、扶助、産業、金融、娛樂を目的とする五種に大別される。而して金融を目的とする契は漸次金融組合に依つて代はられる趨勢に在るが其の種類は現在金融契(一)殖利契(二)貯金契(三)商務契(四)興農契(五)等約三十一種あつて契數二千七百三加入者十三萬四千百三十九人この財産百八萬四千九百十五圓の概況である。

- (註) (一)金融契とは貸付を行ひ契員の金融を緩和する
- (二)殖利契とは基金の利殖を行ふ
- (三)貯金契とは貯金を主眼とするもの
- (四)商務契とは商人間に於て組織され商業資金の融通を行ひ且つ親睦を圖る
- (五)興農契とは低利融通を爲す

第二貨幣

舊韓國に於ては古來一定の幣制なく數百年來専ら孔あきの葉錢(ヨブチヨン)白銅が通用して居つたが明治二十七年銀本位となり次で同三十四年には金本位制に改められ明治三十八年から實施した。

一方之と前後して第一銀行券の無制限通用を公認したが後大正七年勅令第六十號に依り貨幣法朝鮮に施行せられ内地と同様の幣制となつた。且舊韓國貨幣は大正九年限り其の通用を禁止して幣制の統一を計つた葉錢のみは當分通用を許した。
而して昭和二年末の葉錢残存流通は約四百萬圓である。又朝鮮銀行の兌換券發行高は昭和四年末約一億一千八百七十萬である。

第三 爲替及金利

手形交換所に就ては前述の如くであるが今朝鮮に於ける各銀行爲替受拂高を示せば次の通りである。

(昭和五年七月末現在)

銀行名	朝鮮内		對内地		對外國		計	
	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出
朝鮮銀行	11,011,000	1,010,000	17,582,000	2,661,000	6,629,000	778,000	16,213,000	2,440,000
殖産銀行	3,068,000	3,026,000	7,669,000	3,888,000	777,000	169,000	3,306,000	3,333,000
普通銀行	2,251,000	2,331,000	13,011,000	7,335,000	599,000	2,426,000	2,621,000	3,790,000
計	5,560,000	5,567,000	38,273,000	23,884,000	779,000	1,173,000	10,140,000	8,763,000
一月以降累計	3,968,650	3,877,750	13,774,000	1,009,900	482,233	1,237,000	6,318,800	5,513,900

次に金利に就て見るに明治四十四年利息制限令の公布を見一般金利に關し準據すべき規定を示したが其の利率は左の如くである。

元金百圓未満

年三割以下

元金百圓以上千圓未満

年二割五分以下

元金千圓以上

年二割以下

但し質屋營業者の貸借元金五十圓未満及市場に於ける貸借元金三十圓未満の利息は適用しない。更に銀行業の金利状態を見るに次の通りである。

各銀行平均金利

(昭和五年七月末現在)

銀行名	預金			貸出		
	定期預金	當座預金	特別當座預金	通知預金	證書貸	手形貸
朝鮮銀行	5.0厘	4.4厘	1.0厘	1.1厘	1.1厘	2.4厘
殖産銀行	5.0厘	4.4厘	1.0厘	1.1厘	2.7厘	2.5厘
普通銀行	6.1厘	6.4厘	1.2厘	1.3厘	3.4厘	3.4厘
平均	5.4厘	5.5厘	1.1厘	1.2厘	3.0厘	3.0厘

朝鮮銀行同業者貸付金現行標準及最高金利表

(昭和四年末現在)

商業手形割引歩合
國債を擔保とする貸付利子及
國債を擔保とする手形割引歩合
國債以外のものを擔保とする貸付利子及
國債以外のものを擔保とする手形割引歩合

標準一錢八厘
同 一錢九厘
同 二錢
最高二錢三厘
同 二錢二厘
同 二錢四厘

當座貸越及コレスボンデン貸越利子 同 二錢二厘
 朝鮮殖産銀行法定貸付金利 (昭和和四年末現在) 同 二錢六厘
 一般勸業貸付 八分五厘
 公共團體貸付 七分七厘
 非營利産業法人貸付 七分七厘
 産米増殖計畫に基く土地改良資金 平均七分
 産米増殖計畫に基く農事改良資金 聯合會貸付(平均六分七厘)直接貸付(平均七分五厘)
 産米増殖計畫に基く農事改良資金 聯合會貸付(平均六分七厘)直接貸付(平均七分五厘)
 質屋業者及個人金融業者の金利状態を示せば左の通りである。

金融組合金利表

種別	年別	
	大正四年	昭和三年九月一日より
定期預金及据置貯蓄預金	六分	年七分
貯蓄預金	六分	日歩九厘乃至一錢六厘
當座預金	六分	日歩七厘
普通貸付當座貸越及手形割引	三錢乃至五錢	日歩三錢六厘乃至四錢二厘
長期貸付	三錢乃至五錢	年一割一分

質屋業者金利表

(月利)

平均	元金一圓未満	元金五圓未満	元金十圓未満	元金五十圓未満	元金五十圓以上
六分	五分	五分	四分	多くは利息制限令の最高率に依る	

個人金貸業者金利表

市場貸(十圓に對し日歩)		個人貸(元金五十圓未満(月利))		同 百圓未満		同 五百圓未満		同 五百圓以上	
擔保貸	信用貸	擔保貸	信用貸	擔保貸	信用貸	擔保貸	信用貸	擔保貸	信用貸
一二、四錢	一四、八錢	三、四分	四、一分	三、〇分	三、五分	二、六分	三、六分	二、二分	二、五分

第二目 臺灣

第一 金融機關

一 概 說

本島に於ける金融機關は領臺前は銀會又は錢莊等の支那流の如きものであつたが現在は其の跡を絶つて全く内地と同様のものである。その概況は次の如くである。

本店	銀行		信用組合		無盡業		手形交換所
	特殊銀行	普通銀行	市街地	農村	營業無盡業	營業無盡業	
二	一	四	一	六	三	九	六
二	四	一	六	三	九	六	二
五							

支店出張所其他	三四	四五	三	八二	一一	三〇〇	三一一	八
---------	----	----	---	----	----	-----	-----	---

二 銀行

近代式な銀行が臺灣に其の姿を現はしたのは明治二十八年日本中立銀行が其の出張所を設置したのに始まる。爾來同二十九年日本銀行の出張所の設立、次で三十年には法律第三十八號を以て臺灣銀行法の發布となり、三十二年同行開業するに及んで、日本銀行出張所は其の業を閉じた。

以來島内では各種銀行勃興の機運に向ひ今日に及んで居る。今主なる銀行の概況を略記すれば左の如くである。

臺灣銀行

臺灣銀行は本島に於ける中央銀行であつて、前述の如く臺灣銀行法に依り明治三十二年資本金五百萬圓を以て開業し、漸次増資して六千萬圓に達したが昭和二年には一千五百萬圓に減資した。

本店は臺北市にあつて本島樞要の地に十四の支店、内地及外國に十八支店を置く。其の主なる營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、對外爲替金融、擔保附社債信託業務等を取扱ふ。

臺灣銀行券發行高 (昭和四年中)

年次	發行高			月末發行高		補助貨流通高
	最高	平均	最低	發行高	正貨準備	
昭和四年六月	四八、三七七 <small>千圓</small>	四七、五〇八 <small>千圓</small>	四六、三三四 <small>千圓</small>	四八、二九二 <small>千圓</small>	一八、七五二 <small>千圓</small>	七、八四九 <small>千圓</small>
昭和四年十二月	五三、八五一	四七、八八四	四四、一二八	四九、二四一	二〇、〇五一	七、八〇九
昭和四年中	五五、七一一	四七、二七七	四二、五三〇			

日本勸業銀行支店

臺北及臺南に二支店を有し、長期不動産金融に従事して居る。

普通銀行

臺灣に於ける銀行に就ては明治三十一年勸令第二百五號を以て銀行條例を施行し後昭和二年銀行法の制定に伴ひ銀行條例を廢止せる結果、昭和二年勸令第三百四十號に依つて銀行法が臺灣に施行せらるるに至つた。島内に本店を有するもの三行、支店を有するものが一行あつて、昭和五年八月末に於て島内に本店を有する銀行のみの合計公稱資本金額一千二百三十萬圓、拂込済資本金額三十萬四千餘圓である。

而して之等普通銀行の營業狀況は次表にも示す如く、預金總額五千五百八十一萬餘圓、貸出金總額五千三百三十九萬四千餘圓である。

貯蓄銀行

此の外に貯蓄銀行法に依る臺灣貯蓄銀行がある。

以上の島内諸銀行に就いてその預金及貸出金現在高を示せば左の通りである。

預金 (昭和五年八月末現在)

銀行	預金					其他	計
	當座	特別當座	定期	通知	別段		
臺灣銀行	五三六、三三三 <small>千圓</small>	二〇、七六三 <small>千圓</small>	一〇、〇六二 <small>千圓</small>	二、六五五 <small>千圓</small>	一、五七三 <small>千圓</small>	二、四二五 <small>千圓</small>	四二、八四一 <small>千圓</small>
日本勸業銀行支店	一一一	五三三	五六三	二八	五八一	(日銀預金)	一、七二六

